

御津松原
御津濱磯

津したる上、多数の船を以て江口に迎へられて難波館に入りしが如き、今日より見れば津頭より直に難波館に入るの捷徑なりしが如くなるも、是れ當時に於ける迎接の順序たりしものと思はる。津頭の景況等に關しては舊史に見ゆるものなきも、船舶の出入頻繁を極めて埠頭の殷賑なりしは難波津の全盛時代にして、難波津の衰微と共に寂寥を來し、漸次地形の變化に依りて埠頭の没したるものなるべし。萬葉集以下の諸書に御津水門・御津濱・御津江・御津浦と見ゆるは皆此の御津に關するものにして、三津と書せるものは御津の借字なり。又其の附近は御津の松原にして、北方は安曇江に連り、長汀曲浦は松林と相映じて風景明媚の勝區を爲し、御津濱磯も此に行はれしものならん。

萬葉

天平五年癸酉春閏三月笠朝臣金村の入唐使に贈れる一首並短歌

玉下すき懸けぬ時なくいきの緒に 吾か思ふ君は空蟬の詠かしこみ夕されは 鶴か妻ふ難波湯三津埜より大船に
き梅しぬき白浪の高き荒海を島傳ひ別れ行かば 留まれる舌はぬき取り祝ひつゝ 君を待たんばや還りませ

返歌

波の上より見ゆる小島の雲かくりあないきつかし相別れなば 玉きはる命に向ひ戀ひんより 君か御船の梶杓にもか

同

天平五年入唐使に贈れる歌一首並短歌

作者不詳

そら見つ山跡の國青丹によし平城の都ゆ 忍照る難波に下り 住吉の三津に船乗り直渡り日の入る國に遣はさる 吾
せのか君を懸けまくの 忌々しかしこき住吉の 吾かおほみ神相の軸にうしほきまし船ともに 御立たしましてさし
寄らん磯のさきくこきはてんとまりくに荒き風浪にあはせず平けくめて歸りませ本の國へに

返歌一首

沖つ浪へ浪なこしそ君か船こき歸り來て津に泊るまで

同

好去好來の歌一首返歌二首

山上憶良

神代よりいひ傳てけらくそら見つ日本の國はすめ神の敷しき國言とたまの咲ばふ國とかたり繼さいひ繼かひけり
今の世の人もことく目に見たり知りたり人さばに満ちてはあれと高ひかる日のみかと神ながら愛ての感りに天
の下まをし給ひし家の子と撰ひ給ひておほみこと戴き持ちて唐の遠き境に遣はされ罷りいませ 海原の邊にも沖
にも かんつまりうしほきいますもろくの大御神たち 船の軸に導き申しあめつちの大御神たち 大和の大國みた
ま久方のあまの御空ゆあま翔けり見渡し給ひこと終り還らん日にはまた更に大御神たち 船の軸にみ手うち懸けて
墨繩をばへてたる如くあかをしちかの岬より大伴の御津の濱ひにたゝばてにみ船はばてんつゝみなんいまして
早や還りませ

返歌

大伴の御津の松原掻き掃きてわれ立ち待たむばや歸りませ

同

難波津に御船はてぬと聞えこは紐ときさきて立ちばしりせむ

同

天平五年癸酉遣唐使の船難波を發して海に入るの時親母の子に贈れる歌一首並短歌

秋萩を妻問ふ鹿こそひとりと子ふたつ子もたりといへかこしもの吾かひとりと子の草枕たひにし行けば竹珠をしゝに
貫きたりいばひへにゆふ取りしてゝいばひつゝ吾か思ふあこまさきくありこそ

返歌

旅人の宿りせん野に霜ふらは吾か子羽くしめ天のたつむら

第三篇

國都市町村志

第一章 攝津國

第一節 大阪市

南區

五四七

同

物に屬きて思を發ふる歌一首並短歌

朝されは妹か手にまく鏡なす美津の濱ひに大船に眞楳し、貫き唐國に渡り行かんと直向ふ、駿馬を指して潮待ちてみなひき行けば沖邊には白波高み浦まより漕ぎ渡れば吾妹子に淡路の島は夕されば雲居かくりぬ小夜ふけて行方を知らず吾か心明石の浦に船とめて憂き憂をしつゝ大海の沖へ見ればいさりする海人の小女は小船のりつらゝに浮けり曉の潮みち來れば蘆邊にはたつ鳴き渡る朝なきに船出をせんと船人も水手も聲よひ鳴鳥の漂ひ行けば家島は雲居に見えぬ我かもへる心和くやと早く來て見むと思ひて大船をこき我が行けば沖つ波高く立ちきぬよせのみに見つゝ過ぎ行き多麻の浦に船を止めて濱ひより浦磯を見つゝ泣く兒なすれのみしなかわわたつみの手まきの珠を家つとに妹に遣らむと拾ひとり袖には入れて返し遣る使なければ持てれともしるしを無みとまた置きつるかも

返歌二首

多麻の浦のおきつ白珠ひりへれど又そ置きつる見る人を無み

秋さらば我が船はてん忘貝寄せ來ておけれ沖つ白波

同

多比真人笠麻呂筑紫の國に下る時の歌一首並短歌

たなや女の匣にのれる鏡なす見津の濱へにさにつらふ糺とささけす吾妹子に戀ひつゝ居ればあけ暮の朝霧かくり鳴くたつのれのみし泣かゆ吾か戀ふる千重の九重も慰しめる心もあれやと家のあたり吾か立ち見れば青旗の葛木山にたなひける白雲かくり天さがるひなの國へに直向ひ淡路を過ぎ粟島をそかひに見つゝあき風に水手のこゑよひ夕風に、楫の音しつゝ浪の上をい行きさぐゝみ岩の間をい行きもとほり稻日都麻浦みを過ぎて鳥しものなづさひ行けば家の島荒磯の上に打ちなひきしゝに生ひたるなのりそのなとかも妹にのらす來にけん

返歌

白妙の袖ときかへて還り來む月日をよみて行きて來ましな

天平八年丙子夏六月使を新羅に遣はさるゝの時使人發するに臨みて作れる歌

大伴の御津に船のみ漕ぎてゝは何れの島に慮せんわれ

筑紫の海路に回り來て京に入らんと播磨國家島に到れる時に詠める歌五首の一

大伴の御津の泊に船はてゝ立田の山を何時か越え行かむ

太上天皇^神難波宮に幸し時の歌

身人部王

大伴の御津の濱なる忘貝家なる妹を忘れて思へや

大唐に在る時本郷を憶ふの歌

山上憶良

いさ子とも早や日の木へ大伴の御津の濱松待ち戀ひぬらん

大君の御命かしこみ秋津島大和を過ぎて大伴の御津の濱邊ゆ大舟に眞楳し、貫き朝風に水手の音しつゝ夕風に楫の音しつゝ行きし君いつ來まさんと幣おきていはひ渡るにたは言や人の言ひつる我か心筑紫の山のみち葉の散り過ぎにしと君かたにかを

返歌

たはこや人の言ひつる玉の緒の長くと君は言ひてしものを

大伴の三津の濱へを打ちさらしてより來る波のゆくへ知らずも

朝なきに眞楳こき出てみつゝこし御津の松原波こしに見ゆ

光嚴院禪定法皇は正平七年の比、南山賀名生の奥より楚の囚を被許させ給て、都へ還御成たりし後、世の中をいと憂き物に思召知せ給ひしかば、姑射山の雲を辭し、汾水陽の花を捨て、猶御身を軽く持たばやと思召けり、御荒増の末通りて方籠園頂の出塵の徒と成せ給しかば、伏見の里の奥光嚴院と聞へし幽閑の地にそ住せ給ひける、是も猶都近き所なれば、舊臣の参り仕へんとするも厭はしく、浮世の事の御耳に觸るも冷く思召ければ、來無所止去無住、拄杖頭邊活路通すと中峯和尚の被作途行偽誠に由ありと御心に染て、人工行者の一人をも不被召具、只願覺と申ける僧を一人御供にて山林斗藪の爲に立出させ給ふ、先づ西國の方を御覽せんと思食て、攝津國難波の浦を過させ給ふに、御津の濱霞渡り曙の氣色物哀なれば、遽に被御覽て、

誰待ちてみつの濱松霞らん我が日本の春ならぬ世に

と、打涙くませ給ふ、山遠き浦の夕日の涙に沈まんとするまで興せさせ給て、猶過うしと思召たるに、望無窮水接天、色看不盡山映夕暉と云對句の時節に相叶たるにも、捨ぬ世ならは何故か措る風景をも可見と被仰けるも物悲し

御津八幡宮

御津八幡宮は八幡町にあり、正しくは御津宮と云ひ、祭神は應神天皇にして仲哀天皇・比咩大神を配祀せり。社名は地名の御津に因り。社家の説に依れば、孝謙天皇の天平勝寶元年十一月己酉、八幡大神の託宣に京に向はんとありしを以て、迎神使を遣はされて筑紫の宇佐より京に遷座あるに際し、西海より初めて着し給ひし行宮の趾に祀りしものならんといふ。文祿年間兵燹に罹り社頭烏有に歸し、舊記焼失して由緒の詳ならざるは惜むべし、明治五年郷社に列し、同三十九年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳百九拾參坪貳合五勺にして、本殿・幣殿・拜殿・社務所等相連り、末社に兩大神宮社・事代主神社・塞神社・猿田彦神社・天満神社・稻荷神社・十座相殿社あり。氏地は心齋橋筋一

丁目・同二丁目・久左衛門町・八幡町・三津寺町・南炭屋町・北炭屋町・周防町・西清水町・大寶寺町西の町・鱧谷西の町・疊屋町・笠屋町・玉屋町・宗右衛門町にして、例祭は六月十五日・夏祭は七月十五日なり。木綿尾橋筋を俗に八幡筋と呼べるは、其の筋に當社のあるに依れり。

萬福寺

萬福寺は同町にあり、龜寶山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基を正信と云ふ、四世淨信當地に住し、寛永十三年本願寺良如法主の直弟となり、同十七年當所に建立せり。境内は參百九拾貳坪貳合七勺を有し。本堂・庫裏・書院・鐘樓堂・藥醫門・長屋門を存す。

三津寺

三津寺は三津寺町にあり、復た地名に因めるの寺名にして、七寶山大福院と號し、眞言宗御室派仁和寺に屬し、十一面觀世音を本尊とす。僧正行基の開創にして本尊は聖德太子の刻なりと傳ふ。慶長の擾亂に依り舊記散佚して中世の寺歴詳ならず。文祿年間賢惠なるもの之を中興し、寛政三年類焼に罹りしを、同六年より文化年間に亘りて當時の住職檀信と協力して再建せり。大正三年七月南區難波河原町一丁目にありし末寺松林庵を合併す。同庵は創立の年月詳ならざれども、當寺より寺務を兼行し來りしが、明治四十五年一月十六日の大火に焼失したるを以て遂に合併せしものなり。境内は四百參拾九坪五合を有し、本堂・庫裏・書院・土藏・藥醫門及び地藏堂・寶樹堂・靈牌堂を存す。樟の大本あり、傳へいふ古來大樟樹ありて枝極四方に蔓り、數拾畝の地を覆ひて頗る偉觀を呈し、名木として數へられしが、享保九年三月の大火に罹りて枯死せしかば、河内の深山より移植せしもの即ち是れな

善福寺

りと、舊樹の古株は今に残れり。

善福寺は北炭屋町にあり、獅子吼山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明年間善淨の開創なり。當時は山城國宇治郡山科にありて天台宗なりしが、後、本願寺蓮如法主の直弟となりて轉宗し、明應五年十月大坂に移りしが、爾後屢火災に罹りて、天保十一年九月當所に轉來せり。境内は貳拾八坪五合を有し、本堂・庫裏・書院・長屋門を存す。

中時庵淡々翁終焉の地

善福寺は半時庵淡々翁終焉の所なり。翁は別に勃宰翁の號あり、もと江府の人なり、或は泉州の人なりともいふ。京師に上りて六波羅の邊に卜居し、俳諧に一派を立てしが、後大坂に來り暎洞富天を從へて世に鳴れり。延享の頃には江戸堀三丁目に住し（當時其の近郷の鎮守稻荷社に石の手洗鉢を寄進せり）、ついで堺浦只清の隱宅に移り、晩年此の銚屋町木村某の座敷にて病もなくて歿せり、時に寶曆十一年十一月二日にして八十八歳なり。百川長水と諡し、難波瑞龍寺に墓を建てらる。翁は英邁の才ありて人を歎服せしめしことあるは世の知る所にして、能く人情を察し、常に己の欲する所は一蕎麥・二普請・三能・四芝居・五傾城・六慾・七慾・八九慾なりといひ、他の欲する所の的を指して己が好める所なりとて人を愚弄せし横着者たり。畿内にて點式に青漆肉を用ひしは翁の創めし所なりといふ。

雄子なくや雲のさけ問の不動尊
朝霜や杖て畫きし富士の山

此の句は何ても我が辭世ならんと云ひ居られしに、果して霜月二日に没せしといふ、

古稀の年に

貧乏の年なりけりな福壽草

新屋敷

心齋橋筋二丁目の戎橋北詰北の辻を西へ入る東西通は之を新屋敷と呼び、遊所のありし所なり。其の名は安永二年の遊所名にも載せられ、芝居に見ゆるものに「おその六三」などあり、妓品は他の遊里に比して劣れるも、中流以下の客を迎へて相當に賑ひしが如し。南水漫遊に記する所あれば左に之を掲記すべし。

女郎は一段をとりたれど、段々花やか也、近き頃までは呼屋・置屋もそこ／＼に有しに、次第に賑やかなるによりて、其の隣の豆腐屋、又となりの灸屋も仲間入りして、軒に懸行燈をつられ、千とせ屋・松本屋などめかしかけて終に一とかたまりの色里となり、それ相應に藝子・帮間も涌て出て遊所の道具皆備りたり、女郎は堀江の落・鹽町の仕替など往來し、近き南方の在郷を引受け、木津・難波のふし進入り込つゝ、こんで遊びかけ、問夫の立引、退狀のせりふ、まだ日も暮切らぬ内から筑後の紋の附た手拭類がふりにして、久兵衛や七兵衛やと呼つどひ、草履下駄かまびすし、中にも素人敷入なりといふて、一段侘しき呼屋もあり、婆娑とらじやといふて這入と、誰でも近附の挨拶して置屋へ呼びに走る、傳手に看もいふて来る、女郎綿服仕出しに紫袖の帯、焼桐の引ずりぐわらつかせ、若きはびいどろに綿糸の入つたかんざしやうの物天窓に飾り、座に着て八文粉くゆらせ、手荒くない客と見れば、お前方はこんな所へほんの氣で來やなさらぬと、おかしい所でのぼしかける、手管は相應に覺へたり、素人といふもの折にはあり、近頃けしからず色里めきて繁昌の所なり、

心齋橋は心齋橋筋一丁目と對岸末吉橋通三丁目・四丁目の間なる長堀川に架設せり。明治五年三月工費金壹萬九千五拾參圓餘を投じて從來の木橋を鐵橋に架換え、當時有名のものたりしが、大阪府は更に之を石造に改築するの議を決し、同四十一年六月十七日に起工して、翌四十二年十一月二十二日竣工開通式を行ひ、其の觀は舊に倍せり。總工費は七萬貳千貳百參拾四圓四拾貳錢四厘なり。同橋に當れる街路は謂ゆる心齋橋筋にして、南は道頓堀川の戎橋に至り、北は遠く北船場に連れり。大阪市中に於ける最も殷賑を極むる所にして、各種の商店悉く備はり、日用品より裝飾品に至るまで一として辨せざるものなし。殊に近來時運の發展に伴ひ、店舗の綺羅を競ひ顧客の注意を惹くに汲々たるを以て、街衢店頭益美觀を添へ、行人織るが如く、殊に本聯合の區域に屬する心齋橋筋一丁目・二丁目は其の中樞にして、四時肩摩數撃せり。

町名及び區畫の變遷表

舊名	町名	名	明治二年	同四年	同五年三月	同日	同六年	同九年	同十二年	同十三年	同十四年	同十七年
九之助丁木挽町	同	中の町	五月四日	五月八日	七月改正名	同	同	同	同	同	同	同
長堀心齋町	東大組	に組二番	五月四日	五月八日	七月改正名	同	同	同	同	同	同	同
木挽町北の町	五番組	に組三番	五月四日	五月八日	七月改正名	同	同	同	同	同	同	同
心齋橋筋一丁目	五番組	に組四番	五月四日	五月八日	七月改正名	同	同	同	同	同	同	同
大寶寺町	六番組	に組一番	五月四日	五月八日	七月改正名	同	同	同	同	同	同	同
長堀十丁目	東大組	に組三番	五月四日	五月八日	七月改正名	同	同	同	同	同	同	同
尾上町	五番組	に組三番	五月四日	五月八日	七月改正名	同	同	同	同	同	同	同
長堀平右衛門町	東大組	に組三番	五月四日	五月八日	七月改正名	同	同	同	同	同	同	同
道頓堀久左衛門町	六番組	に組五番	五月四日	五月八日	七月改正名	同	同	同	同	同	同	同
木挽町南の町	五番組	に組五番	五月四日	五月八日	七月改正名	同	同	同	同	同	同	同
南傾城町	五番組	に組五番	五月四日	五月八日	七月改正名	同	同	同	同	同	同	同
東の町	五番組	に組五番	五月四日	五月八日	七月改正名	同	同	同	同	同	同	同
中の町	五番組	に組四番	五月四日	五月八日	七月改正名	同	同	同	同	同	同	同
道頓堀宗右衛門町	三番組	に組四番	五月四日	五月八日	七月改正名	同	同	同	同	同	同	同
炭屋町	六番組	に組四番	五月四日	五月八日	七月改正名	同	同	同	同	同	同	同
柳町	五番組	に組四番	五月四日	五月八日	七月改正名	同	同	同	同	同	同	同

町名	組番	丁目	區	大區	小區	分區	聯合	役場
大寶寺町	六番組	に組一番	七區	二大區	七小區	六小區	第六分區	第五戶長 役場
長堀十丁目	東大組	に組三番	七區	二大區	七小區	六小區	第六分區	第五戶長 役場
尾上町	五番組	に組三番	七區	二大區	七小區	六小區	第六分區	第五戶長 役場
長堀平右衛門町	東大組	に組三番	七區	二大區	七小區	六小區	第六分區	第五戶長 役場
道頓堀久左衛門町	六番組	に組五番	八區	二大區	八小區	六小區	第六分區	第六戶長 役場
木挽町南の町	五番組	に組五番	八區	二大區	八小區	六小區	第六分區	第六戶長 役場
南傾城町	五番組	に組五番	八區	二大區	八小區	六小區	第六分區	第六戶長 役場
東の町	五番組	に組五番	八區	二大區	八小區	六小區	第六分區	第六戶長 役場
中の町	五番組	に組四番	七區	二大區	七小區	六小區	第六分區	第五戶長 役場
道頓堀宗右衛門町	三番組	に組四番	七區	二大區	七小區	六小區	第六分區	第五戶長 役場
炭屋町	六番組	に組四番	八區	二大區	八小區	六小區	第六分區	第六戶長 役場
柳町	五番組	に組四番	七區	二大區	七小區	六小區	第六分區	第五戶長 役場

舊名	町名	明治二年 五月四日	同四年 五月八日	同五年三月 上日改正名	同日	同六年四月 月五日	同九年九月 月五日	同十二年 二月廿日	同十三年 七月二日	同十四年 八月廿日	同十七年 十月一日
道頓堀雪駄屋町	松原町	六番組	ぬ組一番	同	同	同	同	同	同	同	同
毛織町	周防町	六番組	ぬ組二番	周防町	八區	二大區	二大區	六小區	第六分區	第六聯合	第六戶長役場
三津寺町	南毛織町	六番組	ぬ組三番	八幡町	八區	二大區	二大區	六小區	第六分區	第六聯合	第六戶長役場
		六番組	ぬ組三番	三津寺町	八區	二大區	二大區	六小區	第六分區	第六聯合	第六戶長役場

第六聯合 (大寶寺常小學校 (設置負擔區域))

長堀橋筋一丁目・同二丁目・鱧谷中の町・大寶寺町中の町・東清水町・千年町・玉屋町・笠屋町・疊屋町・宗右衛門町 (十ヶ町)

本聯合は島之内にあり。心齋橋筋の東、長堀橋筋の西にして、長堀川を北にし、南は道頓堀川を限り。もと油町一丁目・同二丁目・同三丁目・銀屋町・紺屋町五丁目・西清水町・大工町・九之助町四丁目・疊屋町・宗圓町・茂左衛門町・鱧谷二丁目・組合七丁目・七左衛門町 (同町長堀川)・長堀心齋町 (同上)・道頓堀宗右衛門町 (部)・常珍町・下樽屋町切丁・綿町・南新町・道頓堀塗師屋町・同笠屋町・同御前町・南疊屋町・道頓堀布袋町の二十五ヶ町なりしが、後、疊屋町・宗圓町・茂左衛門町の三ヶ町を合併して長堀茂左衛門町と改稱し、紺屋町五丁目を分ちて山崎町・南紺屋町の二ヶ町となし、西

清水町を分ちて岩田町・綿袋町の二ヶ町となし、且、銀屋町を白銀町、大工町を中津町、九之助町四丁目を南米屋町、組合七丁目を高間町、七左衛門町を長堀次郎兵衛町、下樽屋町切丁を酒邊町、綿町を南綿町、南新町を玉屋町、道頓堀塗師屋町を南塗師屋町、道頓堀笠屋町を南笠屋町と改稱し、油町一丁目・同二丁目・同三丁目及び長堀次郎兵衛町の四ヶ町は北組に屬し、其の他は何れも南組に屬し來りしが、明治二年五月四日四大組を制定あるに及び、長堀次郎兵衛町及び長堀心齋町は東大組に屬し、其の他は南大組に屬せしが、同三年九月に至り東大組に屬せし二ヶ町も南大組に入れり。然るに同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際し全部異動せり、即ち白銀町・山崎町・南紺屋町を合併して大寶寺町中の町、岩田町・綿袋町に中津町の内を加へて東清水町、油町一丁目・南米屋町に中津町の殘部及び長堀茂左衛門町の内・鱧谷二丁目の内を加へて長堀橋筋一丁目、高間町に鱧谷二丁目の殘部・長堀茂左衛門町の内 (同町は三分して他の一部は鱧谷東の町に入る)・長堀次郎兵衛町の内 (同町は三分して他の一部は橋筋二丁目及び同三丁目に入る)・及び長堀心齋町の内 (同町は三分して他の一部は心齋橋筋三丁目に入る)を加へて鱧谷中の町、油町二丁目・同三丁目に道頓堀宗右衛門町の内を加へて長堀橋筋二丁目、宗右衛門町の他の一部 (同町は三分して他の一部は心齋橋筋三丁目に入る)を宗右衛門町、常珍町・酒邊町・南綿町を併せて千年町、玉屋町・南塗師屋町を併せて玉屋町、南笠屋町・道頓堀御前町を併せて笠屋町、南疊屋町・道頓堀布袋町を併せて疊屋町と改稱せり、依て町数は十五ヶ町を減じて十ヶ町となれり、現在の各町是れなり。而して舊塗師屋町の地には六軒町の異名を存す。

宗右衛門町及び御前町は、もと布袋町・久左衛門町及び立慶町・吉左衛門町・九郎右衛門町・湊町と共に、道頓堀川を中にせる謂ゆる川八町の内にして、道頓堀川の開鑿後に成りし所なり。道頓堀川は今の中河内郡久寶寺村の人安井市右衛門(名は成安、薩摩にして道頓と稱す)其の二弟治兵衛・九兵衛及び親戚の平野藤次と共に、豊臣氏の許可を得て久寶寺村の農民を招き、慶長十七年自費を以て梅津川の小溝に依り、之が開鑿の工事に着手せしが、翌年治兵衛歿し、主唱者たる道頓また大坂方に加はりて元和元年落城のとき亂軍の中に戦歿せしかば、兵亂平定の後九兵衛・藤次の二人専ら之に當り、同年十一月木津川に流入せる川口の工事を終り、長さ貳拾貳町拾壹間半の運河竣成し、南堀と呼べり。其の之を道頓堀川と稱するは、松平忠明の道頓の戦死を憫みて命名せしものなりといふ。かくて開鑿成りしかば、其の兩岸に家屋を建築し、元和二年町割のあるに際して水帳を調製し、町名を立てたるもの即ち此の川八町なり。其の宗右衛門町・久左衛門町・立慶町・吉左衛門町・九郎右衛門町の名は、安井家出入者の名に依りしものならん。

當時島之内は尙空地の個所多かりしかば、元和七年九兵衛(道)の總年寄を命せられたる後、更に其の空地に家屋の建築を命せられたり、蓋し土地の繁榮を圖るの意に出でしものなるべし。依て九兵衛は道頓堀の南岸なる土砂置場(今の幸町二丁、日乃至五丁目)の下附を乞ひ、之を材木置場と稱して用材の貯藏所に充て、盛に工事を起せしといへば、島之内の各町は此の時より多くの家屋成り漸次繁榮を來せしなるべし。而

六軒町

宗右衛門町及び御前町の遊所

して其の繁榮を助長したるものは、河南に於ける各町と同じく其の芝居及び遊所の影響ならん。遊所は其れのみならず當區域に於ても前には塗師屋町に存し、後には宗右衛門町及び御前町にも起れり。塗師屋町を六軒町と呼べるは、同町に河内屋・桔梗屋・美濃屋・堺屋・春木屋・重井筒屋といへる六軒の青樓ありしに依れり、青樓は風呂屋の變形せし一種の遊所たりしものならん。近松門左衛門作の院本重井筒に「月は早や渡り初めして中橋や、六軒町の小夜格子、唐土の聖人の曰く、色の徳には隣あり、向ひ兩側輝す、軒の燈火目印に、昨日も今日も明日の夜も、重ね井筒の釣瓶繩、手繰來いと夜すがらや」と記せるは、同町に於ける重井筒屋の夜景を描けるなり。同樓の抱女にお房といへるあり、上町の紺屋徳兵衛と寶永元年十二月十五日の夜、高津の大佛勸進所に於て情死せしかば、同院本は之が爲めに出でたり。是に依りて見れば同町に於ける此の遊所は、當時以前より存したるなるべし。其の廢絶の年月は詳ならざれども、寶曆の頃には僅に其の俤を殘せしといふ。小三金五郎浮名額の綿屋小三、宿無團七時雨傘の岩井風呂お富、八重霞浪華濱荻の新屋敷福島屋おその等は、何れも同町に於ける賣女の芝居淨瑠璃に脚色せられたるものなり。又宗右衛門町及び御前町に於ける遊所の起りも同じく詳ならず、安永年間の遊所名に見ゆれば其の以前なるべし。天保十三年の整理に際し九郎右衛門町に移轉したるも、安政四年土地繁榮策の講せらるゝに及び、復た宗右衛門町に五拾軒・御前町に貳拾軒の新規茶屋渡世を許可せられて公許の遊所となれり。然るに御前町にあるものは衰微して慶應の頃までに廢絶し、

宗右衛門町のみ繼續繁榮して南地五花街の一に數へられ、大正七年十二月三十一日の現在調に依れば、藝妓置屋七軒・貸座敷七拾壹軒にして、娼妓なく藝妓のみ五百九拾八人を算し、品格の高尙優美なるは他の四花街に冠たり。明治維新以前にありては、置屋に於て宗右衛門町の伊丹幸・伊丹駒・天王寺屋・見山屋・三宅・平辰の名聞え、茶屋に於て同町の富田屋・御前町の久代屋最も繁昌せしが、久代屋・伊丹駒・天王寺屋は已に退轉し、今は見山屋・三宅・平辰のみ舊業を繼續し、伊丹幸は置屋の外に貸座敷を兼ね、富田屋は貸座敷の外に置屋を営みて共に全盛を極め、新興の大和屋之に次げり。大和屋は十五六年前以來の置屋貸座敷なり。

安井氏の邸址は長堀橋筋二丁目なる日本橋北詰北へ入る東側にあり、舊宗右衛門町の内なり。慶長十九年同氏拜領の邸地にして、徳川時代を通じて町役を免せられ、子孫相繼ぎて南組の總年寄を勤め明治の初年に至りしが、今は他の所有となれり。大正三年十一月十九日其の祖道頓及び道下は、遺功を賞せられて共に從五位を追贈せられ、紀功碑は其の邸地に建設せらる。道頓堀川沿岸各町の今の繁榮は、道頓及び道下の同川開鑿の力に負ふ所大なるを以て、其の功を表彰せんが爲め大正四年府知事大久保利武氏の發意に依り、沿岸有志の醜金を以て同年八月之が建設に着手し、同年十一月竣成せしものなり。碑石は富島町に於ける河村瑞軒の紀功碑と等しく、先年安治川浚渫の際、河底より掘上げしものにして、往時大坂城築設用の爲め遠國より輸送し來れる時、過りて沈めしものならんといふ。

安井氏の邸址

道頓・道下
紀功碑

從五位安井道頓・安井道下紀功碑

大正三年十一月 聖上幸大阪、追褒先民有功徳者、降旨贈位、安井道頓及從弟道下亦並見贈從五位、蓋報開通漕渠之功也、道頓諱成安、稱市右衛門、薙髮號道頓、河内人、其先出自足利氏支裔澁川滿貞、滿貞子安重始領播磨安井郷、因氏焉、三世之孫曰主計頭定重、與二弟正定次並仕于織田氏、居河内澁川郡久寶寺城、石山之役敵軍來攻、定重死之、正定亦創、城遂陷、定次後仕于豊臣秀吉、實道頓父也、秀吉築大阪城、定次父子督工築壕、秀吉賜地城南以賞之、當此時大阪烟火漸密、而城南則慮獲發生、未有居民、道頓乃與從弟正定吉及族人平野藤治等謀、欲開漕渠以便招徠、慶長十七年徵役大於舊里、捐貲起工、定清稱治兵衛、定吉即道下、稱九兵衛、定正二子也、翌年定清歿、既而大阪役起、道頓感恩義、奮然投四軍、元和元年五月八日城陷、道頓殉難、於是道下與藤治協理後事、至是歲十一月渠成、自東瀨堀川導河水以至木津川、其長二十二町十一間餘、其濶上流二十間、下流三十四間、初稱南堀川、建松平忠明爲大阪城主、憫道頓死事、特誄其遺功、更名道頓堀川云、藤治後仕幕府、道下則奉幕命經營市井、構屋處商、於是斯渠兩岸既得漕運之便、又有市廛之設、遠邇皆蒙其利、多四方來住者、逐月積歲、物阜人衆、昔日沮洳之場今則爲舟車之會、繁華盛麗之區、以大阪之漕渠四通、而道頓堀最著、嗚呼忠義大節卓然可傳如彼、其興功濟物惠利被於百世亦復如此、而道下繼志善後、成効顯著、宜矣哉治錫誥命並旌厥績也、道下歿于寬文四年十月十七日、享壽八十三、子孫世爲南組總年寄、至明治維新而廢、道頓・道下既遺棄贈之典、而未有不朽之譽、大阪府知事大久保利武、乃與諸有志者謀、立石紀功、其石浚河所獲、蓋爲秀吉築城之日誤投于水者、君屬予以文、予不敢辭、略敘事蹟、俾後人有以觀感而興起焉。

大正四年八月

西村時彦撰文 磯野惟秋書

端坊は東清水町にあり、一音院と號し、眞宗興正寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず、和泉國日根郡佐野村にありて圓光寺と號せしが、明治二十年十月十日當所に移轉し、同二十

瑞坊

第三篇 國都市町村志

第一章 攝津國

第一節

大阪市 南區

五六三

圓融寺

七年四月二十五日今の名に改む。境内は貳百拾四坪壹合七勺を有し、本堂・庫裏・書院を存す。
圓融寺は大寶寺町中の町にあり、鳳凰山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基
通三は本願寺良如法主の直弟となりて、明曆二年當寺を創立せり。境内は壹百六拾六坪六勺を有し、
本堂・庫裏・土藏・長屋門を存す。

誓得寺

誓得寺は同町にあり、白銀山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長年中加藤忠
次郎本願寺教如法主に歸依し、薙髮得度して宗吟と法名し、元和四年當寺を創立す。其の後數度火災
に罹りて焼亡せしが、寛政四年檀家の助成を得て十一世教受之を再建せり。境内は壹百參拾四坪壹合
參勺を有し、本堂・庫裏・内佛間・土藏・長屋門を存す。

光清寺

光清寺は鱧谷中の町にあり、青龍山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。門脇中納
言教盛十九世の末孫脇七郎といへるもの、河内國河内郡四條村に住せしが、天台宗に歸依し薙髮して
慈覺院淨圓と稱し、正長元年草庵を結びしが、三世善宗に至り明應五年本願寺實如法主の直弟となり
て眞宗に轉じ、今の寺名に改め、元和五年十一月檀家の請に依りて五世了修之を大坂常盤町一丁目に
移し、安政二年三月更に當所に移轉せり。境内は壹百七拾貳坪八合貳勺を有し、本堂・庫裏・土藏・
鐘樓堂・長屋門を存す。

町名及び區畫の變遷表

舊町名	町名	明治二年五月四日	同四年五月八日	同五年三月七日改正名	同日	同八年四月三日	同九年四月三日	同十二年二月廿二日	同十三年七月二日	同十四年八月廿五日	同十七年七月一日
銀屋町	白銀町	四番組と組一番	同	大寶寺町中	十區	二大區 十小區	二大區 五小區	第五分畫	同	第五聯合	第八戶長 役場
山崎町	南細屋町	四番組と組一番	同	東清水町	十區	二大區 十小區	二大區 五小區	第五分畫	同	第五聯合	第八戶長 役場
岩田町	細袋町	五番組	同	油町一丁目	三番組と組二番	同	同	同	同	同	同
西清水町	大工町	四番組	同	油町一丁目	三番組と組二番	同	同	同	同	同	同
大工町	中津町	三番組	同	油町一丁目	三番組と組二番	同	同	同	同	同	同
九之助町四丁目	南米屋町	四番組	同	長堀橋筋一丁目	十區	二大區 十小區	二大區 五小區	第五分畫	同	第五聯合	第八戶長 役場
譽田屋町	宗圓町	二番組	同	長堀橋筋一丁目	十區	二大區 十小區	二大區 五小區	第五分畫	同	第五聯合	第八戶長 役場
長堀左衛門町	茂左衛門町	二番組	同	長堀橋筋一丁目	十區	二大區 十小區	二大區 五小區	第五分畫	同	第五聯合	第八戶長 役場
鯉谷二丁目	組合七丁目	三番組	同	鯉谷中の町	十區	二大區 十小區	二大區 五小區	第五分畫	同	第五聯合	第八戶長 役場
高間町	四番組	同	同	鯉谷中の町	十區	二大區 十小區	二大區 五小區	第五分畫	同	第五聯合	第八戶長 役場

舊町名	町名	明治二年 五月四日	同四年 五月八日	同五年三月 七日改正名	同日	同八年 四月一日	同九年 四月一日	同十二年 二月廿一日	同十三年 七月二日	同十四年 八月廿一日	同十七年 七月一日
七左衛門町	長堀次郎兵衛町	東一組 十一番組	一組二番	長堀橋筋二丁目 三丁目 三丁目に入る	九區	九二大區 九小區	五二大區 五小區	第五分區	第五聯	第七戸長 役場	
長堀心齋町	東大組 五番組	に組二番	〇心齋橋筋一丁目 三丁目に入る								
油町二丁目	三番組	と組二番									
同 三丁目	三番組	と組二番									
道頓堀宗右衛門町	三番組	と組四番	〇心齋橋筋二丁目に入る								
常珍町	四番組	と組三番									
下樽屋町切丁	酒邊町	四番組	と組四番	千	九區	九二大區 九小區	五二大區 五小區	第五分區	第五聯	第七戸長 役場	
綿町	南綿町	四番組	と組三番								
南新町	玉屋町	四番組	ち組二番		九區	九二大區 九小區	五二大區 五小區	第五分區	第五聯	第七戸長 役場	
道頓堀塗師屋町	南塗師屋町	四番組	ち組二番								
道頓堀笠屋町	兩笠屋町	四番組	ち組三番		九區	九二大區 九小區	五二大區 五小區	第五分區	第五聯	第七戸長 役場	
道頓堀御前町	道頓堀御前町	四番組	ち組三番								
南疊屋町	南疊屋町	五番組	り組二番	疊屋町	九區	九二大區 九小區	五二大區 五小區	第五分區	第五聯	第七戸長 役場	
道頓堀布袋町	道頓堀布袋町	五番組	り組二番								

備考 其の後明治十二年五月大寶寺町中の町は大寶寺町中の町・同新中の町、東清水町は東清水町上の町・同下の町、長堀橋筋一丁目は長堀橋筋上一丁目・同下一丁目、鯉谷中の町は鯉谷中の町・同新中の町に分れ、同十六年四月十六日復稱したることあり、然れども複雑なるを以て本文表中共に省きて茲に附記す。

第七聯合 (道に尋常小學校 設置負擔區域)

鯉谷東の町・鍛冶屋町・大寶寺町東の町・問屋町・竹屋町・南綿屋町・大和町(七ヶ町)

本聯合は島之内にあり。長堀橋筋の東にして三面は河を繞らし、北は長堀川・東は東横堀川・南は道頓堀川を以て之を限れり。もと鯉谷一丁目・譽田屋町・宗圓町・茂左衛門町(以上三町)・九之助橋筋の内鍛冶屋町・九之助町一丁目・同二丁目・堀詰材木町・南問屋町・卜半町・南竹屋町・灰屋町・道仁町・高津町・道頓堀大和町の十五ヶ町なりしが、後、譽田屋町・宗圓町・茂左衛門町の三ヶ町は合併して長堀茂左衛門町、九之助橋筋の内鍛冶屋町は分れて鍛冶屋町一丁目・同二丁目・關町の三ヶ町となり、且、堀詰材木町は小西町、灰屋町は石灰町と改稱し、何れも南組に屬し來りしが、明治二年五月四日南大組に屬し、同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際し、大和町を除くの外は悉く異動せり、即ち鯉谷一丁目に長堀茂左衛門町の内(同町は三分して他の二部は鯉谷中の町・長堀橋筋一丁目に入る)を加へて鯉谷東の町、鍛冶屋町一丁目・同二丁目に關町の内を加へて鍛冶屋町、九之助町一丁目・同二丁目に關町の殘部及び小西町の内を加へて

大寶寺町東の町、南問屋町に小西町の殘部を加へて問屋町、卜半町と南竹屋町を合併して竹屋町、石灰町・道仁町・及び高津町を合併して南綿屋町、道頓堀大和町を單に大和町と改稱せり。依て町數は八ヶ町を減じて七ヶ町となれり、現在の各町是れなり。

南區役所

南區役所は竹屋町にあり、明治十一年七月第十七號郡區編成法に依り四區七郡の制定あるに際し、同十二年二月十日舊第二大區を南區と改定し、役所を南炭屋町廿五・廿六番地なる舊大會議所の跡に設け、翌三月一日より開聽して事務を取扱ひしもの當役所の起原なり、尋で同十三年六月二十七日清水町二十六番地舊清水學校の跡に移り、同十七年一月二十五日鹽谷中の町十七番地に移りしが、同四十二年六月十四日更に當町の舊育英女子高等小學校の跡に移轉せり、即ち現在の所是れなり。

寶泉寺

寶泉寺は鹽谷東の町にあり、金龍山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。崇峻天皇戊申年蘇我大臣河内國波爾布之里に開創せりと傳ふ。天文八年當國住吉郡堺北の庄宿屋町居住賢性なるもの、本願寺教如法主に歸依し、天台宗を去りて眞宗に轉ず、依て賢性を以て中興の開基とす。其の後諸所に移轉し、寛永十四年當所に來れり。境内は貳百九拾六坪七合九勺を有し、本堂・庫裏を存す。

妙蓮庵

妙蓮庵は問屋町にあり、金栗山と號し、淨土宗正林寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿十一年開基道甫居士並に妙蓮禪定尼の開立せし所にして、正徳五年了海和尚之を再建し、三世了善の歿後は住職なかりしが、四世經道・五世玉純を経て福井智光に至り、布教上の便宜に依り明治十一年六月十九日

淨行寺

北平野町より當所に移轉せり。境内は壹百拾九坪四合參勺を有し、本堂・庫裏・書院・土藏を存す。淨行寺は竹屋町にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和二年領益なるもの本願寺寂如上人の直弟となりて創立し、天明二年燒失し、四世芳城再建せしに、明治八年・同十一年の再度に燒亡し、住職照玄更に之を再建し來りしが、同四十五年一月十六日の大火に復た類燒して今は假堂なり。境内は壹百五拾四坪九合九勺を有す。

定久寺

定久寺は鍛冶屋町にあり、大井山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。河内國志紀郡大井村の住人竹中某の孫了念なるもの、元和五年大坂に移り檀徒の協力を得て創立し、寛政三年火災に罹りて燒亡せしを、六世了戒・七世了明檀徒の助成に依りて之を再建せり。境内は壹百八拾七坪參合九勺を有し、本堂・庫裏・座敷・土藏・長屋門を存す。

淨安寺

淨安寺は同町にあり、東峯山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正三年三月了誓の開創なり。當時は堺の大小路にありしが、同九年大坂内安土町に移り、文祿四年本山より寺號を授與せらる。慶長三年大坂町中屋敷換の時安土町三丁目に轉じ、七世了因の代享保十一年九月火災に罹りて燒亡し、當所に移り來りしが、寛政五年十月復た燒亡しければ、九世慶瑞檀家の助成を得て之を再建せり。境内は壹百一拾參坪八合壹勺を有し、本堂・庫裏・書院・小間・玄關・土藏・長屋門を存す。

法案寺南坊

法案寺南坊は大和町にあり、志宜山と號し、眞言宗高野派寶性院末たりしが、大正二年七月二十三日

第八聯合 (高津日本橋尋常小
學校設置負擔區域)

日本橋筋二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目・二つ井戸町・高津町一番町・同二番町・同
三番町・同四番町・同五番町・同六番町・同七番町・同八番町・同九番町・御藏跡町 (十五ヶ町)

本聯合は道頓堀川及び瓦屋町五番町の南にあり、西高津中寺町・下寺町一丁目・同二丁目を東にし
て、高津町十番町・日本橋筋一丁目及び南阪町を西にし、其れより一直線を爲して西は東齋屋町・廣田
町・東は日本橋筋東一丁目・同二丁目間に突入して、南端は恵比須町一丁目に接す。もと喜左衛門町・
毛皮屋町・谷町・尾張坂町・清助町・茂助町の六ヶ町を存し、後、喜左衛門町は長町四丁目、毛皮屋町
は長町五丁目、谷町は長町六丁目、尾張坂町は長町七丁目、清助町は長町八丁目、茂助町は長町九丁
目と改まりて北組に屬するのみなりしも、慶安二年高津五右衛門町、元祿七年十二月西高津町、延享
二年正月西高津新地二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目・同六丁目・同七丁目・同八丁目・同九
丁目の十ヶ町は、西高津村を離れて大坂市街に入り南大組に屬せしを以て十六ヶ町となり、寛政四年
十二月長町四丁目日本橋四丁目、長町五丁目日本橋五丁目と改めたりしが、明治二年五月四日何れ
も南大組に編入せられ、同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際し全部異動せり、即ち日本橋四丁目
を日本橋筋二丁目、同五丁目に長町六丁目の内を加へて日本橋筋三丁目、長町六丁目の残部に同七丁

目の内を加へて日本橋筋四丁目、同八丁目・同九丁目に同七丁目の残部を加へて日本橋筋五丁目、西
高津町の一部を高津町一番町、高津五右衛門町の一部を二つ井戸町、西高津町の一部 (同町は四ヶ分して他
番町・同五番町に入る) 及び高津五右衛門町の残部に西高津新地九丁目の内を加へて高津町二番町、西高津新地九
丁目の残部に同八丁目の内を加へて高津町三番町、同八丁目の内に同四丁目の内を加へて高津町六番
町、同三丁目の内に同四丁目の残部及び同八丁目の残部を加へて高津町七番町、同三丁目の残部を高
津町八番町、同七丁目に同六丁目の内を加へて高津町四番町、同五丁目に同六丁目の残部を加へて高
津町五番町、同二丁目を高津町九番町と改稱す、依て町数は二ヶ町を減じて十四ヶ町となりしが、同六
年十一月十七日御藏跡一圓及び同所東手天王寺村入地を編入し、御藏跡町を作りて町数に加へしかば、
十五ヶ町となり、之と同時に西高津村高津宮島居内の地所を高津町一番町に、同村の内字西寺町孔雀茶
屋の地所を高津町五番町に、同村の内字糸引庵の地所を高津町七番町に、同村の内日本橋筋字關屋町を
日本橋筋二丁目に、天王寺村の内日本橋筋東・西裏手を日本橋筋二丁目・同三丁目・同四丁目に編入し、
西高津村地内に孕まれ居りし高津町一番町の民家一軒は之を同西高津村に編入せらる。其の所屬地に
も亦異動せるものあり、即ち高津町一番町の内なる高津社地は、明治四年五月八日わ組四番の附屬地
たり。而して改正町名中二つ井戸町の名は、其の地に二つ井戸のありしに因り。

往時に於ては大坂市街の南邊に屬せしを以て、其の市街の形を爲せしは中部市街の發達後にありし

も、特に日本橋筋の各町は和泉の堺に通ずる官道に當りしを以て、一線の街路を爲して市中に加はり、同街道は南水漫遊に豊臣氏の時に泉州堺より大坂に通ふに便なる爲め其の頃作りし新道なりと記すれば、同街路は其の後に成りしものならん。其の他の各町は道頓堀川南岸に於ける各町の發達せし影響を受けたるものなるべし。即ち西高津町が元祿の頃に至り人家漸く稠密となりて市街と擇ぶ所なきに至りしを以て南組に入り、谷町二丁目福島屋市郎右衛門・立賣堀北側三丁目備前屋善兵衛が、長町以東下寺町以西にして殆んど方形を爲せる東西貳百八間・南北貳百參拾間餘・反別合計拾八町六畝貳拾七歩の地を買入れ、之に新市街を作るを出願し、享保十八年許可を得て之が開發に従ひ、西高津新地一丁目より九丁目に至る九ヶ町に分ちて同じく南組に入りしが如きは是れなり。而して此の西高津新地一丁目乃至九丁目の地は、其の開發を出願したる翌享保十九年高津入堀川を開鑿して其の東を市郎右衛門・西を善兵衛の持分とせしかば、其の名に依りて福島屋市郎右衛門請所・備前屋善兵衛請所と呼び、概括して單に高津新地とも稱し、其の地は高津入堀川開鑿の爲め壹町七反五畝貳拾歩を川床に没して拾六町參反壹畝七歩に減じたるも、年貢石高は尙ほ貳百拾八石八斗七升を納め、西高津町と共に町役年貢兩様を上納せる謂ゆる市郡兩屬の地たり。其の高津入堀川は前記の如く福島屋市郎右衛門及び備前屋善兵衛の開鑿に係り、長さ四百參拾九間・幅九間の運河たりしが、寶曆二年三月新地の南なる天王寺村領に幕府の米藏を設くるに及び、此の川の南端に東西拾六間・南北貳拾間の船入堀を鑿ち運河と聯絡せしめて

高津入堀川

高津新地御藏

天王寺村錢座

其の漕運に使ならしめらる。御藏場は東西七拾壹間・南北九拾間にして天王寺御藏といひ、また此の地に接するを以て高津新地御藏とも呼べり。而して此の米藏はもと天王寺村錢座のありし所なり。錢座は元文五年銀座年寄徳倉長右衛門・平野六郎兵衛兩名の幕府の許可を得て設け、銅錢を鑄造せし所にして、其の錢は背文に元の字あるを以て世に之を元文錢と呼べり。敷地は參町六反四畝を有し、一年間の鑄造高貳拾万貫に達したりしが、寛保二年九月幕府の廢する所となれり、支配人以下驕奢不正の事あり、且、缺損を生ずるに至りしに依れりといふ。米藏は其の遺址に設けられしものなりしが、寛政三年難波に移さる、今の御藏跡町の名は是に因めり。

高津入堀川
難波入堀川
及び颯川の
聯絡工事

高津入堀川の盡頭は舊御藏の跡に止りしかば、歲月の久しきに及び遂に流水停滞し、汚物沈澱して盛夏の候には惡臭を放ち、衛生上の害少からざるに至れり。依て同川の終點たる字堀止を起點として南は天王寺字水田に至り、稍直角に西に屈折し更に北折して清水橋に出で、颯川に貫流し、以て運輸交通の便を開き併せて惡水排除の用に供せんが爲め、同堀止以下今宮村字山鼻(南海鐵道線路敷地西へ距る拾間)迄は東成郡高津入堀川開鑿普通水利組合に於て擔當し、其の以西颯川に至るの間は大阪市(高津入堀川開鑿普通水利組合)の事業として之を開鑿するに決せしも、同組合は其の豫算額五萬五千九百貳拾四圓の巨額に上り負擔に堪へざるを以て、大阪府は郡都會の議決を経て全額の二十分の一に當れる貳千七百九拾六圓餘を地方税より補助し、同組合は明治二十九年二月工事に着手し、同三十一年二月全部完成せしかば、茲に高津入堀

川は馳川及び難波入堀川と聯絡するに至れり。

極樂川

極樂橋

高津一番町の邊より流れ來りて壹間許の幅を有し、西に向ひて高津入堀川に注げる井路溝あり、俗に之を極樂川と云ひ、其の下寺町一丁目の北端に石造の橋を架して極樂橋の名ありしが、明治の後に埋没せられて溝・橋ともに今はなし。極樂橋の名は寺町及び四天王寺の通路に當るより起れりと記せるものあれども、大蓮寺の記録に依れば同寺の架設に係り、其の院號を橋名に附せしものなりといふ。

溝の側筋

鐘筋

菊畑

井路の跡は街巷の名に残りて溝の側筋と呼び、二番町と三番町との境を爲せり。溝の側筋より電車通を越えて南なる四番町の東南通は鐘筋なり。鐘筋と云へるは東に突當れる下寺町一丁目に大蓮寺の釣鐘あるに依れり。鐘筋と溝の側筋とに連れる同下寺町一丁目筋の西の小路は、以前遊所のありし所なり。遊所は西高津新地六丁目の遊所にして、俗に之を菊畑と呼べり、菊畑の間に青樓の存したるより起りし稱ならん、其の名は字となりて今に残れり。安永二年の遊所名中に高津新地と見ゆるは此の遊所ならんか、明治の初年まではなほ二十軒内外の青樓ありて、同二年八月十四日從來存せし茶屋・置屋等の營業者に株を差免せられて公許せられしも、同四年十一月限り泊茶屋渡世を差止められ、翌五年十月特定地外遊所の廢止に依りて廢絶せり。遊所は是れのみならず高津八番町吉田橋の西邊にもありて、文久年間には十軒許の青樓を存せしが、菊畑に先ちて廢絶せり。

二ツ井戸

二ツ井戸町の二ツ井戸は、今の高津郵便局の東南角なる街路の十字辻におりて、二井相並び清水湧出

船硝山

七小公園の

羽吳神社

高津宮

しけるより呼びなせる名にして、難波名所の一に數へられ、明治五年頃まで存せしが、街路の中央に當りて交通に害あるを以て埋没せられしは惜むべし。又御藏跡町はもと船硝山のありし所なり。徳川時代の末に白硝製造の爲め硝氣ある土を買求め堆積して山を爲しければ、人呼びて船硝山と名づけしものなり、當時市人の間に傳稱せられしが、近時土地の發展に伴ひ壞平せられて今は民家の敷地となり、たゞ空名を口碑に残せり。今上天皇陛下即位御大典の記念たる大阪市七小公園の一は、同町に四百拾八坪貳勺の敷地を撰定買収せられ、大正七年一月二十四日土功に着手し、同年二月九日竣成して開園せらる。羽吳神社また同町にあり、稻荷大神を祀り、當所御藏の鎮守たりしが、御藏の難波に移轉せし後は同町民の崇敬する所となる、もと無格社なりしが、明治三十九年十一月五日大江神社の境外末社となれり。境内は六拾壹坪七合參勺なり。

高津宮は高津町一番町にあり、祭神は仁徳天皇にして仲哀天皇・應神天皇・神功皇后・葦原皇后・履仲天皇を配祀せり。勸請の年月詳ならず。社記に依れば貞觀八年正月十二日朝廷より奉幣あり、尋で社殿を造營し、御供料として河内國古市郡に於て方五十町の神田を寄せられしより以來、毎年正月十二日橘良基に宣下ありて幣帛を捧げられたるも、世移り時去りて社頭漸く頽廢しけるに、村上天皇の康保三年九月貞觀の例に倣ひ社殿を造營して奉幣の儀あり。崇徳天皇の天治元年復た造營あらせられ、降りて後花園天皇の永享二年足利義教社殿を造營し奉れり。當時社は大阪城の邊りにありしが、

天正十一年秀吉の大坂城を築くに當りて今の地に遷座し、承應二年に至り氏子の協力に依りて更に社殿を造營せり、現在の社殿即ち是れにして、寛保元年以後屢修繕を加へられたりと。明治五年府社に列せられ、同四十年十二月九日東區餌差町の村社北高津宮(仁徳天皇)を、同四十一年六月十八日空堀町の無格社金刀比羅神社(大物主神)を、大正元年十二月二十八日長堀橋筋二丁目の無格社稻荷神社(宇賀御魂神、相殿に定次、安富、道下)を合祀せり。合祀せられたる金刀比羅神社は正徳二年の勸請に係り、稻荷神社は安井稻荷(頼靈、道下)を合祀せり。合祀せられたる稲荷神社は安井家の邸内に勸請したるに創まり、後、定次以下の靈と呼び、慶長年間道頓堀開鑿の時宇賀御魂神を安井家の邸内に勸請したるに創まり、後、定次以下の靈を合祀せり。定次は道頓の父、安富は五代目九兵衛の妻久氏なり。久氏は寶永年中道頓堀を埋立て川幅を縮めて築地せんと企つる者ありし時、幕府の之に許可を與へんとせしより、沿岸人民に不平の聲起りしかば、祖先の縁故を述べて其の許可なからんことを訴へしが爲め、遂に許可の議止みしといふ。境内は壹千參百七拾坪貳勺にして、本殿は南に面し幣殿・拜殿・神饌所・神樂所・神輿庫・寶庫・文庫・客殿・社務所・望遠亭等相並び、攝社の比賣許曾神社、末社の皇太神宮社・住吉神社・天満天神社・琴平神社・春日神社・稻荷神社・大宮比賣神社・祓戸神社・惠比須神社・猿田彦神社・高良神社・須佐之男神社・鹽竈神社・御井神社・火彦靈神社・宇治神社・少彦名神社・千歲神社・白菊神社・常高神社・高倉稻荷神社等其の四邊を護れり。比賣許曾神社は阿加留比賣神を祀り、元文以前より鎮座せりと傳ふ。寶物に御眞影和歌壹軸、後柏原・後陽成・後水尾・後櫻町諸天皇の宸翰、後櫻町天皇四方拜香

爐壹個、伏見宮邦房親王の氷室聽書、天文七年十一月十二日足利將軍在判の祭祀憲錄壹卷、同寫壹卷、徳川秀忠祈願書壹軸、蘭林齋の御繪傳壹帖、同附録、高津宮舊蹟考壹帖、其の他多數の古文書・刀劍古具等あり。氏は東賑町・西賑町・松屋町・空堀町・南桃谷町・北桃谷町・田島町・高津町一番町乃至十番町・二つ井戸町・日本橋筋一丁目・同二丁目・南阪町・東櫓町・阪町・問屋町・大和町・竹屋町・南綿屋町・鍛冶屋町・大寶寺町東の町・同中の町・鱧谷東の町・同中の町・長堀橋筋一丁目・同二丁目・千年町・玉屋町・東清水町・宗右衛門町・瓦屋町一番町乃至五番町・住吉町・餌差町・谷町九丁目等にして、例祭は七月十八日、春祭は二月十五日、秋祭は十月十八日なり。其の大阪に深き因縁を有する仁徳天皇を祀れるの故を以て參拜者は常に絶へず、例年節分の夜は殆んど立錫の地なきまでに群衆し、例祭には其の前夜より雜沓を極む。又末社の高倉稻荷神社は賽者殊に多く、全市中の稻荷神社に冠たり。而して社頭の望遠亭は明治三十二年九月仁徳天皇千五百年大祭に際し、同天皇高臺の記念建造物なり。其の地は難波岡陵の西涯に臨めるを以て、近くは全市を双眸に收め、遠くは播淡の翠巒を漂渺の間に認めて頗る眺望に富み、雄且壯なり。又華表内に存する梅の橋及び梅の井は難波津の梅に因みて名づけられしものならん。

自性院は同町高津宮前道路の西側にあり、廣光山と號し、寺名は清林寺なれども普通に院號を以て呼ばる。眞言宗醍醐派三寶院末にして觀音菩薩を本尊とす、本尊は聖徳太子の作なりと傳ふ。寺歴詳

十五年閏八月北組に屬する元伏見坂町、享保九年同組なる元京橋町・元相生町・元堺町、延享二年南組なる高津新地一丁目、明和二年三月天満組なる難波新地一丁目・同二丁目・同三丁目を加へたる爲め、八ヶ町を増して十五ヶ町となり、寛政四年十二月長町一丁目は日本橋一丁目、同二丁目は日本橋二丁目、同三丁目は日本橋三丁目と改稱し來りしが、明治二年五月四日南大組に屬し、同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際し、日本橋一丁目・同二丁目・同三丁目を合併して日本橋筋一丁目、高津新地一丁目に道頓堀立慶町の内を加へて高津町十番町、道頓堀吉左衛門町に道頓堀立慶町の殘部を加へて道頓堀櫓町、道頓堀九郎右衛門町を九郎右衛門町、道頓堀湊町を湊町、元伏見坂町を南阪町、難波新地一丁目を南阪裏町、元堺町に難波新地三丁目の内を加へて難波新地一番町、元京橋町に難波新地三丁目の殘部を加へて難波新地二番町、元相生町を難波新地三番町、難波新地二丁目を難波新地四番町と改稱せり、依て町數は四ヶ町を減じて十一ヶ町となりしが、同六年十一月十七日西高津村の内阪町裏・天神社内外並に南阪裏町を南阪町に編入し、更に相分橋筋を分界として東阪町・西阪町に分ち、道頓堀櫓町も同橋を分界として東櫓町・西櫓町に分ち、難波村の内字難波新地溝の側より南東西角力場筋迄の町々を難波新地五番町、同所角力場筋より南一圓の町々及び字新川を難波新地六番町と改めて南大組に編入せしかば、三ヶ町を増して十四ヶ町となり、同時に九郎右衛門町波芳橋東詰南へ溝の側迄の難波新地祇園町及び同字の新川を、九郎右衛門町・難波新地一番町・同二番町・同三番町・同四番町に

編入し、九郎右衛門町の附屬地たる入堀西側を難波村に編入せり。後、同六年四月十四日更に東阪町・西阪町を合併して阪町と改稱せしかば、一町を減じて十三ヶ町となれり、現已の各町是れなり。

舊道頓堀立慶町・同吉左衛門町・同九郎右衛門町・同湊町の四ヶ町はもと下難波村に屬し、謂ゆる川八町の内にして道頓堀川の開鑿後なる元和二年に成りしは、已に記せる所の如し。而して其の他の各町中元伏見坂町及び元堺町・元京橋町・元相生町の四ヶ町は、他より移轉し來りしものなり。即ち元伏見坂町は玉造にありて伏見坂町と稱し、北組・南組に分屬して各一町を爲せしが、其の北組に屬する分を西高津村字髭剃なる此の地に移して市郡兩屬たり。元堺町・元京橋町は大川の北にありて本堺町・京橋一丁目と呼び、元相生町は相生東町の南側西半部及び相生西町の南側たりしが、享保九年の大後火除地として何れも公收せられたる爲め、代地を下難波村の内なる此の地に與へられて依然北組に屬し、もと相生東町・同西町に許可せられたる煮賣屋十五株・旅籠屋十二株中、煮賣屋八株・旅籠屋十株を收めて移轉せる此の三ヶ町に與へらる、故に町名に元の字を冠して舊地に因めり。又西高津新地一丁目は已に記せしが如く、同二丁目乃至同九丁目の地と共に西高津村より南組に入れり。又難波新地一丁目・同二丁目・同三丁目はもと難波村の内なり、即ち其の地は同村の内にて反別參町貳拾八歩・石高參拾八石六斗參升四合八勺の所なりしが、明和元年九月鈴木町の金田屋正助地代金壹萬貳千兩を納めて之が拂下を受け、以て町家を開設せり。然れども其の新開地たるの故を以て幕府は五ヶ年間の町役

を免じ、且、新に三郷通用の茶屋百六十五株・髮結床五株・茶屋二ヶ所及び所限勸進相撲一ヶ所・能舞臺一ヶ所・茶屋四拾株・揚屋三株を許可して助成されしが、其の天満組に編入せられて町割を爲し町名を附せしは翌二年三月にして、また市郡兩屬たり。

故に本聯合の各町は難波村・西高津村の内より編入せられたるものなるを知るべし。特り長町の各町のみは其の成立の沿革詳ならざれども、南水漫遊に記せるが如く同町を通せる紀州街道は、豊臣氏時代に於て開かれ南方堺を経て紀・泉に通ずる街道筋となりしを以て、當時より漸次發達して其の兩側に狹長の市街を成せしものならん。而して本聯合に屬する其の一丁目は、地理上より見て復た兩村の外には出でざるべし。其の名稱の起原に就ては一説あり、其の説に依れば同町は那古町と呼び、往時の那古浦なるを以て其の名起り、長町と云へるは其の轉なりと。住吉浦の一名を那古浦といひ、相距ること遠からざれば或は此の附近も那古浦と稱せしならん。然れども此の長町は其の名の示せるが如くもと狹長の町なり、狹長の町を長町と云へるは世の常なり、されば其の名は其の狹長なるより唱へ初めし俗稱に依れるにはあらざるか、況んや長町の稱はもと其の最北なる一町の唱へたりしに於てをや。櫓町は芝居櫓のありしより此の名を附し、同町の南裏手は之を芝居裏と呼べり。辨天座の西側を南に入れる街路は竹横町にして、同座の舊名竹田芝居の名に因み、九郎右衛門町は同町に居りし鹽屋九郎右衛門の名を傳ふ。難波一番町にはたらき、同三番町には馬場先、同四番町には祇園町の異名を存し、其の他阪

町の南の東西通には阪町裏、南海鐵道の難波驛より東方日本橋二丁目筋に達する街路には南海筋、阪町より南方電車通に達する街路には油屋横町、法善寺の西裏より西方入堀川に達する通路には中筋、入堀川に沿へる東岸には新川、入堀川より難波新地四番町と同五番町の境を爲して東方千日筋の舊極樂橋の跡に達する街路の北側には溝の側、竹林寺の西側より南方溝の側に至れる間には塀の側の俗稱あり。溝の側と云へるは千日筋より入堀川に注げる溝のありしより其の名起り、塀の側と云へるは塀の内の外側たりしに依れり。塀の内は千日の一部に屬し、塀の側筋と千日筋の間において、北は竹林寺の前より電車道を越えて南は溝の側に達し、東南角の一部に少許の墓地を除きたる七百六坪の地に一廓を爲し、四圍に塀を廻らせるより呼びなせる俗稱にして、長吏の居りし所なり、長吏は即ち天王寺・飛田・天満山と共に四ヶ所の一なり。南方は河原町一丁目に連り、明治の初年迄は寂寞の境たりしが、其の後に至り長吏邸・墓地は撤却、溝は埋没せられて今は繁榮の中心と爲り、人其の遺址たるを知るもの稀なり。蓋し本聯合を通じて今の繁榮を爲せしは、芝居を設け遊所を置かれたるに依れり。

芝居を設け遊所を置かれしは寛永年間なり。當時道頓堀の各町は僅に成りしのみにて、尙大坂市街の南邊は蘆葦の叢生せる寂寞の境たり、依て之が繁榮を圖らんが爲め、安井九兵衛は幕府の許可を得て、同三年通稱芝居町即ち島之内なる勘四郎町より芝居を此の道頓堀に移し、遊女を九郎右衛門町の裏なる下難波村領即ち後の難波新地に置き、是を當地に於ける芝居及び遊所の初めとす。而して芝居は

當時段助なるもの京都より來り、難波村の遊女を出演せしめて於國歌舞伎と稱せしが、女歌舞伎の禁止せらるゝに及び若衆芝居起り、鹽屋九郎右衛門・同九左衛門・大和屋甚兵衛・河内屋與八郎・松本名左衛門・大坂太左衛門等京都より下り、小規模の芝居數座を設けて興行し、頗る人氣を博して漸次繁昌し、各座共人數を増して五十名の若衆を交替出演せしむるに至れり。然るに承應元年七月禁止せられしかば、翌年二月物真似狂言盡の名目を以て出願せしに、鹽屋九郎右衛門・同九左衛門・大和屋甚兵衛の三人に芝居興行の許可あり、尋で松本名左衛門・大坂太左衛門・河内屋與八郎等にも許可ありければ、何れも芝居を興行せり。芝居は皆一幕宛の離狂言にして、舞臺は假建なりしを以て、舞臺の通路に於て見物人より時の花卉を添へて役者に贈物を爲し、是れより花道の稱起れりとなん。延寶年間に至りては漸く進みて棧敷の設備あり、女形には振袖を許され、狂言も亦舞踊を離れて世話に進み、二番三番續となり、世上の出來事を仕組みて直に上場する迄に發達せり。歌舞伎芝居の發達せしのみならず、機根芝居に竹田近江出で、淨瑠璃に虎屋源太夫・伊藤出羽椽・次郎兵衛・井上播磨等あり、説教に與七郎・七太夫あり、舞に數人あり。就中機根芝居は竹田近江の創始に係り、寛文二年千日筋の濱側に一座を建設しけるに、市人は喝采し之を竹田芝居と呼べり。而して各派興行の名代は十八名の多きに上れり。

名代の内譯を記すれば、歌舞伎に松本名左衛門・鹽屋九郎右衛門・同九左衛門・大坂太左衛門・大

和屋甚兵衛・河内屋與八郎の六座、淨瑠璃に伊藤出羽・井上播磨・虎屋源太夫・同次郎兵衛・上野與兵衛の五座、舞に又太夫・兵太夫・市太夫・金太夫の四座、説教に與七郎・七太夫の二座、機根に竹田近江の一座是れなり。此の名代は當時の定限たりしが、與八郎の名代は其の子勘三郎江戸に赴きて消滅し、虎屋次郎兵衛・上野宇兵衛・又太夫・兵太夫・市太夫・金太夫與七郎・七太夫の名代もいつしか其の名を没しければ、歌舞伎に名左衛門(吉左衛門)・九郎右衛門(同)・九左衛門(立慶)・太左衛門(上)・甚兵衛の五座、淨瑠璃に井上播磨(吉左衛門)・虎屋源太夫(立慶)・伊藤出羽(同)の三座、及び之に機根の竹田(同)一座を加へし九座に減じ、播磨の跡は更に竹本座と替れり。竹本座は貞亨二年二月竹本義太夫の建設なり。義太夫は播磨の跡に出で、謂ゆる義太夫節を新に開き、其の獨得の音節は脇の竹本頼母・多川源太夫・人形の吉田三郎兵衛・辰松八郎兵衛の名と相俟ちて名聲海内に喧傳し、殊に近松門左衛門の靈筆に成れる戯曲を語りて滿都の喝采を博せり、後、口宣を拜して竹本筑後縁藤原博教と稱す、竹本座を筑後と呼べるは之が爲めなり。其の門下に豊竹若太夫出で、源太夫座の跡に豊竹座を營み、紀海音を聘して座付作者と爲して興行し、是れ亦名聲を博せり、故に同座は一に若竹座とも呼べり。竹・豊二座の外には竹田の機根人形あり、伊藤の手妻あり、歌舞伎に名優少からず、即ち名左衛門座の嵐三右衛門、九郎右衛門座の片岡仁左衛門、甚兵衛座の岩井半四郎・水木辰之助・萩野澤之丞等は其の最たるものなり。特に三右衛門の立役は名聲を博し、嵐々と持離されければ嵐を姓と爲し、他國より來れる大坂見物

者は天王寺の塔と嵐の芝居を並稱せり。芝居の繁榮に伴ひ立慶町・吉左衛門町の濱にある水茶屋は、木戸札を賣り或は觀客出入の便を圖りしが、元祿十年十一月四十八軒のいろは茶屋起り、いろはの二字を染抜きたる紺暖簾を懸けたるも、なほ其の構へは板圍たりしが、寶曆八年に至りては已に進んで二階建となりしといふ、其の盛況以て想見すべし。寶永二年竹田出雲椽清定竹本座を繼ぎて座主と爲り、太夫に竹本政太夫(播磨少椽)を加へ、豊竹座に豊竹若太夫(越前少椽)入り、豊竹座を東流・竹本座を西流と呼び、道具建等に改良を加へて互に斯道の發達を競ひければ、其の發展最も目覺ましく、延享年中に於ける人形遣の吉田文三郎は特に其の技妙を極め、都鄙に名聲を博せり。歌舞伎は元祿の末より淨瑠璃の爲めに其の繁榮を殺がれたるの觀ありしも、角・中・大西及び東の四座とも興行を繼續せり、角は太左衛門座・中は九郎右衛門座・大西は名左衛門座・東は九左衛門座の改稱せられしものなり。甚兵衛座は當時已に其の名を没せしならん。然るに享保九年三月の妙知焼に中・大西の二座を除ける以外の六座は悉く焼失し、東座は爲めに再興の機なく、豊竹越前之を購ひて其の舊源太夫座より移りて一座を建て、舊名を襲ぎて若太夫座と稱せり。依て淨瑠璃の三座・機根の一座には異動なきも、歌舞伎は減じて三座となれり。

竹・豊二座の盛況は繼續して其の極點に達せるに反し、歌舞伎はあれども無きが如く、寛保二年大西座に於て市川海老藏・尾上菊五郎・山本京四郎等の一座にて、雷神不動北山櫻を演じて古今の大入を取りしも、延享より寶曆に亘りて三座とも屢休業し、特り竹・豊二座の跋扈に任せたりしが、竹・豊二座も寶曆の末に及びて漸く衰兆を來せるに反し、歌舞伎は復た已に新興の氣運に向へり。當時歌舞伎には作者界の奇才並木正三出で、舞臺の改良を圖り、寶曆三年大西座に於て迫上道具を工夫し、同八年十二月角座に於て廻舞臺を考案し、同十一年正月の霧太郎天狗酒齋を出せし時には、西棧敷より向棧敷への宙釣を爲して看客の膽を冷せり。正三の舞臺改良に激せられて大西は舞臺一面を跡迫とし、豊竹座にても追上・追下を工夫しなければ、芝居舞臺は爲めに面目を一新するに至れり。寶曆九年五月大西と中座は類焼に罹りて大西は中絶し、尋で豊竹座は明和二年・竹本座は同四年に至りて退轉し、竹本座の跡は歌舞伎芝居となりて戎座と呼べり。是に於て淨瑠璃座は出羽の一座と爲り、他は竹田の一座と歌舞伎に屬する角・中・戎(舊竹本)・若太夫の四座となれり、新築後の中座には「がんどうがへし」の大道具を創め、名優相繼ぎて出で角座と共に最も繁盛を極め、爾來大芝居となりて競ひ立ちしは前日の竹・豊兩座の如し。かくて淨瑠璃は歌舞伎に壓倒せられしも、なほ太夫に初代豊竹麓太夫・初代豊竹巴太夫・竹本播磨大掾・四代竹本染太夫等出で、其の興行を繼續せり。文政十年二月角座より火を失して戎・中・角丸に延焼し、角丸は遂に再起せざりしかば淨瑠璃座は其の跡を絶ち、歌舞伎の四座と機根の一座のみとなれり。角丸は出羽の改稱なり。然れども表面上に於ては大西・角丸・豊竹の三座も、現存の五座と共に芝居櫓の免許を有せしが、天保十三年空名のもの難波新地の二ヶ所及び其他は廢

せられ、且市内劇場の總てを廢せられて、此の現存せる五座のみに限定せられ、爾後また異動なし。限定せられし芝居は、勤儉質素の勵行と、煩瑣なる檢束及び世の不景氣に阻害せられて不況を繼續せしが、安政四年土地繁榮人口増加策の講せらるゝに及び、世の景氣に伴ひ興行を繼續し來りしも、遂に曩日の盛を見るに至らず、特り多年衰弊を極めし淨瑠璃界のみ三代長門太夫を出して一新の觀を呈せり、同太夫は斯界に於て義太夫以來の名人と稱せらる。されど其の主として勤めし所は稻荷文樂座にして、僅に一回(嘉永五年)竹田座に於て、竹本多満太夫と合作の新淨瑠璃花雲佐倉曙宗五郎住家の段を勤めて、古今の大入大當を取りしことあるのみ。かくて嘉永五年四月再び角座より出火して角・中・大西の三座を焼失し、翌六年外船の渡來ありて世は物騒を極めければ、芝居は門を閉ちて休業するの已むなきに至り、衰頽其の極に達して徳川時代を終れり。

然るに衰頽せる芝居は、明治維新と共に漸次復興の氣運に向ひ、歌舞伎俳優に尾上多見藏・三樹大五郎・五代目嵐璃寛・實川延若・中村宗十郎・中村嘉七・市川右團次(後年嘗入)・中村翫雀・中村福助(後年改む)・嵐橘三郎・中村雀右衛門、同女形に實川正朝・中村慶女・嵐三右衛門・中村紫若等出で、延若・宗十郎最も上手と稱せられ、慶女また其の技を稱せられて、歌舞伎の繁榮せるに反し、機根は次第に觀客を減じければ、竹田座も歌舞伎に轉じて五座共に歌舞伎芝居となり、若太夫座(舊地は竹橋町と相合橋との間にありて、今の井筒といへ)は明治十一年の頃火災に罹り、舊角丸座の跡に移轉改築して朝日座(現同座)と改稱し、つ

いで同十三年の頃竹田座も亦同じく火災に罹り、新築して辨天座と改稱し、戎座も同十三年の頃に浪花座と改稱せられしかば、五座は今の如く角・中・浪花・朝日・辨天の名を爲せり。五座中角・中の兩座は從來の如く歌舞伎の大芝居にして、浪花・朝日・辨天の三座は濱芝居と唱へられ、角・中の兩座には各座附の俳優ありて他の三座に出演することなかりしが、浪花座は其の戎座たりし安政の末より角・中の俳優を入れて興行することとなりしかば、漸次其の位置を高めて中・角と並稱せられ、前記俳優は此の三座附たりしが、其の俳優も多くは已に物故して中村梅玉のみ残れるが中に、實川延三郎・嵐璃笑・坂東壽三郎・中村飛鶴・片岡仁左衛門・中村雁治郎・嵐巖笑・尾上多見之助(大正七年多見藏に改む)・六代目嵐璃寛・中村雀右衛門・中村福助・嵐三五郎・實川延若・市川市藏・中村魁車・市川右團次・嵐吉三郎・片岡我童等の諸俳優は順次續出繼承し、實川延三郎・嵐璃笑・坂東壽三郎・中村飛鶴等は將來を有せる俳優たりしが、若年にして前後世を去り、片岡仁左衛門・中村雁治郎・實川延若は大に其の名聲を博しけるに、仁左衛門は明治四十年の頃より去りて東京に出で歌舞伎座の達物となる。雁治郎は仁左衛門と共に二枚目物を得意とし、殊に巢林子作の心中物等に秀で、大阪劇界の大立物なり。延若は雁治郎より若年なれども、性極めて器用にして何れの役をも善く之を演じて喝采を博せるは、他優の企及し能はざる所にして、雁治郎と共に大阪に於ける當代一方の領袖なり、しかも延若は春秋に富めるを以て今後習練を積み技倆老熟せば名人の名を博するに至らん。中村梅玉は大正九年を迎へ

て七十九歳(天保十二年十月廿五日生)の高齡なるに拘らず、嬰鑠として壯者に伍し、劇壇に重きを爲せるは稀に見る所にして、かつ同優は全國俳優中の金満家なりと稱せらる。かくて歌舞伎の繁榮し來れる一面には新派演劇なるもの起れり。同劇の初めて顯はれしは明治二十年の頃ならん、當初は壯士芝居と呼ばれ、政治運動者の壯士たりし角藤定憲・川上音次郎・高田實・福井茂兵衛等の演じ初めし所にして、漸次世に好評を博し來りて、明治三十年の頃は主として朝日座に於て興行し、同四十年の頃に亘りて全盛を極めたりしが、角藤定憲・川上音次郎・高田實等已に世を去り、福井茂兵衛・喜多村縁郎・小織桂一耶・伊井蓉峯・河合武雄・秋月桂太郎・井上正夫等斯界に其の名を爲し、今は五座の何れにも入りて歌舞伎と交替に興行せり。其の劇場は從來各所有者を異にし來りしが、明治三十七年以來漸次松竹台名會社の所有に歸し、現時にありては五座とも其の經營する所となれり。かくて中座も大正九年の初めに新築落成し、角座も改築工事中なると共に、劇場は社會の進歩に伴ひて設備裝飾萬端更新せられ、殊に電氣の應用せられて以來は舊時の觀を一變せしめしのみならず、從來大芝居の興行は一年間四回許にして、濱芝居は之れよりも稍々多く興行するに過ぎざりしが、大正四年の頃よりは各座とも殆んど間斷なく興行し、歐州戰爭當時よりは興行毎に大入を呈せり。從て見料の如きも次第に高まり、北區堂島船大工町に建築せし梅田歌舞伎座に於て明治三十一年二月の茸落興行に、東京より九代目團十郎・市川八百藏(川中車)・松本染五郎(四郎)・中村富士郎等來り、之に中村梅玉・片岡我當(仁左)・嵐巖笑・

遊 所

尾上多見之助(多見)・中村政次郎(福助)等の大阪役者加はりて開場したるときは、其の棧敷一間(六人)拾六圓なりしに、未曾有の高値なりとて世人は驚きしが、大正九年三月中村雁治郎・中村梅玉等關西の俳優を網羅して開場したる中座の茸落興行には、其の棧敷料は一人前拾圓なりしも大入大當を極めて、同座新築費八拾萬圓は同興行の收入にて償却して尙餘ありしといふ、劇界の盛況以て想見すべし。遊所を下難波村領即ち後の難波新地に置かれたるは已に記せしが如くなるも、其の後の沿革詳ならず。安永年間の遊所名中に難波新地の外なる坂町及び難波御藏堤(幽靈橋即ち今の入船橋東詰北部)の名見ゆれば、當時已に坂町等にも遊所の存したるを知るべし。難波新地の新川に切店といへる長屋の建ちしは享和九年八月にして、當時其の附近に茶屋多く出來て新祇園町と呼べり、祇園町は難波四番町の異名なれば同四番町に遊所の成りしも當時のことならん。天保十三年末に至り日本橋筋より幸町五丁目に至る迄(芝居町地面)に飯盛女付旅籠屋を許し、旅籠屋壹軒に飯盛女二人乃至十人とせしが、翌十四年十月立慶町・吉左衛門町・元伏見坂町・難波新地一丁目は芝居町たるの故を以て、其の旅籠屋を廢して芝居茶屋に轉業せしめ、旅籠屋を泊茶屋・抱女を飯焼女と稱せしめ、泊茶屋の數を限らずして飯焼女の數を八百壹人と定めらる。依て立慶町・吉左衛門町・元伏見坂町・難波新地一丁目の四ヶ町は芝居茶屋の所在地となり、九郎右衛門町・湊町・難波新地二丁目・同三丁目・同四丁目の五ヶ町は泊茶屋の所在地となり、河北の宗右門衛門町にありし遊所を九郎右衛門町に移轉し、湊町にも遊所を生じて深里と呼べり。

然るに安政四年十二月二十二日土地繁榮策の講せらるゝに及び、立慶町に四拾五軒・吉左衛門町に參拾五軒・元伏見坂町に六拾軒・難波新地一丁目に六十軒の新規茶屋渡世を許可して、先の芝居茶屋の稱を廢せられ、九ヶ町は總て公許の遊所地となり、遠近群集しければ遊所は繁榮し、河北の宗右衛門町・御前町と併せて南地と呼ばれる、曾根崎新地を北の新地と呼べるに對せるの稱ならん。遊所は自然其の品格に等差を生じ、九郎右衛門町其の上位を占め、藝妓の送迎には必ず轎を用ひ、他出には假子(女子の紐)又は廻男(男子の同上)を從へ、娼妓の送迎亦同じ、是れ他町に見ざる所にして、阪町・難波新地の青樓には之を迎ふるを得ざりしといふ。故に容貌閑雅・氣品優秀の者多し。同町の泊茶屋に大七・富市・河作あり、深里に堺夏あり、何れも謂ゆる「ふれまい茶屋」にして留守居及び銀主の饗宴を張りし所なり、當時吉左衛門町に得田屋あり亦繁榮せり。阪町は中人以上之に遊び、難波新地は中人以下の遊びし所なり。又各町の内には更に一種の遊所を爲せるものあり、即ち堀の側・溝の側・新川・阪町裏にありしもの是れなり。何れも劣等の所にして就中新川は其の最も甚しきものなり、俗に之をもしく屋と異名せり、もしくは邦俗人を呼ぶの辭なり、往來の人あればもしくと呼びて登樓を勧めしに依れり。然るに湊町の深里は明治四年十一月限り其の泊茶屋を廢せられ、翌五年十月の整理に依りて櫛町・南阪町・九郎右衛門町・難波新地一番町・同二番町・同三番町・同四番町以外の遊所を廢し、同時に九郎右衛門町所屬の新川兩堤防の分も廢止せらる。是に於て遊所地は此の七ヶ町限りとなりしが、明

治十七年の頃より此の九郎右衛門町・櫛町・阪町・難波新地に河北の宗右衛門町を加へて南地五花街の稱起り、又同二十五年の頃より甲部・乙部の區別を生じ、張店のもは乙部に屬せり。乙部は難波新地の内なる其の三番町の南側と四番町の全部なり。五花街は五花街遊廓事務所を設けて其の事務を取扱ひしが、同四十年八月十九日乙部は分離し、別に事務所を設けて難波新地遊廓事務所と號せり。然るに難波新地遊廓事務所内の遊所は、同四十五年一月十六日の大火を機として、翌三月五日其の貸座敷免許地を廢止し、同年四月三十日限り營業を禁止せられて消滅せり、今の東成郡天王寺村大字天王寺字堺田の飛田遊廓は其の移轉地にして、之に代りしものなり。又此の大火に依り街路の整理を行ひ、家屋は建築取締規則に遵ひて新築せられ、且氣運の向上に伴ひ從來存せし劣等遊所の影を留めざるに至りしは喜ぶべし。かくて遊所は年と共に繁榮せしも、青樓等の起仆常なく、前記の各樓は已に退轉し、現時其の全盛を極むるものは、藝妓置屋にありては九郎右衛門町の松本・墨馬・石川・越仲、難波新地二番町の紀の庄・ぬかた屋、娼妓置屋にありては難波新地二番町の伊勢戸・朝日、貸座敷にありては九郎右衛門町の福田屋・大森・天満屋・紀の庄、難波新地二番町の丸岡・北梅等なり。大正七年十二月三十一日現在の調査に依れば、七ヶ町の藝妓置屋拾七軒・娼妓置屋拾六軒・貸座敷四百九拾六軒にして、藝妓九百五拾三人・娼妓九百七拾六人の多數に上れり。而して古來遊女中其の名を留むるものを擧ぐれば、正徳年間に坂町相屋のさかあり、寶曆年間に天満屋のお梅あり、天保年間に楓屋の春路

あり。さかほ正徳五年五月五日の夜一つ屋嘉兵衛と生玉の馬場前に於て情死し、近松門左衛門作の牛玉心中に浮名を歌はれ、お梅は夏祭の扮装に贅を盡して流行歌の主人公と爲り、春路は復た蘆の江飾を以て有名なり。然れども其の芳名を傳ふるものは獨り曉鐘成の「やまごころ」に見ゆる敷島あるのみ。敷島は本名を千代と呼び、藝州可部の人廣島屋萬吉の娘なり、七歳にして孤となり、新町京屋の主人に抱へられて遊女となりしが、其の志操優しく無事に年季を勤め上げ、唐物町の竹細工師鍋屋利八に嫁し、夫に貞、兩親に孝、家内睦しく暮しける内、夫は長病に臥して家運傾きしかば、之を見るに忍びず、夫の許を得て再び身を難波新地の泊茶屋なる塗師屋に沈め、以て夫の薬餌を求めて毎夜亥の刻に至れば我家に歸りて看護せしも、遂に空しくなりければ、心を盡して舅姑をいたわり聊か怠る所なかりしが、安政三年八月十一日の天變に際しては、其の身を顧みず急ぎ暇を得て舅姑の膝下に馳せ行き力を添へて介抱せり。この事遂に認められ遊女には珍らしき孝女なりとて、同年十二月二十七日幕府の表賞する所となれり、是れ群鷄中の一鶴ならん。

芝居及び遊所の設置は豫期の如く土地を發展せしめ、道頓堀川沿ひの各町のみならず、餘勢は附近の一帶に波動し、其の繁榮は市中の第一位を占むるに至れり。而して道頓堀川には其の發展に伴へる徑路の名残を橋名に語るものあり、即ち日本橋は島之内の長堀橋筋(堀)と日本橋筋とを聯絡せる紀、泉街道に當りしを以て、徳川時代にありては高欄擬寶珠の公儀橋たりしが、今は市内電車の通路となり

日本橋

相生橋

大左衛門橋

戎橋

大黒橋

芝居五座の所在

道頓堀

て市營の鐵橋と替れり。其の西なるを相合橋とす、舊名は中橋なり、攝陽群談には貞亨年中初めて之を造ると記せるも、近松門左衛門作の院本重井筒には「月は早渡初めして中橋や」と見え、同作は元禄十七年四月十六日初めて芝居に興行せられしといへば、其の頃の創設にはあらざるか、其の之を改稱したるは長堀川に架せる中橋との同名なるを避け、更に此の地の關係に顧み狭斜的情味の語を採りして名づけしものならん。次は太左衛門橋なり、角座の座主大坂太左衛門の創設に係れるを以て其の名を傳へ、戎橋は十日戎參詣の道に當れるより此の名を爲し、一に操橋と呼べり、橋南にある浪花座は舊竹本座にして操芝居を興行せしを以て之に因めるを稱なるべし。慶應三年八月橋名を永成橋と改稱せり、しかも今尙戎橋の名を繼續するを以て見れば、其の改稱は遂に用ひられざりしものか。大黒橋には難波橋の異名あり、もと難波村と大坂市街との通路たりしより起り、其の大黒橋といへるは戎橋の戎に對せしものなり。而して戎橋と日本橋の間なる濱通は東・西櫓町にして、舊吉左衛門町の全部と同立慶町の内なり。前記芝居の五座は其の南側に並び、北側はいろは茶店のありし所なり、當時其の貳拾軒は吉左衛門町に屬し、貳拾八軒は立慶町に屬せしといふ、今もなほ芝居茶屋・割烹店等櫛比せり。道頓堀の中心を爲して北は川を隔て、宗右衛門町に對し、南西は阪町・難波新地及び九郎右衛門町に接し、東邊は太左衛門橋南詰を南に入れる千日筋に連れり。千日筋は一に千日前と呼び、活動寫眞館・遊技場・觀物場・飲食店を初め、其の他の雜店兩側を填めて南方遠く難波區の河原町一丁目に及び、

喧囂鳴噪筆紙の盡す所にあらず。此の雜園場裏にありて幽寂の音を傳ふるは、特り寺院の鐘聲のみ。

道頓堀 劇場

廣瀬 旭 莊

拂面黄塵浴生 夷橋南畔萬人行 昇平不必蕭韶樂 唯在劇場絲管聲

道頓港 登酒樓

早野 忠 齋

何圖市井適幽尋 關下金波月色深 手温瓶酒魚蝦美 高謝南涯絃管音

日本橋

竹鼻 鏡 山

刺鼓聲轟岩霧披 賈船如織棹清漪 天王寺畔鐘嘶處 日本橋頭日上時

はなやかな出入や春のいろは茶屋

蓬 庵

法善寺

並木正三・義童勘太郎の墓

法善寺は難波新地一番町の東端なる千日筋にあり、浄土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長二年琴雲和尚の開創に係り、上本町八丁目寺町にありしが、寛永十年住職西譽金毘羅大王感得の事あり、敷地を此の道頓堀に買得して移轉興せり。文政十一年類焼に罹り檀徒の力を得て十八世澄譽之を再建したるも、嘉永五年四月二十一日再び類焼せしかば、安政二年見譽檀徒の協力を以て更に之を建營せり。境内は壹千八百八拾六坪八合參勺を有し、本堂・庫裏・書院・客殿・香爐堂・寄進所・土藏・高麗門を存す。外に觀音堂・吒枳尼天堂・愛染堂・不動堂・地藏堂及び金毘羅堂あり。金毘羅堂に祭れる金毘羅大王は、祈れば靈驗ありとて賽者常に群集せり。墓地に作者並木正三・義童勘太郎の墓あり、もと三勝半七の墓もありしが今はなし、思ふに墓域に變更ありしといへば、榎木神社の側に現存する三勝

竹林寺

法祐寺

半七の墓は、此の墓地より移轉せしものにはあらざるか。(今梅花と桐葉の紋章を刺せる一碑を三勝(半七の墓なりといへるは附會の説なり)

竹林寺は法善寺の南に接して同じく千日筋に沿へり、地は難波二番町に屬す。松園山と號し、浄土宗一心寺末にして阿彌陀佛を本尊とす、俗に千日參の寺と呼べり。正保二年八月専應和尚の開創にして淨業院と稱せしが、二世念故の代に至りて寛文三年一心寺の末となり、松園山淨業院竹林寺と改む。享保十八年六月三十日類焼に罹り、寶曆七年要山之を再建中興せり。境内は六百四拾參坪貳合八勺を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・土藏・藥醫門を存す。外に大師堂・不動堂・地藏堂・吒枳尼天堂・觀音堂あり。觀音堂に祭れる觀世音は、俗に痲氣觀音と呼びて賽者多し。

法祐寺は阪町にあり、光昌山と號し、浄土宗源聖寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元文二年五月有信の寄財を以て創營せし所なり。明治二十八年十月十八日本堂・庫裏・書院・土藏を焼失せしかば、假本堂を設け來りしが、同三十五年七月十五日之を本堂に引直し、同三十七年四月十三日庫裏を新築し、同四十二年三月十日許可を得て本堂の増築を爲せり。外に信徒休憩所あり、同休憩所は無格社天滿宮の社殿及び社務所たりし建物の轉用なり。同社は黒谷三十二世重譽上人の當寺に隱棲せし時、其の守本尊を寺庭に奉祀せしものなりと傳へ、俗に阪町天神と呼び、一に火除天神の名あり。其の名は附近人家の數度火災に類焼せるに係らず、當寺のみ之を免れたりしかば、同社鎮座の爲めなりとて此の名を爲せしとなん(外に人氣天神と云へるあり、舊竹田芝居に於て菅原傳授の芝居に菅公及び其の叔母覺法尼の張りぼての像を用ひしに、殊の外なる人氣を博して大入大當を得しかば、芝居打上の後同座より當社に納めたるに人氣天神の名を爲せしとなん)

夕雲庵

名高くなりて参詣者多かりしが、明治四十五年一月十六日の火災に焼失せり。然れども明治四十年十二月二十三日東成郡天王寺村大字天王寺字天下茶屋の天満宮に合祀せられて、今はなし。

夕雲庵は難波新地六番町の叶橋東詰南にあり、日蓮宗本國寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。寛永元年夕雲居士の創建なり。其の後廢絶したりしを、文化十四年智俊尼東九條村に於て之を再興し、明治元年更に當所に移轉せり。境内は參百七拾六坪を有し、本堂・庫裏・書院・小座敷・藥醫門を存す。外に妙見堂・鎮守堂あり。

延命寺

延命寺は同町夕雲庵の東にあり、迦羅陀山と號し、淨土堂法然院末にして阿彌陀佛を本尊とす。本尊に聖德太子の作なりと傳ふ。貞享元年僧一心の創立にして一に一心庵と號し、東成郡中道村にありて同郡東高津村源聖寺に屬し、尼僧在住し來りしが、明治十二年九月法然院末に轉じて男僧の住する所となり、同年十一月當所に移轉し、同二十五年十二月五日今の寺名に改む。境内は參百貳拾坪を有し、本堂・庫裏・土藏・表門を存す。外に地藏堂あり、堂に安置せる地藏尊の座像は佛工春日の作なりと傳へ、古來男山八幡宮の境内僧房に安置ありしが、明治維新の神佛分離に際し、山城國愛宕郡鹿ヶ谷村法然院に移り、其の後大阪の人松浦善右衛門外有志の盡力に依りて當寺に轉置せらる。俗に腹帶地藏と呼ばれて其の名高く、妊婦の來賽するもの多し。

南區の大火

難波新地四番町は、明治四十五年一月に於ける謂ゆる南區大火の起りし所なり。同大火は明治四十二

腹帶地藏

年の北區大火につげる明治後第三次の大火にして、同月十六日午前一時同町二十四番地湯屋業百草湯事鹽路爲治方の煙筒より噴出せる火滓は、夜來狂暴せる西風の爲めに同町二十七番地貸座敷遊樂館事伊藤傳兵衛方の家屋二階屋根に吹き附けられ、忽ち燃上りて大火となりしものなり。警鐘響くと共に市内各警察署の消防手は直に馳せ來りて消防に努め、其の他各官署・私立會社等の消防員悉く出で、之に應援し、師團よりは軍隊を派遣して力を添へたるも、強風に煽られたる火勢は鎮靜すべくもあらず、益猛威を逞うして同町より東に向ひ、千日を経て高津新地に出で下寺町一丁目に至り、飛火は更に移りて東區生玉町の生國魂神社の社殿を全焼し、同十一時十分頃に至りて漸く鎮火せり。火災線は幅約參百貳拾七間・長さ拾貳町四拾貳間に亘り、難波新地三番町・同四番町・同五番町・難波河原町一丁目・同二丁目・南阪町・阪町・日本橋筋一丁目・同二丁目・高津町十番町・同九番町・同八番町・同七番町・同六番町・同五番町・同四番町・同三番町・同二番町・同一番町・下寺町一丁目及び生玉町の貳拾壹ヶ町は、全部或は幾部其の災禍に罹り、全焼四千七百五拾戸・半焼貳拾九戸に達し、外に橋梁二ヶ所焼失せり。之が爲め一時住居を失ひしもの壹萬七千九百餘人に上り、死者二人・輕傷者九十人を出し、神社・佛閣・官公衙・銀行・病院・劇場・寄席等の焼失せしもの四十ヶ所・貸座敷の焼失せしもの百五拾五軒に及べり。罹災者直接損害の見積額は約六百九十餘萬圓ならんと計上せらる。罹災者に對しては大阪市及び大阪府に於て應急の手段を運らして救助に努めしが、今月二十三日兩陛下

難波區

(難波尋常小學校
設置負擔區域)

本聯合は湊町及び幸町一丁目乃至五丁目の南にありて、東は難波入堀川を以て難波新地一番町・同二番町・同三番町・同四番町・同五番町に對し、南東に向ひて入堀橋より東に出で、難波新地五番町・同四番町・同三番町の東に沿ひ、阪町を北にし、日本橋筋二丁目・同三丁目を東にし、南に亘りて西關屋町・船出町・北高岸町・木津敷津町・同大黒町一丁目・同二丁目・同勘助町一丁目・同三島町・同北島町一丁目及び西濱北通四丁目に接し、木津川其の西を限り。

難波元町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目・難波新川一丁目・同二丁目・同三丁目・難波東圓手町・難波西圓手町・難波東神田町・難波西神田町・難波櫻川一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・難波稻荷町一丁目・同二丁目・同三丁目・難波小田町・難波鹽草町・難波蘆原町・難波久保吉町・難波立葉町・難波反物町・難波藏前町・難波河原町一丁目・同二丁目(二十八ヶ町)

此の二十八ヶ町の地は、古來西成郡所屬の下難波村なり。本地に對して同郡に上難波村ありしが、同村は大坂市街の發展するに従ひ、漸次同市街に編入せられて元祿年間には僅に八畝貳拾歩の地を殘せるのみなりしに依り、同十三年之を本地に合併せられて同村は其の存在を失ひしかば、本地は冠字の

下を削りて單に難波村と改稱せり。而して大坂市街に編入せられたるは、特に元の上難波村のみならず本地もまた同市街に編入せられたるもの少からず。即ち元和二年に今の南區に屬する道頓堀九郎右衛門町・同吉左衛門町・同立慶町・同湊町の地を編入せられたるを首めとして、同五年には今の西區に屬する北は立賣堀川・南は長堀川・東は西横堀川・西は木津川迄の内に含まれたる村高貳百七拾六石七斗九升壹合の地を、同六年には同區新町北通邊の地若干を、同七年には同區に屬する字かはた・同しらが山の二ヶ所即ち立賣堀穴喰屋橋南詰邊の地を、寛永四年には同區穴喰屋橋近傍の地若干を、同七年には同區字新傾城町・同穴喰屋町の地即ち今の新町四丁目・同五丁目邊の地を、同二十年には上難波村の内に飛地たりし本地所屬の地即ち今の南區横堀上繫橋東詰の地若干を、尋で同年西區に屬する佐渡島町の地を、元祿十一年には同區南堀江・北堀江及び幸町一圓に互れる畑地・荒地等を、享保九年には南區に屬する字向島即ち元塚町・元京橋町・元相生町の地を、明和二年三月には同區難波新地一丁目・同二丁目・同三丁目の地を編入せられしが、明治六年十一月十七日には字難波新地溝の側より南東西角力場筋までの町々を難波新地五番町に、同所角力場筋より南一圓の町々及び字新川を同難波新地六番町に編入し、同時に九郎右衛門町の附屬地たる入堀西側の地を本地に編入せり。而して同十二年四月一日町村制の施行に際し、本地及び西側町・材木置場町は其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、西高津村字髭剃は大坂市街を隔て、本村内に飛地となりしかば、此の三村一字地

を合併して一村を設け、大村たる本地の名を取りて難波村と名づけ其の大字となり來りしが、同三十三年四月一日大阪市に編入せられて南區に屬し難波大字難波と稱せり。然るに其の一部には從來市街の形を爲せる所ありて、北の町・上の町・中の町・山の町・下園の町・西の町・弓場町・東の町等の名を存せしが、同三十三年四月一日從來の地名を廢し、更に地區を按排して新に町名を設定せり、即ち字叶田の反別四町八反貳拾貳歩を區域として難波元町一丁目、字北の端・同北之端・同北の上・同北の西の反別四町八反七畝貳歩を區域として難波元町二丁目、字宮の北の反別壹町八反六畝拾七歩を區域として難波元町三丁目、字宮の内・字宮の前の反別參町七反參畝貳拾七歩を區域として難波元町四丁目、字南の東・同南東・同南の西の反別四町七反六畝貳拾六歩を區域として難波元町五丁目、字大里の反別貳町貳反六畝貳拾四歩を區域として難波新川一丁目、字向岸・同大柏子の反別四町八畝參歩を區域として難波新川二丁目、字東浦手の反別七町五反貳畝貳歩を區域として難波新川三丁目、字圓手の反別七町貳反七畝貳拾七歩を區域として難波東園手町、字南通・同南通りの反別五町貳反壹畝九歩を區域として難波西園手町、字西園手の反別八町八反參畝貳拾貳歩を區域として難波東神田町、字神田・同神田小田間の反別貳町七反九畝拾貳歩を區域として難波西神田町、字外保の反別四町五反七畝壹歩を區域として難波櫻川一丁目、字堤添の反別參町五反五歩を區域として難波櫻川二丁目、字米田の反別四町六反六畝拾六歩を區域として難波櫻川三丁目、字西の側の反別六町八畝拾八歩を區域

として難波櫻川四丁目、字横枕の反別五町八反五畝貳拾壹歩を區域として難波稻荷町一丁目、字北荒開の反別八町四反七畝貳拾七歩を區域として難波稻荷町二丁目、字荒開の反別四町四反九畝拾參歩を區域として難波稻荷町三丁目、字小田・同丸島の反別貳町五反貳畝拾四歩を區域として難波小田町、字鹽草の反別五町四反七畝拾六歩を區域として難波鹽草町、字三つ樋の反別拾壹町壹反貳畝壹歩を區域として難波蘆原町、字久保吉の反別七町壹反八畝貳拾參歩を區域として難波久保吉町、字三立葉の反別六町六反七畝貳拾九歩を區域として難波立葉町、字廿反物の反別六町六反四畝八歩を區域として難波反物町、字藏前の反別壹町四反六畝歩を區域として難波藏前町、字北河原の反別五町九反四畝參歩を區域として難波河原町一丁目、字南河原の反別九町壹畝拾四歩を區域として難波河原町二丁目と改稱す、現在の各町是れなり。其の所屬地中にもまた異動せしものあり、即ち難波御藏跡町の難波御藏跡は明治五年三月十七日大阪市街南大組の第十四區の附屬地たり。而して難波藏前町はもと幕府の米藏のありしより起れる藏前の地名に従ひ、難波稻荷町は赤手拭稻荷社の名に因み、難波新川は入堀川即ち新川に沿へるを以て其の川名に依り、難波櫻川はまた其の沿ひし櫻川の名を採りて町名に附せしものなり。

大阪市街の南部にありて、上記する所の如く數次に其の地を大阪市に侵蝕せられしも、尙、西成郡に於ける大村たりしより見れば、往時に於ける下難波村の地域は廣大なるものなりしならん。其の區

域は詳ならざれども今大阪市街に編入せられし前記の地所に就て之を見るも、西横堀川以西・木津川以東なる立賣堀川以南の大部分は其の地域にして、其の中には堀江新地の如く上難波村の地と交錯せしものもありしなるべし。傳ふる所に依れば今の島之内一圓及び西横堀川と木津川の間なる立賣堀川以南は下難波村にして、上難波村は西横堀川以東・東横堀川以西にして長堀川以北なる船場の地にありしと。上難波村は慶長十四年九月の檢地に貳百七拾七石五升八合を算したりしといひ、船場の内に上難波町の名を存し、其の名は上難波村の遺稱たるべければ、傳ふるが如く船場の内に存せしなるべし。従つて上・下難波村は大阪市の中央なる大部分を占有せしより難波の舊稱に依りて村名を爲し、以て今に其の稱を傳へ來りしものならん。

難波御藏

難波藏前町は難波入堀川より東にあり、徳川幕府の米藏のありし所にして町名の之に因めるは已に記せし所の如し。米藏は享保十七年西南諸國に蝗害ありて米價騰貴し、凶荒を極めて市民大に苦みしかば、幕府は米を出して窮民を賑はすと共に職業を與へて自活せしめんと欲し、同年十一月大工頭山村與助の繩張にて東西七十間・南北百八十間の地に八棟の米藏を建築し、翌年五月より貧民をして土砂を運搬せしめて即時に錢を興へ、長さ四百四拾參間半・幅八間の新運河及び貳拾間四方の船入堀を穿ちて此の新藏に聯絡せしめ、同年十二月より城米を此の米藏に出納せり。米藏は難波御藏と呼び、寛政三年天王寺御藏を此に合併せられて幕末に至れり、今の煙草專賣局は其の址なり。運河は即ち難波

難波入堀川

入堀川にして一に難波新川とも呼び、極貧堀の異名あり、貧民の工事に従ひて成りしより此の名起り、其の川邊を楊柳堤と呼びしは、附近に柳の清水と云へる名水のありしに依れるならん。而して此の運河の敷地に没せしは、六拾六石貳斗五升四合の地なりといふ。

難波入堀川と馳川の聯絡工事

難波入堀川は前記の如くにして成れるも、其の盡頭は舊米藏の所在に止まり、其の西南四拾貳間を隔て、馳川あり。同川は西成郡木津村の十三間川より來りて難波・木津・今宮の三村に跨り、専ら惡水排除に供ふるものなり。然るに兩川とも其の水停滞して流動するを得ず、常に濁水を湛へ汚物沈澱し、炎暑の候には惡臭を放ちて衛生上の害いふべからざるものありしかば、本地即ち難波村の小野彌左衛門及び津守新田の江上田米助の二人(江上田米助は明治十六年八月五百圓の補償を得て一切の權利を小野彌左衛門に譲渡せり)共同して兩川を聯絡せしめ、一は通船の便を開き、一は汚水を排除し併せて耕地灌漑の用に供せんが爲め、兩川間(遊運橋と清水橋間)の貫通工事を計畫し、大阪府の許可を得て明治十一年五月工事に着手し、工費壹萬八千六拾六圓餘を投じて同十二年五月全部竣工して、兩川の聯絡成れり。かくて開鑿者は工費の償還に充つる爲め、同年六月より九十五ヶ年間通船料及び渡橋賃を徴するの權を得たりしが、同二十八年に至り高津入堀川開鑿普通水利組合に於て馳川と高津入堀川聯絡の議起るに及び、小野彌左衛門は補償金を得て同三十一年二月以來通船料・渡橋賃等の收入權を拋棄せしかば、爾來大阪市の經營する所となれり。又難波櫻川一丁目乃至四丁目と幸町一丁目乃至五丁目・木津川一丁目・同二丁目との境は、櫻川と云へる溝のありし所なる

が、市営電車の通路に當りければ、埋没せられて街路と化せり。

千日前
黒船新地

河原町一丁目・同二丁目は難波御藏跡町の東にありて、河原町一丁目は道頓堀の南裏に接し、其の太左衛門橋筋に當れるは謂ゆる千日前なり。往時千日寺と稱する精舎のありし所なるを以て其名を傳へ、元和の初年墓地の整理に際し、阿波座・津村・三津寺・上難波等に散在せし墓を移し、焼場あり刑場あり、刑場には罪人を獄門に梟首せり。明和六年の春新地此に出来しければ黒船新地の綽名起れり、其の意は向ふに獄門の依れりと、想ふに院本五大力に獄門の庄兵衛・黒船の忠兵衛の名見ゆれば、獄門の庄兵衛を刑場の獄門に繋げ、之に對する黒船忠兵衛の黒船を新地の名に呼びしものならん。

千日の墓

安政二年の遊所名中に黒船新地と記すれば、當時其の一部に青樓の存せしを知るべし、然れども青樓は何れの時にか廢絶して其の名を没し、刑場・焼場・墓地等のみ存続して明治の初年に至れり。墓は千日の墓と唱え、小橋・梅田・濱・葎原・加茂・飛田と共に數へられて大阪七墓の一なり。七墓は七墓廻を以て名あり、毎年七月十五日の夕景に至れば、老若男女群をなして其の迎佛を巡拜するを例とし、其の風習は明治の後に至るまで繼續し、宛ら今の大師巡拜の如くなりしといふ。而して千日前の區域は、竹林寺の南邊より電車通を越えて南方南海筋に達する太左衛門橋筋の兩側にして、竹林寺の南を塀の内と云ひ、塀の内の東南角には少許の墓ありしが、今其の地は第九聯合の内なる難波新地三番町に屬せり。又塀の内と對する道の東側は刑場なり、刑場は間口拾八間・奥行九間許にして、元祿十五年八

刑場

六坊

焼場

長吏邸

月二十六日世に浪花五人男と稱せられたる雁金文七・極印の千右衛門・龍の平兵衛・雷の庄九郎・布袋の市右衛門等の死罪獄門となりしも此の刑場なり。刑場の東邊に自安寺あり、南は法華宗の尼寺にして寺地は今この電車通に當れり。墓地は同寺の南に接し、間口拾間・奥行九間許の一區を爲せり、今の蘆邊俱樂部のある所は即ち其の址なり。兎の傳吉の墓も此に存したりしが、今は移されて天王寺の境内なる元三大師の西にあり。墓地と塀の内の間を南に出づれば一橋あり、橋は即ち溝の側筋に存せし溝に架せる幅參尺許の石造にして極樂橋と呼び、橋の北詰兩側に一對の迎佛立てり、五尺大の唐金佛にして優秀の作なりしと。橋を渡りし道の東側には西之坊・中之坊(二軒持)・角之坊(同上)・東之坊等順次西より東に並び、俗に六坊と呼びて總て南面せり。六坊の南なる東西通と今の南海筋との間は即ち焼場のありし所にして、焼場は二ヶ所並びて北面せり。焼場の東手に榎木神社鎮座し、同社の東側には淨曲に見ゆる三勝半七の墓ありしが、今は移されて蘆邊俱樂部の裏手にありと。又橋を渡りし道の西側は之を新宅と稱し、長吏の役宅九軒あり。新宅の南は灰山と呼び、牢死者の委棄せられし所にして、今の敷島俱樂部のある所より南方出雲屋と云へる鰻料理のある所までの間は其の址に當れり、是れ明治初年に於ける此の地の一般概況なり。然れども此の地は往時より幾多の變遷を重ねたるべければ、刑場・墓地・焼場・長吏邸の如き彼此轉換せられしこともあるべし、現に牢死者の遺棄せられし灰山の地は、曾て焼場たりしことあるより起れるの稱ならん。其の地の關係此の如し、故に當時にありては燐火

雨に現はれ、悲風卵塔を吹きて臭氣半空に漲れる陰森蕭索の境たりしが、明治四年刑場は廢せられ、同七年の頃墓は阿倍野に移され、之と前後して焼場・長吏邸も徹却せられ、六坊・法華宗の尼寺等も退轉しけるに、難波新地溝の側より觀世物場の移轉し來りしを初めとして、料理店を營むもの等出でしかば、是れより形勢一變して戸口は年と共に増殖を告げ、漸次發展して道頓堀と連接し、已に道頓堀の條に於て記せしが如く、近時活動寫眞の流行せしより幾多の活動寫眞館は建設せられ、諸種の寄席・興行場・遊戯場は筈の如くに簇生し、其の最も大規模なるものは樂天地にして、蘆邊俱樂部・敷島俱樂部等は之に次げり。従つて、料理屋・飲食店を初め凡百の肆店軒を接して一大歡樂境を現出しければ、日夜行人雜鬧を極め肩々相摩して、市中に於ける繁榮の中心を爲せり、桑滄の激變驚くべし。殊に市營電車の開通後は、更に群集の人を促しければ、其股脈は京都の新京極・東京の淺草を凌げり。

附記 明治の初年に於ける千日前の狀況は甲田太郎兵衛氏の談に依る。同氏は阪町の住人なり、其の父喜十郎は上町の櫻町即ち今の内安堂寺町通一丁目なる畠山十郎兵衛の二男たりしが、入りて甲田家を繼ぎ、弘化元年の頃高津四番町に移り、安政六年更に千日前に移住せり。依て同氏は同所に於て人となる。今の千日前いろは牛肉店のある所は氏の舊邸址にして、其の現在の所に移りしは明治二十九年十二月二十二日なり。故に千日前の變遷を知れるは同氏に如くものなし、かつ人と爲り質實にして浮誇の態なし、是れ編者が同氏の言を採りし所以なり。而して其の祖父畠

白安寺

山十郎兵衛は刀鍛冶にして銘を正次(後年正光)と切り、紀州侯に抱へられて五人扶持たり。曾て大鹽平八郎の注文に依りて二振を作りしといふ。其の名は新刀鑑定一覽に載せらる。父喜十郎も其の業を受けて刀鍛冶を業とし銘を正直と切れり。同氏が今に及物商を營めるは、蓋し父祖の業に因めるならん。

自安寺は蓮登山と號し、日蓮宗本國寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。寛保二年の創立なり。延享二年堂宇悉く焼亡し、安永四年多田屋又右衛門之を再建したるに、明治七年及び同十一年一月二十八日の兩度類焼に罹りて建物の一部を失ひ、同十二年住職日直自費及び信者の喜捨財を以て其の幾分を再建したるも、同四十五年一月十六日の大火に復た繪馬堂・鐘樓堂・九曜堂・三光堂・鎮守堂・位牌堂を失ひ、今は本堂・庫裏・玄關・土藏・大黒堂及び新築の表門・鎮守堂等を存せり、境内は參百八拾七坪貳合なり。

金刀比羅神社は同町にあり、崇徳天皇・大物主命・市杵島姫命を祀れり。明治五年讚岐國國幣中社金刀比羅宮崇敬者の講社を結びしに創まり、同八年二月遙拜所並に教會所として認可を得、同二十一年五月二十九日東成郡天王寺村字堀越に鎮座ありし嚴島神社を此の地に移轉して、之に金刀比羅宮の神靈を合祀し、以て國幣中社金刀比羅宮の境外末社となり、同年十一月今の社名に改めたるに、同三十六年四月以來經濟を別立して單獨の神社行爲ありしを以て、同四十年五月二十八日獨立の無格社と認

金刀比羅神社

められて大阪府の監理に歸せり。境内は四百四拾參坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・神饌所を存す。氏地としてはなきも、崇敬者は大阪市内より堺市・南河内郡・中河内郡・豊能郡、奈良縣下の吉野郡・宇陀郡・高市郡・式上郡、滋賀縣下の彦根町・甲賀郡及び京都市等に亘りて貳萬戸以上に及べり。例祭は十月十日なり。

阿多福茶屋

難波新川二丁目の難波入堀川に架せられたる叶橋(舊名は土橋)の西詰は、もと阿多福茶屋のありし所なり。店頭に一醜女の鏡を照らして白粉を扮はんとするの泥像を置き、俗に高頬低鼻の婦女を阿多福と呼べるを以て、店主此の泥像を阿多福と名づけしより店名を爲せしとなん。泥像の鼻は低かりしも、茶屋の名は高く聞えて都下に響きぬ。殊に慶應の頃にありては此の邊りは田園遠く連りて、其の小亭に座すれば入堀川の清流を隔て、荒陵・清水の樹影參差として酒杯中に浮びしかば、此に來りて春は菜花に酔ひ、夏は清風に涼を納れ、秋は虫聲に耳を清め、冬は滿野の雪に興を遣るもの群集し、明治の後まで繼續し來りしが、地は次第に發展して其の眺景を失ひければ、漸次來客を減じ、店名も泥像の鼻と共に低くなりていつしか閉店せり。其の家は姓を近藤と呼び、泥像は今も同家に所藏せられ、庭園に當時の俤を残せり。

難波清水

難波清水は二ヶ所あり、一は新川三丁目の東南蘆柳橋の北詰にありて、もと西の町・東の町・弓場町・下圓町の共用たりしが、先年入堀川の開鑿後、橋梁架設に際し、埋没せられて今はなし。橋名を南清水橋と呼びしは此の清水に因めり。一は新川二丁目鹿谷某の邸内にあり、もと北の町・上の町・中の町・山の町の共用にして今なほ存す。兩井とも各町の民家悉く之を汲みて飲用し、曾て増減することなかりしも、名泉として大阪六清水の一に數へられしは前者ならん。

瑞龍寺
(鐵眼寺)

瑞龍寺は難波元町二丁目にあり、慈雲山と號し、黄檗宗萬福寺末にして藥師如來を本尊とす。もと藥師寺と號し村中の支配なりしが、寛文十年村中一統より鐵眼和尚を請じて住持たらしめ、延寶四年改めて慈雲山瑞龍寺と號せり。俗に鐵眼寺と稱するは鐵眼和尚の再興なるを以てなり。鐵眼は肥後國益城郡の人、諱は道光、俗姓は佐伯氏、山城宇治の黄檗山に至り、親しく隱元禪師に就きて道を修め、後諸國を巡歴勸進し、其の淨財を以て當寺を再建せりといふ。和尚は後に掲記せる同和尚行實に見ゆるが如く、實に當時の大徳なり。夙に本邦に一切經の藏版なきを慨し、之が刊行を發願せしが、寛文八年今の南區天王寺堂ヶ崎にありし觀音寺の妙宇道人來りて講筵に預り、刻藏の擧を聞いて之を贊し、欣然として白銀壹千兩を喜捨しければ、鐵眼は大に喜びて黄檗山に至り隱元和尚に之を告げしに、隱元も亦其所藏せる支那藏本を與へ、且黄檗山内の地を割きて藏版の地と爲さしめしかば、踴躍に堪へず。寶藏院を其の地に建て印房を京師に開き、先づ目錄を検して數十函を刻し、是れより東西に巡錫し、經を講じて資を集め、遂に大藏經六千九百參拾卷の印刻を成就せり。延寶六年の秋將に功を竣えんとするや、表章を製し經と共に後水尾法皇に上りしに、龍顏殊に麗しく、群臣に「大藏卷帙如此繁

多、而能登梓、其志可謂堅且確矣、法門功臣實福天下後世者也」と仰せて歎感あらせらる。鐵眼また救恤の念厚く、天和二年畿内荒歉流民道に載つ、時に當寺にありしが深く心を傷め、錢穀を出して之を救ひ、殍死を免るゝもの凡壹万餘人に及び、時人稱して救世大士と呼びしといふ。二月二十九日俄に病を獲しも、衆の爲めに法を説くこと常の如くなりしが、病勢稍重り飲食漸く減するに及び、諸醫切りに藥を薦むるも、自ら起たざるを知りて之を卻け、三月七日諸弟子を集めて後事を畫し、かつ刻藏の一事は百苦を嘗盡して成就せしものなれば、宜しく我心を體して之を無窮に流通せしむべきを遺言せり。危篤の報傳はるや木庵和尚の侍僧を遣はして病を問はしめしを首め、四方より來り問ふもの絡釋として絶えず、二十二日五十三歳を以て遂に入寂せり。寺名の喧傳せるは同和尚の中興たるに依れり。境内は參千六拾七坪參合壹勺を有し、本堂・庫裏・玄關・經藏・知客寮・廊下・鐘樓堂・土藏・表門・裏門を存す。外に開山堂・二代堂・報資堂・禪堂・天王堂・禪悅堂等あり。佛殿の檐に掲ぐる光明幢の額は隱元の筆、同二重檐の額面萬德莊嚴の四字及び殿内の柱聯並に天王堂の額・柱聯等は木庵の筆、天王堂の後堂・禪堂内の額面・聯等は寶州及び高泉和尚の筆、表門の額面は鐵眼和尚の筆に成れり。墓地に大坂石山陣に戰歿したる鈴木重幸、及び半時庵淡々翁の墓あり。

瑞龍門山鐵元和尙行實

師諱道光、鐵元其字也、以寛永庚午年正月四日、生於肥之後州益城郡佐伯氏、父名淨信、篤尙佛乘晚入蓮社、母某氏素有淑德、

師纔出襁褓慧超群兒、父母甚鍾愛之、年甫七歲、父授觀經輒能暗誦、十三投筆之海雲法師撰披編、十七會豐前永昌法師講起信論、往而聽其說聲入心通慧解潛發、一時老宿咸加賞識、一日聞母之計回鄉追實、庚寅春與同志數輩負笈入洛、徧遊講肆學墳魯典無不精研矣、由是有聲譽、絕出於四方、明曆乙未秋黃髮隱老和尚東渡寓長崎之東明、師欲禮謁期舟大坂、偶得時主墨川善信同載而往、更衣入東明、備陳求道之切、老和尚一見知爲法器、命隨衆參堂、其從前所學一時放捨、晝夜孜孜研究已躬下事、未幾老和尚應請于攝之普門、時木庵和尚主分紫之席、直前咨事、一日入室橫捷出當仁不讓、和尚打挫出、師呈偈而去、飄々然好野鶴孤雲無所留礙、入普門禮老和尚、再往分紫乃得入室、中略寬文壬寅歲夏滿回壽陽、早魁爲虐、師尙七日爲期、率衆誦楞嚴咒、爲民祈雨、當期滿之日、黑雲四興甘雨大澍遠近充洽、群民甚悅、師嘗慨吾邦古稱佛國、自教法始東被伽藍屢設不亞支那、名師碩德代々不乏人、獨大藏之版向未有刊行於世者、非爲國中興典歟、契經有言、菩薩萬行中流通法寶爲最、余幸生清世奈爾袖倫、誓盡此身當力爲之徧興邦人永結般若勝緣、因而携二三子抵于大坂、專爲藏刻之謀、戊申春素見禪衲諸善信請講起信論於月江精舍、時有觀音寺妙字道人、來預講筵、聞其刻藏之舉欣然發心捐白金一千兩、師喜曰、聞于尺高閣、成在初基、今既有基、刻成全藏必矣、急登黃髮啓告隱老和尚、和尚喏然曰、老僧爲法東來、蒙將軍賜地建刹、化風大振事々如意、但所闕者藏版而已、不意衰質未學、聞此勝事、老僧願足矣、作偈稱之賜其所著支那藏本、亦割地一所爲貯藏版之地、師不勝踴躍、建寶藏院于其地、開印房子京師、先檢目錄刻數十函、梓人蟻集施者醫至、殆不減紫柏大師之時、遂命役于諸子、特往倡緣於武江、講楞嚴於淺草海雲寺當是時也、諸山碩德一時名公、至若武夫悍將街童童婦、恐無席之受露宿以俟時、曾未幾何施資填委、其法會之盛無與同者、中略庚戌春難波諸善信重修藥師寺、請爲中興之祖、寺乃深沙明王持大般若經始至之地也、師感宿緣有在幡然而至、易其名爲慈雲山瑞龍禪寺、遠近學徒驚風奔赴如水就下雲歸聚、中略明年春講楞嚴於瑞龍、秋復赴武江、井伊氏掃雲院夫人頻海藏菴正德三年居焉、師一夜定中說偈曰

荊棘林中線路通 等閑踏破太虛空

頓超明月清風外 安住鏡滿燼炭中

嚮大眉和尚就黃檗東偏廨東林院、其他高壘可離火患、老和尚以有護惜藏版之心、手修契書遂將其地易為寶藏院、師大感喜、營建大庫三以納全藏之版、甲寅嘗聞家父病往侍湯藥、勸修淨業、易寶之後轉其所居之宅為三寶禪寺、以奉考妣香火、太守細川源公親迎城中、嘉師言行純慤、歎曰誰知我國有此人、誠國寶也、虛心問法極加崇禮、自時厥後捨黃金千錠以助刻藏、秋項寶山請遊薩州之距利名曰福昌、講楞嚴經、時琉球國王于福昌、屢問法要、豐州久留島太守與師素有方外交誼、迎請講經于安樂寺、師力宜揚佛旨、地有無賴之輩、厭惡不置大集遠近衆將加害於師併脅太守、師神情閒曠若無所聞、太守命有司送師出境、收其靈首三人下獄、師聞其事遣僧懇救、太守怒曰報仇以恩者其我師之謂歟、遂赦之、丙辰春省木和老、和尚問答之際機緣契合承心印、四月值父之忌辰、就于瑞龍講法華經、秋復赴武江、聞老稻葉公聞師之至、設供問道、言及刻藏之事、師以實告、公讚美不已、戊午秋鑄版將竣功、乃製表章隨經上進太上法皇、龍顏大悅、謂群臣大藏卷帙如此繁多、而能登梓、其志可謂堅且確矣、法門功臣實屬天下後世者也、合宮勳賞亦數未曾有、嘗瑞龍之地逼近民家不宜行道、稟官遷地建大雄殿、乃講楞伽寶經以落其成、未幾構選佛場暨演法之堂、其伽藍宏敞冠于江南叢林、會市人以私怨誣他家奴毒殺其主人累聞于官、師憫其無罪而就死地、奔訴請免且謂曰、彼等實無罪若有的情我當伏罪、因而免極刑者一十餘人、聞者莫不感歎、尋欲以大藏經具疏進征夷大將軍、復赴武江、壬戌正月忽告諸人曰、山僧春末大有事在、不可滯於此、乃率諸士回瑞龍、武江道俗攀轅戀留哀慕不已、是春畿內荒歉流民載道、師盡然傷心、多化錢穀極其饑乏、日免呼死者凡一萬餘人、踰月而止、一時稱為救世大士、二月二十九日俄疾作、為衆說法不異常時、病勢稍重飲食漸減諸醫以藥晉、自知不起從容卻之、三月七日集諸子區畫後事、既而云、山僧化緣將訖汝等幸富有春秋、慎勿涉世緣、唯念々向道究明大事、乃是吾門種種、刻藏一事諸佛慧命所關之者也、是故山僧一紀之間歷盡百苦、今已告成、汝等宜體我心使之流通於無窮可也、木老和尚遺侍僧養其問疾、師對使謝恩、次日修書謝諸護法、其數日間來問疾者絡繹于道、二十二日宗風翰書偈曰

七顛九倒五十三年 妄談般若罪犯彌天 優游華藏海 踏破水中天

書畢泊然而逝、實是日已呼也、乃符春末大有事之言、識者異焉、享報身壽五十三、服沙門衣四十春秋、當更親衣手足屈伸不異平時、停禪三日顏貌如生、茶毘之日送者餘十萬人、各持香華旋繞為供、號泣聲震動林野、其遐方徧徧未曾謁見者、聞師謝世靡不太息、木老和尚及諸方尊宿各悼以傷、蓋嘆法門下衰也、遂奉遺骨樹塔于寶藏之西隅、乃體師之雖死不忘大藏之意也、佛國高峯和尚嘗為師題真云、者老子德難窮、僧中風法中龍、福足惠足完通說通、無覆諫之失、有蓋代之功、對萬指之雄談以發其玄義、梓三藏之聖教而忘其苦功、道揚列國名徹九重、非再來之紫柏即曩昔之生公、幾々行業將何記、字星宿兮碑穹窿、人稱之為寶鏡、師儀貌魁偉、志行端直謙讓自持、不事矯飾、慈和溫順無有涯岸、而有山容海納之胸襟光風霽月之氣宇、學通三藏知辯縱橫、非古德重來而了夙緣者安能爾耶、自卯歲脫白、及癸履之日、四十餘年間不遑寧處、扶宗輔教之心雖日月不能老、及乎與衲子激揚箇事痛捧熱喝無少假借、至於應病與藥能曲施方便、唯恐一夫不得其所、是故醉心淨華者、一見師顏則魂消意解、貧者分衣食、各飽其所欲、病者餉湯藥不離其左右、路見棄兒則托人乳養、途逢囚人則訴官請免、其弘慈利物一出於天性無所勉強、事係刻藏雖死弗顧講演經論凡一十餘、會聽者動至數萬、所得施利悉為刻藏之資、故教化之後蕪無餘蓄、凡剎寺院者八、曰瑞龍、曰寶藏、曰金禪、曰海藏、曰小松、曰三寶、曰寶泉、曰延命、所度弟子若干人、受戒法乞法名者指不勝屈、或者謂曰、我宗貴在明心見性、然師常講經論、豈不違直指之旨歟、師笑云、子何言之易々也、夫禪水也、教波也、取禪捨教則如撥波求水、教器也、金也、取教捨禪則如棄金尋器、波不離水、器即是金、烏摩禪與教有二致乎哉、苟能稱性則縱說到稱勸下生、未曾啓口也、不見大覺世尊言始從鹿野苑終至跋提河、未曾說一字、亦有人以書寄大惠和尚請示公案、大惠答云、聞汝常讀圓覺經、吾所示公案亦在其中、於此會取余講經論又何傷乎、或者不能言而退、師罕作詩偈、凡有來求者肆口而說、曾不經思、然條理清楚皆通徹道妙、不許留稿、遺錄僅有二卷、今附藏流通、忝侍左右最久、知願末亦詳、恒思其訓誨之恩、何異乎天覆地載、歲月易徂已過三十年、其後生晚進知師之履歷者

詳矣、更過三十年則復無有知者、是用不揣非才、聊書其梗槩以昭示來裔云、元祿三庚午年、受公命新製藏經、具疏上進、蒙賜白金、遂了其未了之事、徒僧祥雲嘗受師命、就武江之地手彫五百阿彌像、元祿八乙亥年蒙賜地建刹奉安其像、因而名曰天思山彌漢寺、奉師而爲開山始祖、存歿慶幸非筆墨可盡述者也 皆 正徳第四甲午年三月朔旦

瑞 龍 寺

早野思齋

雨晴古寺樹蔭差 咫尺離家風景奇 梵音頓駭投池水 數點波瀾近古碑

同寺門前は曉鐘成の居りし所なるが、後、其の跡に豆茶屋ありて明治の初年より同十年の頃まで繁昌し、難波の鉦焼・阿多福茶屋と共に其の名の高かりしは、今もなほ人の知る所なり。鉦焼は同寺の東南約一丁字出口なる大津屋といへる席貸料理店の賣出せしものにして、同店は復た丁子湯を焚きければ、人之を珍として評判高かりしといふ。

豆茶屋

大津屋

法照寺

法照寺は同町字上の町にあり、日東山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元享三年法明上人當地に留錫し、有信の淨財を募りて創建せし所なり。元祿十三年十一月までは字北の町にありしが、時の住僧融圓之を當所に移して再建す。寶永二年二月本山大通上人の大念佛會を開きしより、今に至るまで古例連綿せり、故に難波大念佛を以て稱せらる。境内は六百五拾壹坪參台七勺を有し、本堂・庫裏・方丈・書院・玄關・經藏・倉庫・土藏・鐘樓堂・藥醫門を存す。外に地藏堂・毘沙門堂あり。

洞源庵

洞源庵は同町字宮の北にあり、長昌山と號し、曹洞宗神應寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。文政三

光照寺

年五月十日山城國綴喜郡八幡莊に於て、神應寺三十八世慧雲之を草創せしが、其の後無住なりしを以て、明治十二年五月十六日當所に移轉せり。境内は四拾九坪を有し、本堂兼庫裏・門を存す。

光照寺は同町字北の町にあり、東晃山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月詳ならず、寺記に依れば天文年間の再創なるべく、本尊は佛工春日の刻なりと。傳へいふ元和の亂に村民東西に奔走せるを以て、寺主も亦佛像を負ひて遁れ去らんとせしに、途中にて賊の脅す所となり、白刃を加へられんとせしを以て恐懼爲す所を知らず、乃ち佛像を水中に投じて去りしが、後之を覓むれば佛像は水中の石上に儼然たりしかば捧持して歸り、貞享年間再建したるも、什物等は此の間に散亡せりと。境内は貳百五拾四坪を有し、本堂・庫裏・書院・土藏・藥醫門・長屋門を存す。

多聞院

多聞院は同町字中の町にあり、大雄山と號し、曹洞宗月江院末にして聖觀世音を本尊とす。寛文五年本寺月江院三世全長の弟子無着の創立なり、其の後安永三年春、同院九世祖芳は自費と檀家の寄財を併せて現在の堂宇を再建し、従前は宗規に依りて平僧地と稱し和尚以上の住職を許されざりしを、本山に請ふて和尚以上の住職地と爲せり、故に無着を開基・祖芳を開山と爲す。境内は壹百七拾六坪を有し、本堂・庫裏・土藏・樓門を存す。外に開山堂・鎮守堂あり。

超願寺

超願寺は同町字宮の北上にあり、我建山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月詳ならず。慶長十二年八月檀家の協力を以て道圓之を中興再建せり。境内は貳百拾八坪を有し、

月江院

本堂・庫裏・書院・藥醫門を存す。

月江院は難波元町三丁目字山の丁にあり、長昌山と號し、曹洞宗興聖寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。天正年間臨濟宗の僧無祝の草創にして、月浦庵と號せしが、後中絶せしを徳川氏の臣鈴木三良九郎大坂代官在職中、幕府の許可を得て堂宇を改修して月江庵と改稱し、曹洞宗の僧萬安を住吉郡寺岡村の臨南寺より請じて開山とせり。境内は參百五拾四坪を有し、本堂・庫裏・玄關・土藏・藥醫門を存す。外に開山堂・鎮守堂あり。

八阪神社

八阪神社は難波元町四丁目字宮の内にあり、祭神は素盞鳴命にして、昔は俗に牛頭天王と稱せり。創立の年代は詳ならざれども、もと佛寺にして七堂伽藍を備へ、附屬の寺院十二坊を有せしも、兵火に罹りて、其の一たりし大門坊深沙寺のみを存続し來りしが、明治維新後の神佛分離に依りて寺は廢絶し、社は明治五年郷社に列し、同三十九年十二月二十四日神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は九百貳拾七坪を有し、本殿の外に幣殿・拜殿・社務所・繪馬所・神輿庫・土藏・遙拜所等を存す。末社に奇稻田姫神社・八柱御子神社・皇大神社・事平神社・天滿天神社・榎木神社・市杵島姫神社・稻荷神社・愛宕神社・相殿神社あり。舊下難波村の産土神にして、難波河原町一丁目・同二丁目・同藏前町・同新川一丁目乃至三丁目・同元町一丁目乃至五丁目・同東神田町・同西神田町・同東圓手町・同西圓手町・同櫻川一丁目乃至四丁目・同稻荷町一丁目乃至三丁目・木津川町一丁目乃至三丁目・難波

反物町・同蘆原町・同久保吉町・同小田町・同鹽草町・難波新地一番町乃至六番町・東橋町・西橋町・阪町・九郎右衛門町・湊町・西區長堀南通一丁目乃至四丁目・北堀江上通一丁目乃至三丁目・北堀江御池通一丁目乃至六丁目・北堀江通一丁目乃至六丁目・南堀江通一丁目乃至五丁目・南堀江上通一丁目・南堀江下通一丁目は現今も當社の氏地なり。例祭は十月十四日・夏祭は七月十四日・綱曳神事は一月十四日に行はる。綱引神事には往時より百丈の大繩を作り、氏子東西に分れて之を引き互に輸贏を争へるさま甚だ勇ましく、觀者群集して殷賑を極め、俗に之を難波の綱引と呼び來りしが、明治の後暫く其の事絶えたりしも、近時復興せられて漸次盛大となれり。

難波村記日觀夜燈

早野思齋

争懸綱引繩 綱燦影分車上棚 萬顆紅珠暗夜輝 塵中漫日百枝燈

西正庵

西正庵は同町字宮の内にあり、東光山と號し、日蓮宗本國寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。本國寺二十六世大僧都印了義院日達の創建なれども其の年月詳ならず、當初は西成郡新在家村にありしが、二世日宣享保二年四月當村氏原六右衛門の所有地を買得して移轉し、同九年五月信徒扇屋三郎右衛門の喜捨を以て堂宇を營造し、文政二年八月諸堂大破せしを以て留守居春了尼信徒の協力を以て之を再建せり。境内は壹百九拾五坪を有し、本堂・庫裏・座敷・藥醫門を存す。外に鎮守堂あり。

流宣寺

流宣寺は同町字宮の前にあり、百濟山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。建長二年

開基嘉清は宗祖見真大師に随ひて六字の名號を授けられ、天王寺の百濟野に一字を造營して光宣寺と稱せしが、後、難波村に移轉し來りたるも、嘉清より十三世までの寺歴詳ならず。十四世西心に至り慶長元年之を再興し、元和元年回祿の災に罹りて燒失し、寛文四年十六世西心は本山十九世隨庫自作の阿彌陀佛の像を受けて今の寺名に改め、安政二年二月二十五世惠暎檀家の協力を得て本堂を再建せり。境内は壹百貳拾九坪を有し、本堂・庫裏・書院・座敷・藥醫門を存す。

常念寺

常念寺は同町字宮の前にあり、清隆院と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月詳ならず。天正元年正月圓淨自費を以て再建中興せり。境内は貳百四拾壹坪を有し、本堂・庫裏・書院・藥醫門を存す。

正覺寺

正覺寺は同町字宮の前にあり、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月詳ならず。二世宗意慶長十二年三月檀家の協力を以て再建せり。境内は九拾四坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

最法寺

最法寺は同町字宮の前にあり、善正山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月詳ならず。慶長十二年善正之を再建中興せり。境内は壹百七拾九坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄関・藥醫門を存す。

西念寺

西念寺は難波元町五丁目字南の東にあり、日唱山と號し、日蓮宗八品派妙蓮寺末にして題目寶塔釋迦多寶二佛を本尊とす、寶永二年日唱の開創なり。寺歴詳ならず。境内は五百九坪を有し、本堂・庫

安養寺

裏・書院・土藏・鐘樓・藥醫門を存す。外に鎮守堂あり。

安養寺は同町字南の東にあり、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月詳ならず、慶長二年七月中興覺善檀家の協力を以て之を建營し、元祿二年二月三世長讀は本山十九世法主隨庸より今の寺號を授與せられ、其の後、文化九年三月八世南岳檀家の助成に依りて之を再建せり。境内は貳百五拾貳坪を有し、本堂・庫裏・書院・座敷・太鼓堂・鐘樓・藥醫門を存す。

稻荷神社

稻荷神社は難波稻荷町三丁目字荒開にあり、豊受皇大神・猿田彦命・宇受賣命を祀り、俗に赤手拭稻荷と稱せらる。口碑に依れば慶長年間、中堤の中央に一大老松ありて、俗に浪除松と呼べり(今は枯死して存す)。其の樹下に祀られたる神祠なるを以て松の稻荷と稱せしが、不思議の靈驗を蒙りし者共期せずして此に來集し、盛に神殿を裝飾して奉養の典を擧げ、且、紅染の手拭を祠前に獻供せしかば、終に恒例となりて赤手拭稻荷の稱を爲すに至れりと。もと無格社なりしが明治四十二年六月四日泉南郡東鳥取村大字鳥取中字西の原の村社稻荷神社(大山祇命・倉稻魂命)を合祀して村社に列せられ、同四十三年十一月十七日神饌幣帛料供進社に指定せらる、境内は參百參拾六坪にして、本殿・幣殿・拜殿を存す。例祭は十月十五日、氏地なし。因にいふ、東區谷町八丁目妙法寺内の古松も、當社堤防より移せしものなりと。

八阪神社

八阪神社は難波反物町にあり、素盞鳴命を祀り、郷社八阪神社の境外末社なり。由緒詳ならざれども、もと木津川町二丁目字北帶島にありしを、明治四十年十一月二十四日郷社八阪神社に合併移轉せ

られたるも、大正元年十二月二十五日合併を取消し、同二年一月三十日分離し、當所に移轉して其の境外末社となり、同四年五月十三日本殿・拜殿・社務所等の新築落成せり。

永寶寺は難波蘆原町にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒詳ならず。もと河州中河内郡西郡村にありしが、明治四十四年十二月當所に移轉せり。境内は壹百六拾壹坪六合九勺を有し、本堂・庫裏・書院・物置を存す。

正覺寺は難波立葉町にあり、大音山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基了應は俗姓を澤田喜八郎と云ひ、本願寺實如法主の弟子となり、大永二年三月大坂笠屋町に於て一字を創立し、淨眞寺と號せしが、寛文十年二月四世了倍今の寺號に改め、延寶三年十一月五世教傳大坂松江町に移り、十四世圓海順慶町一丁目に移り、明治三十八年三月一日更に當所に轉來せり。境内は貳百坪を有し、本堂・庫裏・座敷・供待所・門を存す。

寶蓮寺は難波櫻川四丁目にあり、淨土宗竹林寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元祿六年九月開基西尼の町中寄財を以て西成郡西側町字前垂島に創立したりしが、明治二十七年十一月二十五日當所に移轉せり。境内は壹百參拾五坪八合八勺を有し、本堂・庫裏・離座敷・表門を存す。

本地は元和八年より徳川氏代官の支配に屬し、村高壹千七百參拾四石參斗參升九合の内、壹千四百參拾貳石八升七合(内拾貳石貳斗五升四合は同村新田)は同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初の新に御料となり

領主及び區畫の變遷

て、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、其の參百貳石五升貳合は元和五年九月生國魂神社の社領となり來りしが、明治元年五月十日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同三月再び大阪府の管轄に復す。而して區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第一區四番組に屬し、同八年四月三十日第六大區一小區四番組に改まり、同十年十一月六日接續町村第六大區一小區二番組に入り、同十二年二月十日西成郡役所部内となり、同月二十一日第五分區に入り、同十三年七月二日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

舊	稱	舊	石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	明治廿年七月一日現在反別	明治廿年七月一日現在人口
難波村		一、七五〇・三九〇		一、四七八・八六六	一〇、二二一	一、〇二一・三三三	一、一五五	一、五七三・七三三	一〇、五五〇

南阪町

本町の地はもと西成郡西高津村の内にして字を髭剃と呼べり。已記の如く同村は數次の變動に依り大阪市街に中斷せられて東西の二部に分れ、其の西部たうしは即ち本地にして難波村の側に飛地たり。依て明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、難波村に屬して大字高津の内字髭剃と稱せしが、同三

十年四月一日大阪市に編入せられて南區に屬し、難波大字西高津の内字髭剃と呼び、同三十三年四月一日更に從來の名稱を廢して、新に南阪町と改稱せり。

其の地は難波河原町一丁目千日の東に接して藪に沿ひければ、無頼の徒常に良民を誘拐し來り、金を出すか將た髭を剃らうかと脅迫して、金品を強奪せしより髭剃の地名を爲せりとなん。然るに附近の發展するに及びて漸次戸口を増加し、後には遊所を出現せり。遊所は地名の髭剃を以て通稱せられ、明治二年八月十四日從來の營業者に株を差免して公許せられしも、同四年十一月限り其の泊茶屋渡世を差止め、同五年十月特定地外の遊所廢止に依りて廢絶せり。

舊	稱	舊	石	高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町制施行 當時の反別	町制施行 當時の人口	明治廿年一月一日現在反別	明治廿年一月一日現在人口
西高津村字髭剃						〇・九六五		〇・九六五		〇・九六五

木津川町一丁目

本町の地はもと木津川の東岸に沿ひ、西成郡難波村の屬地にして前垂島と稱せしが、慶安三年同村の人氏原甚左衛門之を開墾し、後西側町と改稱す。舊名の前垂島といへるは、南北狹長の地にして海に近く、潮水の漲溢を防ぐこと婦女の前垂布に似たるを以て此稱起れりとなん。明治二十二年四月一日町

蟹の香

村制の施行に際し、難波村に屬して其の大字となりしも、同三十年四月一日大阪市に編入せられて南區に屬し難波、大字西側と稱せしが、同三十三年四月一日從來の名稱を廢して、新に木津川町一丁目と改稱せられたり。

昔は此の邊に多くの蟹を産しければ、漁者は蘆の葉蔭に隠れて、其の穴を出て水に遊べる時を窺ひ、竹箒を以て數百の穴を掃塞ぎて捕獲し、之を鹽に浸して蟹を製せしが、農家は求めて田植の時の菜物とせしといふ。往古攝津國より蟹の香を贊とせしことあり、即ち三代實錄に「元慶三年正月三日癸巳、攝津國蟹膏、陸奥國鹿脂、莫以爲贊奉御膳」と見ゆるもの是れなり。其の蟹膏は攝津の何れの所より出でしものなるかは明ならざれども、此の蟹の漬物は其の蟹膏に因みて傳へたるものならんか。

本地は慶安三年開拓の初めより徳川氏代官の支配に屬し、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初の新に御料となりて、同二月大阪裁所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同三月再び大阪府の管轄に復す。而して區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第一區六番組に屬し、同八年四月三十日同第六大區一小區六番組に改まり、同十年十一月六日接續町村第六大區一小區五番組に入り、同十二年二月十日西成郡役所部内となり、同月二十一日第四分畫に入り、同十三年七月二日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

領主及び區畫の變遷

舊	稱	舊	石高	明治九年改正	町制施行	町制施行	町制施行	町制施行	町制施行
四	側町	元二五〇	有租地反別	二七四	六四	四八三	六三	二六三	一〇五
			一日現在人口		當時の反別	當時の反別	當時の反別	當時の反別	當時の反別

木津川町二丁目・同三丁目（二ヶ町）

此の二ヶ町の地はもと木津川尻に當れる難波島の内なり。此の島あるが爲め木津川の本流は分れて木津川及び三軒家川の二となり、水路の障害少からざりしかば、元祿十二年河村瑞軒の河道修理に際し、島の中央を鑿開して木津川の水を一直線に海に導きしを以て、同島は二となり、其の南なるものは舊名の難波島の稱を存し、北にあるを新に月正島と呼べり、此の月正島は即ち本地なり。當時は蘆葦の洲落たるに過ぎざりしが、同十五年住所不詳の丁子屋八十七なるもの之を開墾して、本地の中央十三間川の北を帯島と名づけ、其の以南に月正島の舊稱を存して西成郡に屬せしが、後、材木置場と改稱す、元祿十一年堀江新地の開發に際し材木置場に供せられしより起りし俗稱に依りしものならん。爾來難波村に屬して其の支郷たり、攝津志村里の條に「難波屬邑二」と見ゆる屬邑の一は本地を指せるなるべし。明治十五年五月六日材木置場町と改稱し、同二十二年四月一日難波村に屬して其の大字となり、同三十年四月一日大阪府に編入せられて南區に屬し、難波大字材木置場町と稱せしが、同三十三年四月一日從

難波島

月正島

領主及び區畫の變遷

來の名稱を廢し、新に十三間川以北の反別貳町參反九畝歩を區域として木津川町二丁目、同川中央以南の反別九町參反六畝貳拾四歩を區域として木津川町三丁目と改稱す、現在の町名是れなり。

本地は元祿十五年開發の初めより徳川氏代官の支配に屬し、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同年三月再び大阪府の管轄に復す。而して區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第一區六番組に屬し、同八年四月三十日第六大區一小區六番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第六大區一小區となり、同十二年二月十日西成郡役所部内となり、同月二十一日第四分畫に入り、同十三年七月二日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

舊	稱	舊	石高	明治九年改正	町制施行	町制施行	町制施行	町制施行
材木置場町	七畝・五畝〇	有租地反別	一〇・四三三	四〇	一四・八七六	一五七	二・七五〇	一三三
		一日現在人口		當時の反別	當時の反別	當時の反別	當時の反別	當時の反別

木津聯合

(木津尋常小學校設置負擔區域)

木津北島町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・木津大國町一丁目・同二丁目・同

三丁目・同四丁目・木津鷺町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・木津勘助町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・木津敷津町・木津三島町（十八ヶ町）

本聯合は難波新川二丁目・同三丁目・同元町五丁目・同小田町・同久保吉町の南にあり、東は北高岸町・南高岸町・惠美須町四丁目・宮津町に接し、南は鐵道線路及び溝池を以て西成郡今宮町に界し、西は西濱の各町並に十三間川を隔て、西成郡今宮町及び木津川三丁目に對す、もと西成郡木津村の内なり。明治三十年四月一日同村の内勝間街道より西は字高畑・字東開の北を通ずる道路南端以北、字開き東の樋より開き大樋に達する井路以北、勝間街道より東は大阪鐵道線路敷地南端以北の地を大阪市に編入せられたるもの即ち本聯合の地にして、其餘は依然西成郡に屬し、今宮村の大阪市に編入せられたる殘部と合併して一村を立て、新に今宮村と稱せり、依て本地從來の沿革は同村の條に記載せる所の如し。而して大阪市に編入せられし本地は南區に屬して木津と呼べり。其の地は大阪市街に接し一部は市街の形を爲して北の町・中の町・大道町・岡の町・新町の名をなし來りしが、後、北の町は東の町・西の町に分れて六ヶ町となれり。其の六ヶ町に分れし年月は詳ならざれども、願泉寺の過去帳に依れば、文政十一年に初めて北西の町・北東の町に分ちて記すれば或は其の頃ならんか。明治三十三年四月一日從來の名稱を廢し、更に地區を按排して新町名を設定せり、即ち字北島・同北川岸の反別六町七反參畝六歩を區域として木津北島町一丁目、字堂面の反別九町九畝四歩を區域として木津北島町二丁目、字前開

の反別八町參反五畝貳拾四歩を區域として木津北島町三丁目、字四つ塚・同四塚の反別七町貳反壹畝壹歩を區域として木津北島町四丁目、字須賀の反別貳町貳反壹畝拾五歩を區域として木津大國町一丁目、字瓊矛の反別八反八畝五歩を區域として木津大國町二丁目、字眞阪樹の反別壹町參反九畝六歩を區域として木津大國町三丁目、字東上ヶ畑・同東上ヶ畑東上ヶ畑・同東川代田東川代田の反別五町九畝貳歩を區域として木津大國町四丁目、字千基の反別壹町參反壹畝貳拾四歩を區域として木津鷺町一丁目、字八阪部の反別壹町壹反參歩を區域として木津鷺町二丁目、字茅稻の反別壹町九反拾四歩を區域として木津鷺町三丁目、字西上ヶ畑・同西上ヶ畑西上ヶ畑の反別參町九畝貳拾九歩を區域として木津鷺町四丁目、字潮凝結の反別貳町壹反參畝拾壹歩を區域として木津勘助町一丁目、字敷津の反別壹町八反五畝拾四歩を區域として木津勘助町二丁目、字廣鉢の反別壹町七反九畝貳拾四歩を區域として木津勘助町三丁目、字土瓶川・同土瓶川西上ヶ畑の反別參町參反壹歩を區域として木津勘助町四丁目、字東浦の反別九町壹反九畝貳拾參歩を區域として木津敷津町、字三石島の反別七町六反六畝拾九歩を區域として木津三島町と改稱せり、現在の各町是れなり。

鮪川は西方十三間川より分れ、もと木津・今宮・難波の三村に跨り、専ら悪水の排除に備へられしが、明治十一年五月起工・同十二年五月竣工したる小野彌左衛門・江上田米助の開鑿工事に依りて、難波の入堀川に聯絡し、同二十九年二月起工・同三十一年二月完成したる東成郡高津入堀川開鑿普通水利組合

の開鑿工事に依りて、高津入堀川に聯絡するに至れり。而して此の馳川は願泉寺の記録に依れば、聖徳太子の四天王寺を建立し給ふに當り、諸國に命じて良材を貢せしめられしに、鉦木良材は本地の海濱に來りて、此の地に住せし多嘉丸の宅前に着せしも、人力を以て之を運搬するに苦めり、時に一老馳あり海濱より出で、荒陵と海濱の間を往返しければ、衆みな之を怪みけるに、多嘉丸は一夜夢に馳の告を得て此の川を開鑿し、容易に之を運搬せしめたり、故に此の名ありといふ。攝津志には此の川の本名は河内川にして、延暦年間攝津太夫和氣清麿の開鑿せし河道の舊址なりとせるも、清麿の開鑿工事は不成功に終りしと見ゆれば、同志の記する所は誤ならん。

木津村

廣瀬旭莊

積籬相摸野翁居 不業耕耘與釣漁 却致中人十家産 方池尋丈養金魚

願泉寺は木津勘助町二丁目字敷津にあり、日下山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。推古天皇十一年永證の開基なり。寺記に依れば永證は小野妹子の八男多嘉丸にして、聖徳太子の守屋征討に加はりて功あり、河内國日下大戸郷にて七百畝の田地を拜領し、難波の海濱に住みけるに、推古天皇元年冬十月太子の四天王寺を荒陵の地に移し給ふや、諸國に命じて良材を貢せしめられしかば、鉦木宏材は來りて多嘉丸の邸前に着せるもの甚だ多し、依て前記の如く馳の夢告を得て馳川を開鑿し、以て其の運搬を容易ならしめしが、同十一年太子に従て薙髮し、永證の法名を授けられ、且太子目刻の

願泉寺

阿彌陀佛の立像を賜ひて、其の身は法服を着するも不出家にて佛法を修め、子孫繩々永く本尊に給仕すべき旨を宣せられ、更に日下の姓を賜へり。永證即ち其の海濱に一字を創立して太子より賜ひし阿彌陀佛の尊像を安置し、河内日下の田地を奉還して専ら法華三昧に耽り、太子の鴻恩を報せんが爲め自ら香木を以て太子の尊像を刻して安置せり、是れ即ち當寺の起原にして、寺地は現在の所より二丁許り乾の方に當れる、今の木津北島町二丁目字堂面は其の址なりといふ。永證はなほ其の地に小堂を設けて太子御作の藥師如來を安置し、かつ太子の宣に依りて牛頭天王を勸請崇敬せしが、元和元年大坂落城の後、牛頭天王は東北三丁許なる字宮浦に移り、藥師如來は當寺に轉置せらる。降て建久年間二十二世秀意の代、延曆寺座主慈鎮和尚は四天王寺に留錫せるの際、當寺に來りて西方播山・淡島の景を見、高きに登らずして遠望の眺を極むるは特り此の所にありとて、自ら木津山の三字を書して與へらる、依て是れより木津山無量壽院と號して天台宗に屬せしが、二十七世淨教は叡山にありて學び、業成りて享徳三年十月同山を辭して歸途の砌り、洛の東山に於て本願寺八世蓮如上人に謁し、聖淨二門の難易を問答して頓に同上人に歸依し、轉じて本願寺の末に加はれり、上人之を喜び、淨教の名を乘教と改めしめ、親鸞上人自筆の六字名號を授けらる。應仁年間兵燹に罹りて堂宇焼失しければ、二十八世乘空は永正四年三月現在の所に移轉再建し、實如上人より阿彌陀佛の大幅畫像を授けらる。三十一世定龍に至りて天正十年兵火の爲めに再び堂宇は焼土と化せしも、慶長二年再建舊に復し、後准如上人より願泉の號

を授けられて、更に日下山願泉寺と改む。寛永二年正月九日字大道町の久安方より出でし火は、本地の東側全部を焼失せる大火となり、先住定龍は本山に詰め居りて不在なりしかば、新住賢龍は病中なりしにも係らず、火の當寺に延焼するや、火中に入りて本尊並に薬師如来を初の佛像・器具・舊記中の若干を取出し、なほ出す所あらんとして再び火炎の中に投せしが、猛火に包まれて遂に焼死し、寶物・記録等の多くも此の時灰燼に歸せり。今の堂宇は其の後正徳四年三十五世親龍の再建なり。

歴代中三十一世定龍は武略人に秀で、天正年中顯如上人の石山本願寺に籠りて信長と戦へるに際し、木津・難波・今宮・高津・勝間・三軒家等の門徒を指揮して一方の大將となり、攝・河・泉の間に轉戦し以て大に本願寺の爲めに盡せり。其の戦役中木津に壘を築きて石山に勢援せしは、定龍十七歳の時なりしが、毛利勢より鐵砲二百挺の壯士を加勢せしめられて意氣天を衝くの概あり。又或時は本尊を境内に埋め、太子自刻の尊像を懷中にして雑兵五名と共に河内に向ひたる途中に於て、敵の騎馬武者一人駈せ來り長刀を延べて切らんとし、其の刃先將に馬尾に及ばんとせしかば、定龍忽ち一鞭を加へたるに乘馬電奔して深田六間を飛越えければ、其の勢に敵は愕然して退去せりと。天正十年六月二日本能寺に於て信長の弑せらるゝや、其密報を耳にしたる定龍は、即時裸馬に跨り雑兵一人(鹽瀨市といひ、千孫今にあり)を従へて電馳し、以て之を紀州顯如法主に報せしといふ、其の勇悍以て想見すべし。戦役終了の後なりけん、江州の僧明藝なるものと本願寺の常住衆に列せられ、在勤十有餘年に互れり、願泉の號を與へられしは此

の時なり。當時准如上人は其の忠勞を賞せんが爲め、本願の二字を分ちて本福と願泉とに作り、年長者たりし明藝に本福を與へ、年少の定龍に願泉を與へられしとん。定龍又一面には利休及び紹鷗の門に入りて茶事を修め、豊臣氏の時には茶禮を以て諸侯士大夫の間に引見せられる、伊達正宗の如きも亦其の一人にして、定龍に就いて茶道を學びしが、大坂落城の後、將に奥州に歸らんとするや、其の邸舎を定龍も贈れり、其の客殿たりしものは書院となり、茶室及び石燈籠・手水鉢と共に今も存す。復た三十七世昇龍も學識の人なり、同宗間の首席たる院家の高位に列し大僧都に補せらるゝ。准如法主以來代々の法主は紀・泉巡錫の途次必ず當寺に立寄りて、宗門の爲めに身命を抛ちし門徒及び其の子孫を化導せられ。聖護院宮法親王殿下には箕面山御成に際し、寛政十一年三月十一日より十三日まで當寺に宿泊あらせられたるを以て、住職降龍は深草燒の火鉢一對を献上したるにいと御意に叶ひ、御歸洛後陛下に奏聞あらせられけるに、陛下其の一を御所望あらせ給ひければ、直に御獻納ありしといふ。同殿下は其の後文化三年九月十八日及び嘉永二年三月十一日の大峯御登山の途次にも各一泊あらせらる。又紀州侯・土州侯・加州侯・彦根侯等は文政以後慶應に至る間に於て當寺を各其の旅館に充て、永きは一ヶ月以上に及びしことあり、紀州侯の如き慶應二年長州征伐の際には當寺より出陣せり。而して寺は往時より津村別院の非常立退所に指定せられ、享保九年三月同院炎上の時は一ヶ月以上假別院に充てられ、天保八年の大鹽の騷亂に際してもまた同じ、明治十三年本願寺より更に津村別院非常の際別院代たること

を達せられて今に至る。境内は往時より四方貳拾六間半の除地たりしが、大正三年市營電車敷地に其の幾分を買収せられたるも、現に民有地を併せて九百壹坪七合參勺を有し、本堂の外に庫裏・書院・玄關・客殿・別室・茶室・鼓樓・鐘樓・表門・土藏を存す。書院と茶室は前記の如く伊達政宗の寄附に依れるものにして、庭園は京都の人相阿彌の手に成り、西本願寺及び東寺勸智院の庭園と同作なりと傳ふ。寺寶は前記聖德太子自作の本尊を初めとして、太子自作の藥師如來木像・開基永證作の聖德太子木像・親鸞上人自筆の六字名號・實如上人より拜領せし阿彌佛の大幅畫像・筆者不詳黃檗千果和尚贊の當寺古圖・藤原光成筆飛鳥井雅光贊の當寺古圖等なり。古圖に贊せる左記飛鳥井雅光の歌に詠せる如く、境内に古來松の大木ありて藤蘿之に纏ひ、開花の候に至れば紫白幽艶を競ひ、且庭園の杜鵑花は大坂南郊の一名物に數へられて文人墨客の來賞せるもの多く、天保前後に於ける詩歌の保存せらるゝもの少からず。然るに松は明治七八年の頃、杜鵑花は同三十五年の頃に枯れて今はなし。

松が枝にまたひとほの色添へてなかもあかね春の藤波

飛鳥井雅光

枝がわす松にかゝれる雲かともわかむらさきの藤のさかりは

聖護院蓮仁法親王

相生の松をたのみに藤つるの千世もゆたかに花咲にけり

冷泉爲理

水底は紫白く見ゆる哉池のこたたにさける藤浪

本願寺寂如上人

唯專寺

唯專寺は同町にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寺記に依れば、用明天皇の御宇天

種子命の裔なる跡見赤壽は、聖德太子に隨ひ、稻城を築きて據れる法敵守屋大連を射殺し、同太子の四天王寺を建立あらせるゝに際し、此の木津浦に來りて住し、二十七世跡見重房の二男資重天台の門に入りて草庵を構へたりしが、三十三世跡見治郎右衛門光重に至り、石山本願寺の蓮如法主に謁し、其の法義を聽聞して大に隨喜し、同法主の弟子となりて眞宗に轉じ、信順房正雲の法名を授けられ、眞蹟の本尊を與へられしかば、明應七年坊舎を建立し、三十五世空了に至り天正七年十二月二十七日日本山より更に唯專寺の號と安阿彌作の木像本尊を授與せらる。同年中空了は門徒と共に軍に従ひ、織田信長の兵と戦ひしが、教如上人の命を奉じて賀島城乗取の際には、其の門徒雲雀五郎左衛門なるもの拔群の働を爲して討死しければ、其の報同上人の耳に達するや、御家司に命じて其の子又六に感狀を與へらる。其の感狀傳はりて今も雲雀五一氏方に保存せらる。同八年四月九日顯如法主は石山を退き、其の夜當寺の新殿に泊して翌日雜賀に發向せらる。慶長四年片桐市正の檢地に際し、東西參拾貳間・南北貳拾八間の寺地は租を免せられ、同七年本山の分れて兩派となるに及びて東本願寺に屬し、同十一年教如法主當寺に下向し、過ぎし天正年中織田信長と戦ひし節無二の御味方せしは奇特なりとて篤く之を賞し、御堂作普譜諸子御坊格の御免あり。當時の寺地は巽の方にありしが、同年六月現在の所に移轉し、同十九年本堂焼失しければ、再建に着手して元和元年に竣成せしも、寛永元年正月再び類焼に罹りしかば同四年之を再建せり、即ち現在の堂宇是れなり。明治四十四年三月一日日本山より別格由緒地に列せらる。住職

跡見氏は、明治維新後東京に於て跡見女學校を經營せる同校長跡見花溪女史の跡見家と密接の同系たり。本堂・庫裏・書院・座敷・鐘樓・太鼓樓・茶所・藥醫門・長屋門を存す。外に御殿と呼べるあり、前記顯如法主の一宿ありし時邊に設けて請じたる由緒の建物なり。歴年の久しきに拘らず、些少の修理を加へられたるのみにて保存せられ、古色翹すべきものあり。當時同法主は任職門徒の厚意を歡び、其の所持せる念珠の一粒を採りて庭前に手植ありしに、芽を出して成育したるものは即ち現存せる樞の大木にして、周圍八尺に及び枝極四方に繁茂せり。梢頭に結べる果實に白き二つの斑點を存せるは、母實に存したる念珠の穴を遺傳せるものなりとなん。寺寶に教如上人筆宗祖見眞大師影像一幅・實如上人筆慧燈大師影像一幅・教如上人筆顯如法主影像一幅・傳聖德太子作阿彌陀如來木像等あり。境内は當所移轉後は本堂境内東西拾壹間・南北拾六間、庫裏境内東西拾四間半・南北拾五間九寸の除地たりしが、今は七百七坪なり。墓地に木津勘助の墓あり、勘助は其の如何なる素性の人なるかを詳にせざれども、其の木津を冠して呼べるは本地に住したるに依れるならん。西區三軒町上之町となれる勘助島は同人の開發せし所にして、本地木津勘助町一丁目なる木元新太郎氏の邸は其の宅址なりと傳へ、同町名は同人に因みて附せしものなり。傳へいふ、寛永十八年の大飢饉に際し下難波村なる幕府の米藏を破り、其の米穀を取出して窮民を救助し、自ら國法を犯せる罪を訴へ出で、死刑に處せられしと。本地の舊五ヶ町には各勘助田と呼べる田地あり、毎年其の得米を以て勘助の供養を爲せしが、今も尙舊町民は

木津勘助の墓

其の地を共有と爲して供養を繼續せるものあり、所傳に依れば其の田地は勘助が祠堂料として、各町に寄附せしものなりといふ。義氣に富み公益に力を盡せし人なりしは想像するに餘りあり、其の正傳に接せざるは憾むべし。

敷津松之宮神社

敷津松之宮神社は木津敷津町字東浦にありて、建速須佐之男命を祀れり。祭神はもと願泉寺の藥師如來と共に西南三町許なる今の木津北島町二丁目字堂面に祀られたるものなり。願泉寺の條下に記せし如く、同寺の開基たる永證は同所に小堂を建て、聖德太子自作の藥師如來を安置すると共に、牛頭天王を勸請して崇敬せり。其の牛頭天王は即ち當社の祭神にして、之を勸請せしは聖德太子の宣に依れりといふ。然るに大坂落城の後、藥師如來は同寺に引取られ、牛頭天皇は當所に移りて本地の氏神と仰がる。聖德太子の宣に依りて創祀されたる緣故のあるが故にや、大坂落城の後に至るまで毎年正月八日には、四天王寺より山鉾を出し、童子を馬に乗せて多くの花を飾り、數百の警固之に附添ひて渡御の神事あり、當所に移轉後も空堂の前に於て尙其の式を擧げられたりしが、後其の式は廢絶したるも、近く明治三十年頃まで當社の祭禮に各町より曳出せし臺額は、其の山鉾の變じたるものかと思はる。臺額は舊六ヶ町より各一臺宛を出し、互に其の華美莊嚴を競ひ、觀者群集して本地の一名物たりしは、今も人の記憶に新なる所なり。而して社は當初牛頭天王と呼び、後に八阪神社と稱し來りしが、明治五年村社に列し、同二十六年六月三日今の社名に改められ、同三十九年十二月二十四日神饌幣帛料供進社に指定せ

らる。境内は古來東西參拾貳間・南北貳拾七間の除地たりしが、今は八百八拾貳坪なり。本殿・幣殿・拜殿・神樂所・繪馬所・社務所・寶庫等相並び、末社に皇大神社・大國主神社・稻荷神社・菅原神社・久々乃遲神社あり。氏地は木津大國町一丁目乃至四丁目・鷗町一丁目乃至四丁目・同勘助町一丁目乃至四丁目・同三島町・同北島町一丁目乃至四丁目・西成郡今宮町大字木津に亘り、例祭は十月十七日なり。今上天皇陛下即位御大典の紀念事業たる大阪市七小公園の一は、木津北島町一丁目に其の敷地を擇ばれ、既に其の七百拾九坪九合七勺を買收して目下其の準備中なりといへば、遠からずして土功に着手し、竣成開園せらるゝに至らん、蓋し七小公園中最後に開園せらるゝものなり。

七小公園の

木津村の内	稱	舊	石高	明治九年改正 有租地反別一日現在人口	町村制施行 町村制施行 當時の反別 當時の人口	明治廿年七月 一日現在反別 一日現在人口	明治廿年七月 一日現在人口
							七〇・四二六
							一三、六

今宮聯合 (惠美尋常小學校設置負擔區域)

惠美須町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・廣田町・東關谷町・西關谷町・船出町・北高岸町・南高岸町・宮津町・貝柄町・馬淵町・水崎町・南霞町・北霞町(十六ヶ町)
本聯合は木津大黒町四丁目・同三丁目・同敷津町・難波新川三丁目の東にありて、北は難波新川二丁目・同藏前町・同河原町二丁目、東は日本橋筋四丁目・同五丁目・同東二丁目・逢阪下之町・天王寺玉

水町に接し、南は鐵道線路を以て西成郡今宮町に界せり。もと西成郡今宮村の内なりしが、明治三十年四月一日同村大阪鐵道線路敷地南端以北を大阪市に編入せられしもの即ち本地にして、其餘は依然西成郡に屬し、木津村の大阪市に編入せられたる殘地と合併して一村を立て新に今宮村と稱す、依て本地舊來の沿革は同村の條に記載せる所の如し。而して本地は大阪市の南區に入りて今宮と稱せしが、同三十三年四月一日從來の名稱を廢し、更に地區を按排して新町名を設定せり。即ち字高辻の反別七町五反參畝貳拾歩を區域として惠美須町一丁目、字札の辻・同廣橋・同田中の内二十八番地より三十番地迄・三十番地の一・三十一番地・三十二番地を除く外の反別參町四反五畝七歩を區域として惠美須町二丁目、字南口・同南・同油小路・同宮の前・同高橋・同田中の内二十八番地より三十番地迄及び三十番地の一・三十一番地・三十二番地の反別四町四反壹畝貳拾參歩を區域として惠美須町三丁目、字標原の反別參町貳反四畝貳拾八歩を區域として惠美須町四丁目、字馬淵・同馬淵水渡の反別六町六反八畝八歩を區域として馬淵町、字貝柄の反別參町六反貳畝七歩を區域として貝柄町、字西野・同西野馬淵の反別六町八反壹畝九歩を區域として宮津町、字水渡・同水渡り・同水渡釜ヶ崎・同釜ヶ崎の反別貳町八反壹畝八歩を區域として水崎町、字西浦・同町裏の反別四町壹反七畝四歩を區域として東關谷町、字關谷の反別五町八反貳畝貳拾六歩を區域として西關谷町、字牛ヶ口の反別八町貳反九畝參歩を區域として船出町、字高岸の反別四町八反參畝貳拾歩を區域として北高岸町、字山の鼻の反別四町

五反九畝四歩を區域として南高岸町、字神宮地の反別參町貳反拾壹歩を區域として廣田町、字水田の反別六町四反四畝拾八歩を區域として北霞町、字八田の反別四町五反壹畝六歩を區域として南霞町と改稱せり、現在の各町是れなり。

大悲浦

其の地の西部は大悲浦と云ひ、また有栖山清水寺大悲の淨刹に向へるを以て、俗に大悲海とも呼べりといふ。神社考には實忠は良辨の徒なり一日攝津の難波津に遊歴せしに、忽ち關柳の器海に浮びて來れるあり、近づき視れば十一面大悲像の器に駕せるなりしかば、實忠喜びて之れを取れば銅像なりと見えたり。されば此の邊は其の大悲像の現はれたる所に當れるより、大悲浦の稱起れるものならんか。

今宮 春 望

廣瀬 旭 莊

東岡一帶幽門地 阪照蒼茫烟雲閣 多少樓臺春樹間 塔尖獨認天王寺

刳木舟の掘出

船出町の入堀川に沿へる邊に大倉橋あり、橋の附近は明治十一年同川開鑿即ち鮎川と難波入堀川との連絡工事に際し、其の開鑿線と難波村櫻井德兵衛の所有地とに跨れる土中より、玉杵の楠にて作りたる刳木舟を掘出せし所にして、町名は是れに因めり。舟は通常一般の刳木舟の如く一木を以て作りたるものに非ず、全體を中央より二分し、首尾一方宛を各一本にて作り、胴となるべき各一方の端と端とを相重ねて組合せ、此の合せ目に横に三本・縦に一本の縮木を施して栓となし、以て舟の全體を結束するの構造にして、製作意匠其に巧妙を極む。所々破損腐蝕せる所あるも尙其の大體を存し、長さ二丈五尺

廣田神社

六寸・幅四尺二寸・深さ二尺五寸にして、今は大阪府立博物館に所藏せられ、博物家は木質に依りて少くとも壹千年以上を經過せるものなりとせり。

廣田神社は廣田町字神宮地にあり、天照皇大神の荒魂を祀れり。創建の年代詳ならず。古來天王寺の鎮守として古き由緒を有し、明治五年村社に列し、同三十九年十二月二十四日神饌幣帛料供進社に指定せらる。今を距る六七十年前までは社地頗る廣く、西方には紅白二種の萩を植ゑ、茶店ありて萩の茶屋と呼び、稚松の林を爲せるを廣田の森と稱し、徑路四方に通じて其の外圍は全く田圃なりしが、物變り星移りて、今は茶屋もなく、萩も絶え稚松も影を没して、紅塵雜鬧の巷と化せり。今の境内は四百四拾九坪にして、本殿の外に拜殿・社務所・氏子詰所を存し、末社に稻荷神社あり。氏地は惠美須町一丁目乃至四丁目・南霞町・北霞町・船出町・西關谷町・東關谷町・廣田町・南高岸町・北高岸町・宮津町・貝柄町・馬淵町・水崎町・日本橋筋五丁目・西成郡今宮町にして、例祭は十月二十三日なり。

今宮神社

今宮神社は廣田町字神宮地にあり、天照大神・事代主命・素盞鳴命・稚日女命を祀れり。往昔は天王寺の鎮守にして、秋季の祭禮(九月十八日)には同寺の西門外なる石の鳥居の邊に渡御ありしが今はなし。社記に依れば推古天皇の御宇厩戸皇子の創建なりと。慶長十四年に至り拾八石六斗四升五合の社領を寄せられ、徳川氏を通じて異動なかりしが、明治三年十二月上地して無格社となり、同四十年九月二十六日同字地の無格社八阪神社(素盞鳴命・櫛稻田姫命を主神とし、相殿に五男三女八神社を祀る)・同稻荷神社(字賀、御魂神)を、同四十一年一月二十七日

和泉國泉南郡東葛城村大字神於の村社市杵島神社(不詳)を合祀して、村社に列し、同四十二年六月神饌弊帛料供進社に指定せらる。合祀社の八阪神社は京都八阪神社の播州廣峯山より遷座の途當地に御駐座あり、當村神人等其の駕輿丁を勤めしを以て、其の頃に勸請したもならんといふ。境内は壹千壹坪壹合參勺七才にして、東・南・北の三門を設け、本殿の外に拜殿・御供所・神樂所・神輿庫・社務所等を存し、末社に倉稻魂神社あり。往時より津江氏の奉仕せる所にして、氏地とはなく、天満青物市場・雜喉場の魚市場・材木商組合・米穀商組合・麻苧商組合・蠟商組合・漆商組合・金物商組合・吳服商組合・薪炭商組合・新町西口神樂講・神酒講・南地五花街・新町遊廓・堀江遊廓・北新地・松島遊廓其の他の講社・組合及び市民の多數に崇敬せらる。市中有名の神社にして謂ゆる十日戎を以て現はる。十日戎は毎年一月十日に行はる、當社の例祭を呼べるなり。此の祭禮は其の前日を宵戎と呼び、翌日を殘福と稱し、參拜者蟻集して其の福德を祈れり。祈る者は先づ社殿後部の羽目板を叩き、大聲にて「參りました〜」と呼ぶの聲喧し、是れ古來此の神は聲にましますと傳へたるに依れりといふ。其の歸途には吉兆なりと稱して、社頭に販賣せる米苞・小判・大判・白銀包の作物等の笹に附したるを購ひ、烏帽子の作物を求めて之を冠り、其の笹の枝を肩にして家に歸り、之を家の内に挿して富貴繁昌の兆とするを例とせり。參拜者は大阪全市中及び附近村落は勿論、遠きは二十里四方より來れるを以て、道路の兩側は肆店ならざるなく、福德を祈り安穩を希ふ者は皆以上の品を買はんとするが故に、其の雜關名

狀すべからず。加之南北五花街の藝妓は寶惠駕籠に乗りて參詣するの奇習あり、故に一層人出を誘ひ、千日前・道頓堀邊の演劇場・觀物場・割烹店其他の諸飲食店に至るまで一として賑はざるはなく、東京の鷺大明神の酉の市・京都の稻荷山の初午詣と其の盛を競へり。其の起原は詳ならざれども、攝津名所圖會には、京都稻荷神社初午參りに比しけるならんと記せり。

正月十日蛭子神祭

廣瀬旭莊

求福何須懸斷深 儲然唯合絶貪心 生平不鮮世人算 擲我眞金買假金 長日神上殿 作金神願

蛭子祠

筱崎小竹

入春十日惡風吹 一路塵紅蛭子祠 醉歸潦倒君休笑 擔得竹枝歌竹枝

星が池の址

今宮神社裏門の北はもと星が池のありし所なりといふ。今は其の址詳ならず。所傳に依れば、當郷耕作損亡の愁ありしとき蛭子神に祈りしに、惡星の爲せる所なりとて同神之を防ぎ給ひ、惡星は鳴り降りて池中に入り、民家の愁も是れより止みしかば、時人星が池と稱して、其の名後に傳はりしものなりと。又或はいふ、聖德太子のとき、惡星人に化して地に降りしかば、人をして之を見せしの給ひしに、惡星此の池に入りしを以て此の名ありと。

海泉寺

海泉寺は惠美須町三丁目字宮の前にあり、龍元山と號し、正岸院と稱し、淨土宗一心寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。觀音堂に觀世音を祀れり。海泉坊の開創なり。緣起に依れば、海泉坊は俗稱を海傳作太

夫といひ、高野山蓮華谷寶塔院寛泉坊の弟なり、攝州津江村に住して漁業を營めり。津江村は本地の舊名にして昔は海邊の里なり、元暦元年九月の末つかた漁夫の網にかゝれる壹尺許の洒落木を引上げたるも、漁夫等何心なく其の儘打捨て置きしに、其の後十日餘を過ぎて浦風の寒さを凌がん爲め、作太夫之を持歸りて楫の上に焚き添へたるに、異香芬郁として近隣に充ちしかば、一村の人々怪み集りて火を消し、傍に取り除きて不思議の思を爲しける。然るに作太夫其の夜、我は西方救世觀音なり、勢州白子にありしが永曆年中洪水の難を除かん爲め鼓ヶ沖に沈みしも、今因縁ありて此の所にあがるなり、我が頭面は勢州にありとの夢告を得しかば、急ぎ勢州に至りて尋ねたるに、果して御首を得たりしかば、其の洒落木に繼合せ見たるに、儼然たる圓満具足の正觀音の尊像なり。是に於て夢告の虚ならざるを感じ、此の洒落木の胴體に新に刻せる頭面を添へて安置せしもの、即ち今の觀音堂に安置せる觀世音の像にして、其の勢州にあるものは復た同地に於て胴體を新に刻して安置せらる。即ち白子繁村觀音是れなり。このことありてより、作太夫は己が渡世の罪深きを虞れ、行年三十四にして剃髮し、名を海泉坊と改めて信貴山の毘沙門天に一七日間の參籠を爲し、御告に依りて文治元年春法然上人の弟子となり、同上人より御袈裟を授けられて淨土宗に歸依し、此の地に草庵を營みて正岸院と名づけ、念佛三昧の人となりて文暦元年九月朔日八拾四歳を以て往生せり、寺號は其の名を採りて後に附せしものならん。元弘以來數度の兵亂に遭ひ、慶長・元和の役に附近の人家は總て兵火に罹り、寺も亦免るゝ能はざりしかば、舊

小西來山夫
妻の墓

記・什寶等悉く燒失して中世の沿革を知る由もなし、今は只縁起壹卷を藏するのみ。現時の堂宇は其の後の再建なり。然るに觀音堂のみは以上數度の兵火にも立残りて無難なりしが、年を累ねて頽廢しければ明治十七年に再建せらる。姪婦之に祈れば靈驗ありとて參拜するもの多く、伊勢の白子觀音と共に安産觀世音の名世に高し。境内は四百五拾九坪にして本堂・庫裏・門及び前記の觀音堂を存す。墓地に小西來山夫妻の墓あり、正面に「釋道法貞林」と題し、左側に「辭世釋貞林 する人もしらざる人も淀川のくせいふねは内にこそあれ」、右側に「享保元年丙申十月三日 享保十九年甲寅十月廿一日」、臺石に小西氏と刻せり。享保元年十月三日は來山（道法）の命日、享保十九年十月二十一日は後妻（貞林）の命日なれば、後妻の死後小西家の建てしものならん。

十萬堂
小西來山

十萬堂は同町にあり、小西來山の舊址なり。來山は其の出生地に二説あり、一は堺の産なりといひ、一は大坂の生なりといふ。前者は攝津名所圖會等に記し、後者は來山自身の言として烏掌の來山八十回忌時雨集の序文に記せる所なり。六左衛門の子にして承應三年を以て生れ、幼名を伊右衛門と呼び、來山又は湛々翁と號せり、七歳にして前川由平の門に入り、又西山宗因に學び、十八歳にして判者となり、俳諧を以て世に鳴れり。壯年の頃渡邊橋の邊りに居をトセしが、後、別莊を此の地に設けて十萬堂と呼べり。其の名は當時舍利寺に留錫せる黃檗の悅山和尚に參禪せし時、和尚は來山の句に道機ありと賞して、自ら筆を染めて與へし十萬堂の額を掲げしに依れり。性磊落放縱にして酒を嗜み、維摩の畫像に親み俳

諸に没頭せり。しかも檀林に入りて其の感化を受けず、卓見能く自ら一家の俳風を爲し、鬼貫と友とし善く當時の双壁たり。九歳のとき父を喪ひて孤となりしが、母に仕へて孝、又弟に友なり、家事は之を弟に委ねて顧みざりしも、母あるが故に遠く遊ばず、其の行程は馬子に口を取らせて大念佛寺に平野街道を馬打たせたる位のものなり、或る年隣家に獨住せる老婆の大三十日の夜に死去せるあり、皆人うるさがりければ、之を我が宿に引取り元日を過ごして二日に野送させたりと、其の他人に對しても情の厚かりしを見るべし。然るに四十八歳にして母を喪ひ五十三歳のとき弟を喪へるのみならず、翌年更に其の妻(法名 妙信)に死別せしかば、此草庵に隱棲の念をきざし、遂に女人形を購ひ歸りしも當時のことならん。後勸められて後妻を納れて子あり。而して其の此に閑居したるは正徳四年六十一歳のときなり。かくて世人には今宮老人と敬はれ、門戸常に人を斷たず、俳門全盛を極めたりしが、享保元年十月三日六十三歳を以て歿す(法名 道法)。門人等遺骨を一心寺に納めて湛々翁之墓と刻せり。其の墓を同寺に建てしは時雨の高吟に因みしなるべし。後妻は十九年後なる享保十九年十月二十一日に歿す(法名 貞林)。子孫世々來山の俗稱伊右衛門を繼承し、二世は一來・三世は什來・四世は什山と號し、八代まで此に居りしが、明治十年の頃悲運に傾きて他人の所有に歸せしといふ。堂に存する木像は門人の請に依りて其の遺せるものに係り、句集に今宮草・續今宮草等あり。而して來山の愛翫せし女人形(今は中河内郡八尾町西尾某所藏せり)は、陶器製の長さ壹尺許なる座して立膝せるものにして、自ら之が記を作れり。今其の俳句の二三と共に之を掲

記せん。

大坂も大坂のまん中に住して

お奉行の名さへ覚えす年くれぬ

今宮に閑居して

今宮は虫處なり聾なり

六字詰の念佛晝夜忘らす十二時の鐘聲遠近の心耳をあらふ

時雨るゝやしくれぬ中の一心寺

母に別れて後大醉に及ばぬ時は夢に見ぬ事なし

今日の月只くらかりか見られけり

辭世

我は只生れた昔にて死ぬるなりそれで餘波も何もかもなし

女人形記

四行法師に銀の猫を給ひけるに、門前の童子にうちくれて通りけるよし、いはく社あらめ、我は道にて燒きものゝ人形に行あひ、懐にして家に歸る、晝は机下にすへ置て眼に悦び、夜は枕上にやすませてれさめの伽とす、世をつくくと見れば、妻木の達磨などみ崇めて、科もなき身を白眼つめらるゝよりははるかまさりてんや、ものいはす、笑はぬかわりには腹立す、格氣せず、蚤蚊のいたみを覺れば、いつまでも居住ひ崩さず、留守に待らんと心遣ひもなし、酒をのまねば心うけれど、さもしげに物くばぬはよし、四時同じ衣裳なれと、寒暑さへしられれば、此の方氣はるところさらになし、夏はむかふに涼しく、撫るに心よく、冬は爐の

もとをゆるされば、よいかげんに暖なり、愛のあまりに腹上に置時は、呼吸にしたかひてうなつくく、細目してうなつく、女の石になりかたまりしためしなおもへば、石の女に化すまじきにあらず、ものにさへあたらすは、千とせをふるとも變すまじきかたち、風老かなからんあとの若後家、さりとは氣遣ひなし、男は何國の土工そや、出所をしらす、あらうつ、なのいもせものかたりやな

折る事も高根の花や見たばかり

湛々老人來 山

憶念寺

憶念寺は同町字油小路にあり、慈雲山と號し、眞宗東願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和九年永西の開創なり。境内は壹百八拾八坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

光明寺

光明寺は同町憶念寺の東にあり、薩浦山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。正慶元年良照の開創なり。天文二年八月回祿の災に罹り、元和六年四月檀家の力を得て七世正圓之を再建せり。境内は壹百七坪六合八勺を有し、本堂・庫裏・書院・長屋門を存す。

光受寺

光受寺は惠美須町二丁目字札の辻にあり、三井山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月詳ならず。中興教傳なるもの本願寺蓮如法主の直弟となり、有志の協力を得て之を再建せり。境内は貳百四拾貳坪を有し、本堂・庫裏・書院・客室・鼓樓・土藏・長屋門を存す。

新世界

新世界は東邊なる天王寺公園の西側にあり、其の區域は惠美須町一丁目・北霞町に亘れる貳萬參千七百坪の地にして、明治三十六年第五回内國勸業博覽會場敷地の一部なり。同博覽會の終了後に於て

天王寺公園に充てられたる剩餘地を、大阪土地建物會社に於て市より賃借し、會社は同四十四年九月之が設備に着手し、翌四十五年七月三日一部を竣成し、之を新世界と名づけて開業し、爾來引續き施設經營の結果現況を爲すに至れり。會社は建設物のみに前後壹百五拾萬圓を投せしといふ。高塔通天閣並にルナパークを中心として各種の娛樂場は四方に展開し、外廓には幾條の街路を通じて、劇場・活動寫眞館・寄席其の他無數の興行場・溫泉場・旅館・飲食店を初め各種の店舗悉く備はり、且日没後は高塔に數萬の電燈燦として輝き、一帶宛ら不夜城の盛觀を現じければ、晝夜股賑雜鬧を極め、天王寺公園と相俟もて大阪市の南部に於ける一大娛樂場となれり。

國技館及び大阪相撲

國技館は新世界の南裏なる南霞町にあり、株式會社國技館の經營に係り、大阪角力の定場所なり。大阪に勸進相撲の起りしは、元祿五年正月袋屋伊右衛門なるもの官許を得て、南堀江三丁目高臺橋通の住吉屋彌三兵衛所有地に、四拾間四面の場所を構へて四門を開き、同年四月三日より晴天十日貫日三日併せて十三日間興行せしを初とす。大筑紫磯之助を東の大關・兩國梶之助を西の大關として取組めるに、非常の人氣を博して觀客雲集せしかば、同年八月に第二回・翌年三月に第三回を興行して其の後繼續せり。高臺・隆平二橋の間なる賑江橋は其の觀客往來の便を圖りて架設せしものなりといへば、當時如何に其の人氣を博せしかを想見すべし。しかも勸進元は角力仲間以外の者にも許可せられたりしが、享保三年に至り角力仲間以外の者には許可せられざることとなりしを以て、同年より抽籤制度となり、第

一回の勸進元は小松川龍之助なりしが、其の後は場所毎に抽籤を以て勸進元を定むるの例となれり。明和元年難波新地の開發せらるゝに及び、所限の勸進相撲一ヶ所を許されて、同二年より堀江は春季に一度、難波新地は秋季に一度、何れも晴天十日間づゝ興行せり。興行に際しては當初より木戸口に書き番附を掲載し來りしが、明和二年四月湊又七の勸進元角力より初めて番附を調製して世上に發表せり。然るに漸次觀客減少して損銀多くなりければ、同四年より兩所の内にて隔年ア回宛の興行に改めしが、後堀江にて興行すること次第に減じ、多く難波新地に於て興行せしに、天保十四年七月婦女の見物を禁せられ、同年十月に至りて兩所の相撲櫓を撤去せられ、且社寺境内にて一年一回晴天十日間興行すべく、若し社寺境内に其の場所を得ざる時は、堀江・難波新地其の他差支なき所に於て興行し、小屋場も其の度毎に取拂ふべき旨を命せられて益不況に陥りしが、翌弘化元年六月及び同三年六月には天満砂原屋敷、同三年同五月には御藏跡、同四年五月より同五年四月までは天満砂原屋敷、同六年六月よりは堀江市の側にて毎年興行を繼續しけるに、安政四年十月土地繁榮策の講せらるゝに及び、三郷通用の相撲櫓一ヶ所を差免せられ、天満砂原屋敷に定場所を設定して同六年七月より興行せり。今の東區宰相山町三光神社境内に遷座せる野見宿禰神社は、安政六年七月同所に勸請せしものなりといへば、同所相撲櫓の設けられしときに勸請せしものならん。而して大阪相撲は當初力士も善く、江戸の相撲に對して遜色なかりしが、江戸に於ては力士の諸侯に抱へられて面目を施せるもの多かりしを以て、一流の者は去り

て多く江戸に出でければ、爲めに大阪在留の力士は概して従前よりも劣り、且其の人数も少くなりしに依り、遂に江戸の力士を呼寄せて之に加へ、以て大相撲を興行することとなりて爾後の例となれり。然れども其の江戸力士を呼寄するに至りし年月詳ならず。寛政六年七月難波新地に於て興行したる横番附には、東の大關に谷風梶之助(仙臺侯の抱)・關脇に雷電爲右衛門(雲州侯の抱)、西の大關に小野川才助(久留米侯の抱)・關脇は陣幕島之助、行司に木村玉之助を記し、文化九年五月同所興行の横番附には、東の大關に高砂浦右衛門・關脇に柏戸森右衛門、西の大關に相引島右衛門・關脇に生野田六之助、行司に木村森之助・若井左右馬(後、相馬と改め今に繼繼す)を記すれば、寛政以前よりなるを知るべし。此の寛政六年七月の興行には記すべきものあり、そは谷風と小野川の取組に就てなり。谷風は奥州仙臺の産にして身長六尺貳寸五分・體量四拾參貫目、小野川は江州大津の産にして身長六尺五分・體量參拾壹貫目、共に古今無雙の關取にして、何れも横綱を許され五角の勝負たりしが、是れより先同三年六月十一日江戸吹上御苑に於て將軍徳川家齊の御覽相撲ありて、兩人の取組となりしとき、其の未だ立上らざる内に、行司吉田追風團扇を谷風に擧げれば、左右頭取の之を咎めたるに對し、追風は小野川に氣負ありとの故事を引きて終に谷風の勝となりしことあり。されば今回の場所は其の後に於ける取組なりしを以て、兩人に取りて大切の勝負相撲たりしのみならず、其の名高き兩關取の顔合せなりしかば、世人は之に嘖られて市中はいふに及はず、近郷近在より先を争ふて雲霞の如くに押寄せ來れり。かくて相撲は段々進みて彌兩

關取の番となり、谷風は東方より小野川は西方より土俵に入りて身構を爲し、暫く氣を配りしが、行司木村玉之助は左右の呼吸を圖りて曳と團扇を引くや否、兩人は立上りて金剛力を振ひ一世の曠れと押立て押合ひ、烈風の如く猛虎の如く争ひけるに、谷風の息づきあらく體の備へ立ちかねたるに乗じ、小野川得たりと下手を以て曳投に土俵の中へ投倒し、其身も谷風の上に倒れしは一世の壯觀にして、行司の團扇は小野川に擧げられ、觀客の喝采天地を動かさんばかりなりしが、忽ち東の溜より關の戸八耶次立出で、此の角力に勝負なしと云ひかけしより大もめとなり、終に左右頭取の預りとなりしも、相撲は確に小野川の丸勝たりしを以て、觀客は之を承知せず、異口同音に言りて谷風・關の戸目がけて西瓜の皮を投げつけ、後には土俵際の土を採りて打つけられれば、東の溜は西瓜の皮と土砂を以て埋れる許りなりしといふ。而して此の寛政六年七月の相撲番附には、大坂力士の出水川・若狭山を二段目の中頭として記載せらる、其中頭と唱へ初めしは、前記の如く大坂の幕内力士は江戸に出でし爲め、大坂に残れる力士は一時二段目以下のものとなりしより起れり。かく番附には中頭として記せらるるに至りしも、大坂力士は其の後技倆に於ても力量に於ても漸次發達し、江戸の力士に比して遜色なきに至りしのみならず、却て之を凌駕せるものあるに至る、現に出水川・若狭山の如きは江戸の關取と取組みて敗を取らざりしものなり。故に初は兎も角、後には中頭の稱は力量問題にあらずして、江戸力士に對しての遜稱となりしに過ぎざりしも、之が爲めに大坂力士の格は江戸の下に置かれたるなり。尙其の番附に

横番附を用ひしは、江戸より來れる力士に大坂力士の加はるが爲め、人數多くして到底縦番附にては登載し得ざりしに依れり。而して江戸に於ては十日間の興行中、初日より九日迄に横綱・大關以下總ての取組を爲し、最終の十日目は單に土俵入に止めて二段目以下の取組のみを爲せるも、大坂に於ては之に反し、最初の一日は土俵入に止めて二段目以下のみの取組を爲し、後の九日間に横綱・大關以下總ての取組を爲せり。其の如く江戸と相反するは、江戸の力士中には諸侯の抱へとなれるものあるが爲め、大坂に來るべき豫定の者も抱主の都合にて來坂し能はざることありしを以て、番附は出來ても興行當日に至らざれば其の果して出場するや否や確定せず、依て初日に此の顔見世を爲して取組者を世に知らしむるに至りしものなりといふ。是れ明治維新以前に於ける大坂相撲の概況なり。

然るに明治元年に至り、同年九月南地の南山にて興行せしが、翌二年二月の興行より難波新地六番町なる今の南海鐵道停車場の所に移りて定場所と爲し、同十五年の八月場所限り同所を去り、翌十六年八月より千日の新金刀比羅前に移りて、同二十六年十月場所まで繼續せしも、爾後興行場所は數次變更せり。即ち同二十七年四月には南堀江金屋橋西詰舊金澤藩屋敷に於て興行し、同二十八年十月場所より南地舊五階の南手に移りて同三十年九月まで繼續し、同三十一年四月場所は西區南堀江南通五丁目土佐稻荷境内にて興行し、同年十月場所より復た南地舊五階南手に移りて同三十六年一月場所まで繼續したるも、同年五月場所は同五階北手にて興行し、此の年より一年一回興行の舊例は改められて爾後春夏

兩季の興行となり、同三十七年一月場所より南海鐵道停車場前に移りて同三十八年一月場所まで同所
にありしが、同年六月場所より難波新川一丁目なる土橋西詰に移りて大正二年一月場所まで動かざり
しも、同二年五月場所は新世界に於て興行し、同三年一月場所より再び難波新川一丁目土橋西詰に移
りて同五年一月場所まで繼續し、同年六月場所より復た難波河原町一丁目の千日前に轉じて同六年六
月場所まで興行し、同七年一月場所は新世界の南裏なる國技館敷地に於て興行せしも、國技館建築用地
となりしが爲め、同年五月場所より更に千日前に移りて同八年五月場所まで繼續せり。興行場所は此く
變轉して猫眼管ならざりしも、相撲の上には從來の面目を一新せしものあり。陣幕久五郎はもと
大坂相撲の力士なり、江戸に出で、横綱に進み薩州侯の抱となりて其の名高かりしが、明治元年大坂に
歸りて年寄となり、名を陣幕道高と改め、斯界の爲に盡す所あり。力士にも亦技倆のもの出で、同四年
八陣信藏は五條殿の許に依りて横綱となり、高城山谷五郎も同年六月また横綱となる、高城山の免許
は何れより出でしか詳ならず。不知火光右衛門・熊ヶ嶽庄五郎は共に御國横綱たり。而して東西互角
論は夙に陣幕道高に依りて主張せられ、之が輿論の喚起に努めつゝありしが、明治七年京都四條河原に
於ける三都の合併相撲より、中頭の稱廢せられて互角となり、大阪方優勢にして山響は名力士の名高か
りし東京方の雷電を破りしが、次興行に於ては大阪方の熊ヶ嶽復た雷電を破れり。熊ヶ嶽此の大勝
は非常に人氣を博し、「あつまから鳴り響きたる雷電を取ておさへる熊のいきほい」といへる落首は、

大阪市中の至る所に貼られしといふ。互角相撲となりしより舊慣を破りて大番附を作り、大阪力士の
みにて大相撲を舉行し、東京相撲來阪のときには、番附は東西二枚に作りて、以て合併相撲を舉行す
ることとなりしかば、自然活氣を呈するに至りしも、番附面の位置に對し力士の苦情出で、明治八年熊
ヶ嶽以下拾餘名は脱走し、翌九年三月の大相撲後紛議生じて黒岩・山響・一の谷・大錦・響矢・松の音
以下百餘名も脱走し、其の後も脱走者續出せしのみならず、残れるものも幾派にも分立して復た拾集す
べからざるに至らんとせしかば、俠客小林佐兵衛は大阪角界の前途を憂慮し、百方仲裁の勞を取りて
同十一年和議成り、大阪相撲協會は設けられ規約は定められて、斯界の秩序立ちしのみならず、八陣
調五郎は明治二十七年四月西の大關となり、同二十八年十月東の大關に轉じて、同三十年九月吉田家
より横綱に準せられ、若島權四郎は同三十四年五月西の大關となり、同三十六年一月同家より横綱の
免狀を與へらる。是れ同家より大阪相撲に横綱を許されたる嚆矢なり、故に同若島を以て大阪相撲に
於ける横綱の初代とす。大木戸森右衛門は同三十八年一月西の大關となり、同四十三年一月同家の許を
得て二代目横綱となり、大錦大五郎は同四十三年五月西の大關たりしが、大正七年五月同家より許され
て三代目横綱となる。その他小染川・宮城山・陣幕・朝日山等の大關ありて其の名顯はる。朝日山の初
代は寶曆年間の人にして、本名を根津四郎兵衛と呼び、俠客を以て名を得、芝居に見ゆる黒船忠兵衛は
同人を變名せしものならんとの説あり。大坂相撲の爲めに力を盡せしことやありけん、後相撲の年寄

となりて逝きしが、其の葬式には大坂相撲の力士残らず會葬したりといふ。爾來其の名は力士に繼がれて前記大關の朝日山は其の十二代目なり。十二代目朝日山は本名を四郎右衛門と云ひ、相撲協會の取締となりて規約に改正を加へ、専心同協會の爲めに力を盡して、國技館の建設を見るに至りしも同人の發意なり。當時相撲の發展日を追ふて著しく、之を保護せんとするの傾向を生じ、東京は率先して國技館を建設し、名古屋・熊本・富山の各地復た競ふて特設せるに反し、大阪に於ては其金なかりしかば、朝日山は之が建設を希望して已まざりしも、其の力の能くする所にあらざりしを以て、富樫柳水氏に助力を求め、同氏の同情盡力に依りて計畫將に其の緒に就かんとするに際し、朝日山は大正五年春病歿せしかば、相撲協會の年寄衆其の遺志を繼ぎ、柳水氏は府市の當局者及び斯道熱心家の間に奔走して國技後援會なるものを組織し、會員を募りて國技館建設の案を立て、更に國技館を資本金貳拾萬圓の株式會社組織に改め、大正六年六月九日設立の許可を得、同年十二月十日登記を了へ株式を募りて其の半額を拂込ましめ、會社成立しければ敷地を南霞町に撰定し、大阪市に交渉して其の壹千貳百五拾坪を借用し、大正七年二月八日地鎮祭を行ひて建築工事に着手し、同八年九月十一日に竣工し、十二日開館式を行ひ、翌十三日より十日間東西合併相撲を興行せり。其の建築は鐵骨鐵筋コンクリート煉瓦造にして、建坪六百貳拾五坪・工費參拾八萬餘圓に上りしといふ。依て大阪相撲協會は春夏の兩本場所及び東西合併相撲の開催所として、同會社より賃借興行することとなりければ、從來定場所の設置なく、

伎倆に於ても東京力士に對して一日の短ありとの評を免れざりし大阪相撲も、之が爲め初めて完全なる定場所を得たるのみならず、會社に於ては其の利益金の内を割きて相撲道獎勵費に充て、大阪相撲協會附屬力士の殊勳者に賞與し、退隱者に養老金贈與等の道を開くの計畫ありといへば、力士も之に力を得、前途を樂みて鍛練し、其の伎倆も是れより益向上發展するに至るならん。

附記 大阪相撲協會所屬力士の現在部屋は、朝日山・木村誠後・猪名川・千田川・小野川・陣幕・押尾川・鏡山・竹繩・高崎・藤島・枝川・三保ヶ關・湊・岩友・時津風・北陣・不知火・高田川・大虎・大鳴戸・中村・西岩の二十三なり。

今宮村の内	舊稱	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	明治廿年一月一日現在反別	明治廿年七月一日現在人口

西濱聯合 (榮華常小學校 設立負擔區域)

西濱南通一丁目・同二丁目・同三丁目・同中通一丁目・同二丁目・同三丁目・同北通一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目 (十ヶ町)
本聯合は木津川三丁目・木津北島町一丁目の南にありて、東は木津北島町二丁目・同三丁目、南は同四丁目及び西成郡今宮町に接し、西は木津川に沿へり。

此の地はもと西成郡木津村の内なり。其の住民は大川の邊なる渡邊に住せしが、後轉じて天正年間

には西成郡福島村及び大阪市街の博勞町・渡邊町・三津寺町・本船場町・葦屋町等に散居し、慶長年間下難波村の内即ち今の幸町の邊に集り住し、寛永十一年七月其の地面七千五百五拾坪は地子銀の特免あり。大坂天満組の附屬たりしが、後明暦の頃に至り住民増加して狹隘を告ぐるに至りしかば、更に五千六百八拾坪の増加を出願して其の許可を得たるは、有租の附屬地なり。然るに元祿十一年十月二十二日東成郡野江村に替地を下付せられ、引坪料官銀五貫參百目の下附を得て移轉せしも、土地卑濕にして永住すべき場所にあらざるを以て更に替地を歎訴して、西成郡木津村字七反島(同村の西南端にして十、三間川の東岸にあり)に替地の交付あり、引坪料官銀貳貫目の下付を得たるも、此の地はまた木津川に近くして船舶の出入に支障あればとて、元祿十四年更に同村の内なる今の地に替地を交付せられ、同年五月より引地家作に着手し、寶永三年に至りて完成し、渡邊村と稱せり。總坪数は壹萬參千貳百參拾坪にして、内七千五百五拾坪は舊に依りて天満組に屬し地子の免除地たるも、其の五千六百八拾坪は増地の交付を受けたる有租地にして西成郡に屬し、七瀬新田又は七瀬新地と呼べり。部内は南の町・十軒町・八軒町・新屋敷町・北の町・中の町の六ヶ町を爲し、後、其の南の町を南町二丁目、十軒町に八軒町の内を如へて同一丁目、八軒町の殘部を新屋敷町に併せて同四丁目、北の町を同五丁目・同六丁目に分ち、中の町を同三丁目と改め來りしが、明治四年五月八日西大組に編入せられて其の附屬地と爲り、尋で町外なる字北島を南町七丁目・同八丁目・同九丁目と改めて九ヶ町を爲し、同五年三月十七日町名の分合改稱ある

に際し、更に南町一丁目を榮町、同二丁目を洲先町、同三丁目を穂波町、同四丁目を入江町、同五丁目を千里町、同六丁目を榮摘町、同七丁目を霧島町、同八丁目を野上町、同九丁目を藻刈町と改む。七瀬新田の大阪市街に入りし年月は詳ならず、此の五年三月十七日の町名改正のときには、二十二區たる此の九ヶ町の附屬地とせられしも、一面制定の郡部區畫に於て同年五月尙西成郡第一區六番組に編入せられたるより見れば、其の地は九ヶ町の附屬たるも、郡部附屬たりし關係なりしより其の名双方に見え、其の頃より漸次大阪市專屬となるに至りしものならん。かくて大阪市街に入りし附屬七瀬新田は、同六年十二月十九日其の名を七瀬町と改めて町數に加はりければ、十ヶ町となりしが、同十二年二月十日全部西成郡に編入せられ、同二十年一月十三日其の十ヶ町を合併して西濱町と改稱し、同二十二年四月一日町村制の施行に際し一町を設けたりしが、同三十年四月一日また大阪市に編入せられたり。而して本地に關する當時までの區畫の變遷を示せば左の如し。

舊名	町名	改正名	同五年三月十七日改正名	同日	同八年四月十七日	同九年九月三日	同十二年二月廿二日	同十三年七月二日	同十七年七月一日	同二十年四月一日
南の町	南町二丁目	洲先町	廿二區	三六區	三六區	三六區	西成郡 第四十四分區	聯合	第三戸長 役場	
十軒町	同 一丁目	榮摘町	廿二區	三六區	三六區	三六區	西成郡 第四十四分區	聯合	第三戸長 役場	
八軒町	同 四丁目	入江町	廿二區	三六區	三六區	三六區	西成郡 第四十四分區	聯合	第三戸長 役場	

舊名	町名	改正名	同五年三月 七日改正名	同日	同六年四月 月七日	同九年九月 月十日	同十二年 二月廿一日	同十三年 七月二日	同十七年 七月一日	同二十年 一月廿日	同廿二年 四月一日
渡邊村	新屋敷町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
北の町	同	千里町	廿二區	三大區	廿二區	三大區	廿二區	三大區	廿二區	三大區	廿二區
中の町	同	摘菜町	廿二區	三大區	廿二區	三大區	廿二區	三大區	廿二區	三大區	廿二區
町外字北島	同	霧島町	廿二區	三大區	廿二區	三大區	廿二區	三大區	廿二區	三大區	廿二區
七瀬新田	同	霧島町	廿二區	三大區	廿二區	三大區	廿二區	三大區	廿二區	三大區	廿二區

備考 榮町外八町は明治五年三月十七日第二十二區に屬したりしに、同六年十一月十七日に至り第二十三區となりしも、表記し能はざる以て附記す。

大阪市に編入せられて南區に屬し西濱町と稱せしが、同三十三年四月一日從來の名稱を廢して新に町名を設定せり、即ち舊穂波町の反別八反九畝八歩を區域として西濱南通一丁目、同洲先町の反別壹町貳反貳畝參歩を區域として西濱南通二丁目、同榮町の反別壹町五反四畝貳拾五歩を區域として西濱南通三丁目、同榮摘町の反別壹町四反八畝貳拾壹歩を區域として西濱中通一丁目、同千里町の反別壹町九畝拾歩を區域として西濱中通二丁目、同入江町の反別壹町壹反四畝五歩を區域として西濱中通三

阿彌陀寺

丁目、同藻刈町の反別八反五畝拾九歩を區域として西濱北通一丁目、同野上町の反別五反五畝拾九歩を區域として西濱北通二丁目、同霧島町の反別六反四畝拾歩を區域として西濱北通三丁目、同七瀬町の反別壹町六反四畝拾壹歩を區域として西濱北通四丁目と改稱せらる、現在の各町是れなり。

阿彌陀寺は西濱中通一丁目にあり、願王閣と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基了忍は舊榮町の合阪五郎兵衛の次男なり、萬延元年三月本願寺に於て得度し、廣如法主の直弟となり、明治元年六月二十五日檀家の協力を得て當寺を創立せり。境内は六百四拾四坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・經藏・鐘樓・太鼓樓・樂醫門を存す。

正宣寺

正宣寺は西濱南通一丁目にあり、瑞華山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長八年十月永俊の開創なり。永俊は本願寺准如法主の直弟にして、當初は大坂の渡邊にありしが、二世智春の代に至り寛永三年三月當所に移轉し、寛延二年三月五世義教之を再建せしも、文政元年十二月晦日火災に罹りて烏有となり、同五年四月七世惠觀檀徒の協力を得て更に造營せり。境内は參百拾六坪六合を有し、本堂・庫裏・書院・經藏・土藏・太鼓樓・長屋門を存す。

德淨寺

德淨寺は西濱南通三丁目にあり、龍華山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長四年開基智觀本願寺准如法主の直弟となり、大坂の渡邊に建立せしが、後、寶永三年當所に移轉し、文政元年燒失せしを以て、同五年六世順了檀家の協力を得て之を再建せり。境内は參百參拾八坪六合壹勺を有

し、本堂・庫裏・書院・玄關・土藏・鐘樓・太鼓樓・藥醫門を存す。

順照寺は西濱北通四丁目にあり、眞宗西願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文化十四年二月十二日惠正の開創なり。安政元年近畿諸國大震災海嘯のありし時其の害を蒙りて大破し、同五年同地域なる現在の所に移轉せり。境内は五拾貳坪を有し、本堂・庫裏・書院・鼓樓・門を存す。

本地は地子銀免除の特典を受けてより大坂町奉行の支配を受け來りしが、明治元年の初め新に御料となりて、同二月大阪裁判所の支配に移り、同五月二日大阪府に改まる。七瀬新田は元祿十四年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同二月大阪裁判所司農局の支配に轉じ、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十四日攝津縣の管轄に轉せしも、同三月再び大阪府の管轄に復せり。

西濱町	一、八六五	一、〇〇九	五、五五	三、〇三三	五、二二三	一、五七〇	五、一七〇
舊稱	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口 當時の反別	町制施行 當時の人口	町制施行 當時の人口	明治三十年一月一日現在反別	明治三十年七月一日現在人口

備考 石高は七瀬新田分にして、明治九年以後の反別は各町の總反別なり。

天王寺聯合

(天王寺尋常小學
校設置區域)

本聯合は北は、東區の下味原町・小橋東之町・同西之町・東高津南之町・上本町八丁目・同九丁目・

同十丁目・上綿屋町・東平野町七丁目・同八丁目・同九丁目・同十丁目・谷町九丁目・生玉町に接し、西は高津五番町・御藏跡町・日本橋筋三丁目・同四丁目・同五丁目・惠美須町一丁目・北霞町・南霞町に接し、東南は鐵道線路を以て東成郡生野村大字國分・及び天王寺村大字天王寺に界せり。

- 天王寺生玉寺町・同六萬體町・同生玉前町・同夕陽丘町・下寺町二丁目・同三丁目・同四丁目・日本橋筋東一丁目・同二丁目・天王寺権寺町・同伶人町・逢阪上之町・同下之町・天王寺玉水町・同茶白山町・同阿倍野筋一丁目・同二丁目・天王寺悲田院町・天王寺南河堀町・同北河堀町・天王寺大道一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・天王寺寺田町・天王寺元町・天王寺勝山通一丁目・同二丁目・同三丁目・天王寺烏ヶ辻町・天王寺眞法院町・天王寺小宮町・上本町七丁目・天王寺上之宮町・天王寺北山町・天王寺石ヶ辻町・天王寺筆ヶ崎町・天王寺細工谷町・天王寺松ヶ鼻町・天王寺堂ヶ芝町・天王寺東上町(四十一ヶ町)

此の四十一ヶ町の地はもと東成郡天王寺村大字天王寺の内にして、明治三十年四月一日同大字の内、大阪鐵道線路中本線と城東線と分岐する所より西は線路敷地南端以北、北は城東線敷地東端以西を大阪市に編入せられたるもの即ち本地なり。故に舊來の管轄及び區畫の沿革は、東成郡天王寺村大字天王寺の條に記する所の如し。而して各町の多くは難波岡陵の一帯を爲せる所にありて、四天王寺の存

するが爲め往昔より其の名著はれ、特に大阪市街に接し夙に發達して市街の形を爲し、林町・小川町・宮町・南竹屋町・北竹屋町・油屋町・土塔町・西向町・東小儀町・西久保町・東久保町・繪用町・北組町・西小儀町・立町・西組町・中小路町・光堂町・今道町・河堀口町・南堀越町・北堀越町等の街名を爲し來りしが、明治六年十一月十七日市郡境界の整理に際し、本地に接する御藏跡東手の地は南大組に編入せられて御藏跡町となり、日本橋筋東西裏手の地は同大組の日本橋筋二丁目乃至四丁目に編入せられて、共に天王寺村を去り、同時に西寺町の内金臺寺・万福寺・大覺寺・光明寺・心光寺・宗念寺・光傳寺・超心寺・西性寺・法界寺・大光寺・善福寺・宗慶寺・善龍寺・稱名寺・西照寺・正覺寺・幸念寺・西念寺・良運院、生玉寺町の九應寺・西方寺・大安寺・大寶寺・銀山寺・寶國寺・寶樂寺・長圓寺・淨運寺・増福寺・大善寺・光善寺・堂關寺・大乘寺・法恩寺・圓通寺・法泉寺・菩提寺・一乘寺・本誓寺・安樂寺・隆專寺・法音寺・玄德寺・持明院、天王寺町の内珊瑚寺・梅舊寺・春陽軒・天瑞寺・大平寺・淨春寺・昌林寺・洞岩寺・法岩寺・龍德寺・天鷲寺・鳳林寺・吉祥寺・國恩寺、及び西蓮院・一心寺の六十一ヶ寺を天王寺村に編入せられて、今は本地の區域に屬す。其の中なる生玉寺町は、元和の初年市中及び接近村落の諸寺院を小橋村・天満村及び東・西高津村の三ヶ所に集められしときの東・西高津村の内に當れり。而して此の編入せられし各町の地は、天王寺村に於ける主要部分たりし所なり。

かくて本地は大阪市に編入せられて南區に屬し、天王寺大字天王寺と稱せしが、同三十三年四月一日從來の地名を廢して、更に地區を按排し、生野大字國分に屬する些少の地を加へて新に町名を設定せり、即ち字東生玉前・同東生玉町・同西生玉前・同西生玉町・同東中谷・同西中谷の反別八町參反畝九歩を區域として天王寺生玉前町、字東谷・同西谷・同屋敷前・同金龍山・同六萬躰・同六万体の反別六町六反七畝貳拾貳歩を區域として天王寺六萬體町、字生玉寺町・同尼寺の反別五町六反五歩を區域として天王寺生玉寺町、字夕陽岳・同夕陽丘・同口繩阪・同乾山の反別四町九畝貳拾八歩を區域として天王寺夕陽丘町、字下寺町の反別四町四反九畝歩を區域として下寺町二丁目、字南下寺町・同深田・同齒坪の反別八町壹反七畝拾貳歩を區域として下寺町三丁目、字高圓・同増井・同宮の下・同夜橋・同清水二ヶ所の内北の一ヶ所の反別六町四反六畝拾八歩を區域として下寺町四丁目、字眞菰原・同西向・同島田・同新宅の反別八町五反六畝拾六歩を區域として日本橋筋東一丁目、字濱の口・同井抗・同西水田・同名古の反別七町參反參畝貳歩を區域として日本橋筋東二丁目、字古屋敷・同推寺外・同推寺外・同龜遊島の反別貳町八反畝拾參歩を區域として天王寺推寺町、字北の丸・同中の丸の反別四町七反畝拾九歩を區域として天王寺伶人町、字義干側・同義干・同魚小路・同坂松山・同板松山・同南の丸の反別七町五反八歩を區域として逢阪上之町、字戎抗・同御所の内・同東水田の反別九町貳反畝拾壹歩を區域として逢阪下之町、字小田ヶ池・同小田池・同城の下・同城下・同墓の前・同北國分寺

の反別七町四反八畝四歩を區域として天王寺玉水町、字茶白山・同中の町・同仲の町・同仲町・同下の町・同垣添・同大堀・同四つ松・同塚原・同塚原外三字の反別拾六町六反七畝七歩を區域として天王寺茶白山町、字西久保の反別壹町九反八畝拾壹歩を區域として天王寺阿倍野筋一丁目、字堀越・同長者ヶ崎・同長者崎・同脇の岡の反別六町九反七畝貳拾七歩を區域として天王寺阿倍野筋二丁目、字悲田院・同非田院・同東長者ヶ崎・同東長者カ崎・同東長者崎の反別四町六反九畝拾歩を區域として天王寺悲田院町、字南平戸・同北平戸・同平戸・同大倉・同牛追塚・同三明・同三明外貳字の反別拾貳町參反四畝貳歩を區域として天王寺南河堀町、字タ、ラ・同小川・同清水二ヶ所の内南の一ヶ所の反別四町九反四畝貳拾九歩を區域として天王寺北河堀町、字鳥橋・同鳥橋・同土塔・同東中の町の反別五町五反五畝九歩を區域として天王寺大道一丁目、字竹中・同表筋・同裏筋・同往大道の反別五町壹反七畝四歩を區域として天王寺大道二丁目、字隠元の辻・同隠元之辻・同北河堀・同河堀・同宮の前の反別五町壹反七畝拾七歩を區域として天王寺大道三丁目、字内田・同馬の口・同河堀口・同黄金地・及び生野大字國分の内字鳥ヶ上・同十六・同十六南川を併せたる反別拾町六反四畝壹歩を區域として天王寺大道四丁目、字北寺田・南寺田の反別五町五反參畝貳拾九歩を區域として天王寺寺田町、字荒陵山・同園裏の反別拾壹町壹反貳畝貳拾八歩を區域として天王寺元町、字申山・同西寺之町・同西寺の町・同東寺之町・同東寺の町・同東門前の反別七町四反參畝拾貳歩を區域として天王寺勝山通一丁目、字

尻矢・同小儀口の反別七町壹反拾八歩を區域として天王寺・勝山通二丁目、字百濟寺及び生野大字國分の内字キトラ・同奥の内の反別七町七反九畝貳拾七歩を區域として天王寺勝山通三丁目、字東鳥ヶ辻・同西鳥ヶ辻・同東鳥ヶ辻・同鳥ヶ辻・同西鳥ヶ辻・同葎ヶ碓・同東部の反別九町九反八歩を區域として天王寺鳥ヶ辻町、字眞法院・同眞法院・同直法院・同昆沙門・同下大道口・同下の大道口の反別八町參反壹畝七歩を區域として天王寺眞法院町、字小宮の反別六町四反七畝參歩を區域として天王寺小宮町、字上の宮の反別六町參反九畝貳拾參歩を區域として天王寺上之宮町、字中町裏・同大辻の反別六町九反貳畝貳拾壹歩を區域として上本町七丁目、字北の山の反別六町七反參畝九歩を區域として天王寺北山町、字石ヶ辻・同野中の反別八町八反壹畝拾九歩を區域として天王寺石ヶ辻町、字筆ヶ崎・同金池・同中の山・同五合谷の反別八町貳反參畝貳拾壹歩を區域として天王寺筆ヶ崎町、字細工谷の反別六町五反壹畝壹歩を區域として天王寺細工谷町、字松ヶ鼻の反別參町七反四畝拾六歩を區域として天王寺松ヶ鼻町、字堂ヶ芝・同南堂ヶ芝・同南堂芝・同南堂ヶ辻・同下の大道・同大の池・同井の内・同井の内葎ヶ碓の反別拾貳町八反壹畝貳拾貳歩を區域として天王寺堂ヶ芝町、字阿劬・同阿洲・同阿洲・同東上郷の反別四町六反貳畝貳拾六歩を區域として天王寺東上町と改稱す、現在の各町是れなり。而して大道一丁目より南へ松井寺の前に入る通路に夏小路、六萬體町より西へ眞光院の北に入る通路に狐小路、相坂より南へ觀音院の東に入る通路に魚小路の異名を存す。

地名の總稱は四天王寺のあるより起り、其の他の小字なる推寺町の名は推寺のありしに依り、悲田院町の稱は悲田院に因みし小字を存せしを以て町名と爲し、眞法院町もまた眞法院の存せし遺稱を小字に残せるを町名とし、伶人町は樂人町と呼び伶人の第宅を列べし所なるを以て此の名を付せり。伶官は制を仙洞上皇に受け東・西兩奉行も制すること能はざりしといふ。而して六萬體町の名は聖德太子の六萬體の石地藏を造りて此の邊に置き給ひしといへる俗傳あれば、是れより起りしなるべし。古より天王寺の町中に形ばかりの石像あり、また折々田畑より石佛を掘出すことありしといふ。攝津名所圖會の記する所に依れば、毎年十一月十六日には此の石像に生絹を供し、顔に米の粉を塗り、笹に蜜柑と煎餅を附けて供養し、其の日の夕方には藁火を焼きて石佛を黒くし、明年のくくと躑して踊り、之を道祖祭と呼びしは、道祖神の火燒なるべし、此の祭の二三日前より此の里の兒童ども、繩を道に引きて往來の人を止め、「さをちやく」天王寺の作法じやお大師様の仰せじや」と呼びて鳥目を乞ひ、これを以て供物を調べて石地藏に供し、里人は之を泥くじり祭といひしとなん。

西部の低地に臨めるの邊は高崖を爲せるを以て、眺望に富めるの勝區たると共に、高低兩地の間には坂路を存し、源聖寺坂・愛染坂・口繩坂（一に能坂に作る）・相坂等相連れり。源聖寺坂は北方生玉前町との界にありて源聖寺の名に因み、愛染坂は愛染堂のあるに因り、口繩坂は善龍・稱名兩寺の間を上り、大坂築城の時に繩打始めし地なりと傳ふ。相坂は一に逢阪とも書し、四天王寺西門筋一心寺と安井神社との

源聖寺坂
愛染坂
口繩坂
相坂

間を通するものにして、其の名は關の名に比して呼びしなりといひ、或は聖德太子と守屋大連の互に其の信する所の法を比べ合はするの巷たりし合法四會（がっほくわい）に近きに因りて合坂と名づけしともいふ、共に詳ならず。また此の坂の上邊を謂ゆる小坂なりとの所傳あるは、日本書記仁德天皇の御製に「阿佐豆磨能（あさまの）避箇能鳥瑤箇（ひがのあさか）」とある鳥瑤箇なりとせるならんも、御製の鳥瑤箇は大和國南葛城郡葛城村大字朝妻附近なりといへば所傳の誤ならん。而して此の相坂は四天王寺參詣者及び東部村落より大坂市街に出づる要路に當りしかば、其の往來頗る頻繁なりしにも拘らず、急峻且狹隘なりし爲め、較もすれば車を覆へし人を傷くること尠からず、明治九年五月觀音寺の住職靜明外三名主唱者となりて善く有志を募り、其の釀金を以て坂路を切下げ道幅を擴張したる爲め、従前に比し往來交通の便を加へたるも、尙充分ならざりしかば本府は同二十年四月の頃之が改修に着手し、西方今宮村の界より起りて四天王寺西門西の辻（谷町筋）に至るの間は、從來の九尺幅なりしを五間乃至七間に擴め、同壹尺九寸勾配なりしを貳寸參分に緩めたるもの、今の坂路なりといふ。

地は其の要衝に當れる爲め、南北朝以來屢戰塵の巷となり、慶長・元和の役には其の被害尤も甚かりしが、其の最も有名なるは楠正成の天王寺陣なり。元弘二年四月三日正成は湯淺定佛を攻めて之を降し、和泉・河内を徇へ、五月十七日天王寺に出で、陣せり。兩六波羅にては之を聞き隅田・高橋を軍奉行として之に當らしむ。兩人は同月二十日兵五千餘騎を率ゐて京都を發し、翌二十一日渡邊橋に來りしか

楠正成の天王寺陣

ば、正成は弱卒三百餘騎を出して之を誘致し、其の天王寺を過ぐる頃に及び、手兵二千餘騎を三分して、一手は天王寺の東より敵を弓手に受けて懸出で、一手は西門の石の鳥居より魚鱗懸に懸出で、一手は住吉の松蔭より懸出で、之を攻めければ、六波羅軍は大勢なれども陣の張様しどろにて、却て小勢に包圍せらるべく見えたり。隅田・高橋是を見て敵は後に大勢を隠してたばかりけるぞ、此の邊は馬の足立悪くして叶はじ、廣みへ敵を帶き出して勝負を決せよと下知しければ、五千餘騎の兵は敵に後を切られぬ先にと渡邊を指して引き退く所を、正成の兵は機に乗じて三方より勝鬨を作りて追懸け攻めしかば、全軍敗れて渡邊の橋より落ちて水に溺れしもの算なかりしといふ。此の敗報を得て雨六波羅に於ては安からず思ひ、宇都宮治部大輔に旨を含めて再び正成を撃たしむ、宇都宮は七月十九日都を出で七百餘騎の勢にて天王寺に押寄せたり。然るに正成は態と天王寺の陣を引き退き、野伏の兵を騙集めて遠近の山々浦々に篝火を焼かせければ、其の勢幾萬騎あるべしとも推量られざるものあり、軍は無くして敵の取廻す勢に宇都宮は氣を挫き、同月二十七日夜半許に天王寺を引きて上洛し、翌日早旦に正成天王寺に入りければ、又に飜さずして敵を退けたる正成の智謀なりとて今に傳はれり。事は太平記に詳なれば左に之を抄出せん。

太平記

捕出張天王寺事 隅田・高橋唯宇都宮の事 (前段は宇都宮三輔合戦の條下に抄出されたる事、後段のみに抄出) 雨六波羅是を聞て、安からぬ事に被思ければ、重て寄せんと被議けり、其比京都餘に無勢なりとて、關東より被上たる宇都宮治部大輔を呼寄せ評定有けるは、合戦の習ひに

依て雄雄奮る事古へより無に非ず、然れ共今度南方の軍に負ぬる事、偏に將の計の拙に由れり、又士卒の健弱なるが故也、天下の咽喉口を塞ぐに所なし、就中仲時罷上し後、重て御上洛の事は、内徒若蜂起せば、御向ひ有て静謐候へとの爲なり、今の如んば敗軍の兵を騙集て、何度むけて候とも、はかしく合戦しつ共不覺候、且ば天下の一大事此時にて候へば、御向候て御退治候へかしと宣ひければ、宇都宮辭退の氣色無して被申けるは、大軍已に利を失て後、小勢にて罷回候はん事、如何と存候へども關東を罷出し始より、加藤の御大事に逢て、命を軽くせん事を存候き、今の時分必しも、合戦の勝負を見所にては候はれば、一人にて候共、先罷回て一合戦仕り及難候候は、重て御勢をこぞ申候はめと、誠に思定たる幅に見えてぞ歸りける、宇都宮一人武命を含て大敵に向はん事、命を可惜に非ざりければ、態と宿所へも不歸、六波羅より直に七月十九日午刻に都を出で、天王寺へぞ下りける、東寺邊までは、主從僅に十四五騎が程とみえしが、洛中にあらゆる所の手の者共、馳加りける間、四塚街道にては、五百餘騎にぞ成にける、路次に行逢者なば襍門勢家を不云、乗馬を奪ひ、入夫かかり立て通りける間、行旅の往返路を曲げ、關里の民屋戸を閉つ、其夜は柱松陣を取て明るを待つ、其志一人も生て歸らんと思者は無りけり、去程に河内國の住人和田孫三郎此山を聞て、捕が前に來て云けるは、先日の合戦に負敗をな立て、京より宇都宮を向け候なる、今夜既に柱松に着て候が、其勢僅に六七百騎には過しと聞え候、先に隅田・高橋が五千餘騎にて向て候しなだに、我等僅の小勢にて、追散して候しぞかし、其上今度は御方勝に乗て大勢也、敵は機を失て小勢也、宇都宮は武勇の達人なりとも、何程の事が候へき、今御逆寄にして打散して捨候はよと云けるを、捕暫思案して云けるは、合戦の勝負必しも大勢小勢に不依、只士卒の志を一にするにせざると也、されば大敵を見ては欺き、小勢を見ては畏れよと申す事是なり、先思案するに、先度の軍に大勢打負て引退く跡へ、宇都宮一人小勢にて相向ふ志、一人も生て歸らんと思ふ者も候はじ、其上宇都宮は坂東一の弓矢取也、紀清兩黨の兵、元來戰場に臨て命を奪る事塵芥よりも尙輕くす、其兵七百餘志を一にして戦を決せば、當手の兵は退く心なく共、大半は必可被討、天下の事今令般

の戦に不可依、行末遙の合戦に、多からぬ御方初度の軍に被討れば、後日の戦に誰か力を可合、良將は不戦して勝と申事候へば、正成に於ては明日態と此陣を去て引退き、敵に一面目在る様に思はせ、四五日を経て後、方々の峯に篝を焼て、一蒸蒸す程ならば、坂東武者の習無程機疲て、いやく長居しては悪かりなん、一面目有時去来や引返さんと云ぬ者は候はじ、懸るも引も折によるとは加様の事を申せ、夜已に曉天に及べり、敵定て今は近付らん、去来させ給へと、桶天王寺を立ければ、和田・湯淺も諸共に打連てぞ引たりける、夜明ければ宇都宮七百餘騎の勢にて、天王寺へ押寄せ、古宇都の在家に火を懸て、時の聲を揚たれ共、敵なければ不出合、たばかりぞすらん、此邊は馬の足立懸して、道狭き間懸入敵に中を被破な、後ろを被裏なと下知して、和清兩黨馬の足をそろへて、天王寺の東西の口より懸入て、二三度まで懸入くしけれ共、敵一人も無して、焼捨たる篝に極殘て、夜はほのく明にけり、宇都宮不戦先に一勝したる心地して、木堂の前にて馬より下り、上宮太子を拜奉り、是偏に武力の非所致、只併神明佛陀の擁護に懸れりと、信心を傾け歡喜の思を成せり、頓て京都へ早馬を立て、天王寺の敵をば即時に追落し候ぬと申たりければ、兩六波羅を始として、細内外棟の諸軍勢に至まで、宇都宮が今度の振舞拔群也と、譽ぬ人も無りけり、宇都宮天王寺の敵を破く追散したる心地にて、一面目は有體なれ共、總て續て敵の陣へ、責入ん事も無勢なれば不叶、又誠の軍一度も不爲して、引返さん事もさすがなれば、進退谷たる處に、四五日を経て後、和田・桶和泉・河内の野伏共を、四五千入集て、可然兵二三百騎差副、天王寺邊に遠篝火をぞ焼せける、すはつ敵こそ打出たれと騒動して、深行儘に是を見れば、秋篠や外山の里生駒の嶽に見ゆる火は暗たる夜の星よりも繁く、薩鹽早志城坪の浦・住吉・難波の里に焼跡は、漁舟に懸す居去火の、波を焼かど怪しまる、惣て大和・河内・紀伊國に、ありとある所の山々浦々に、篝を焼ぬ所は無りけり、其勢幾萬騎あらんと推量れておびたし、如此す事兩三夜に及び、次第に相近附けば、彌東四南北四雜上下に充満して、闇夜に晝易たり、宇都宮是を見て、敵寄來らば一軍して雄雌を一時に決せんと思して、馬の鞍をも不息、鎧の上帯をも不解符懸たれ共、軍は無して敵の取廻す勢に勇氣

疲れ武力意で、哀れ引退かばやと思ふ心着けり、斯る處に紀清兩黨の輩も、我等が僅の小勢にて此大敵に當らん事は、始終如何と覺候、先日當所の敵は無事故追落して候つるを、一面目にして御上洛候へかすと申せば、諸人皆此義に同じ、七月二十七日夜半許に、宇都宮天王寺を引て上洛すれば、翌日早旦に桶領て入替りたり、誠は宇都宮と桶と相戦うて勝負を決せば、兩虎二龍の戦として、何れも死を共にすべし、されば五に是を思ひけるにや、一度は桶引て謀を千里の外に運、一度は宇都宮退て、名を一戦の後に不失、是皆智謀深く慮り遠き良將なりし故也と、譽ぬ人も無りけり、去程に桶兵衛止成は、天王寺に打出て、威猛を難選、民屋に傾ひをも不爲して、士卒に禮を厚くしける間、近國は不及申、邊境遠境の人数までも、是を聞傳へて、我もくも馳加りける程に、其勢漸く強大にして、今は京都よりも討手無左右被下事は、難叶かとぞ見たりける、

四天王寺

四天王寺は天王寺元町にあり、荒陵山敬田院と號し、又荒陵寺・難波大寺・堀江寺・法花園寺の名あり。八宗兼綜たりしが、淳和天皇の天長二年永く天台宗を奉じて講法すべきことを、太政官符に依りて定められし以來天台宗となれり。厩戸皇子の創建にして、本邦に於ける最古の伽藍なり。是より先、本邦の三韓と交通するや、佛典・佛像を傳へ來り、皇子深く之を崇信し、佛法を天下に弘通せんとし給ひしに、物部守屋之を嫌忌し、中臣勝海等と謀りて佛像を破棄し、崇峻天皇の二年河内國澁川の稻城に據りて皇子に抗す。依りて同年秋七月皇子は大臣蘇我馬子等と守屋を誅罰せんとし、軍を率ゐて守屋を攻め給ひしが、守屋の軍容熾盛にして皇子の師三たび戦ふて三たび利あらざりしかば、皇子は手から多聞・持國・増長・廣目四天王の像を刻して頭髮に置き、誓ふて曰く、我をして敵軍に勝たしめ給はば必ず四天王の爲めに寺塔を建立し奉らんと、然る後軍を進め給ひしに、四大丈夫あり、各甲冑を蒙り天よ

り降り皇子の馬前に立ちて敵軍と大に戦へり、是れ四天王の化現なり。是に於て皇子の軍大に振ひ、守屋遂に跡見赤擣の矢に中り、秦河勝其の首を斬りて一族皆誅に伏し、世は平和に復せり、皇子時に十六歳なり。依て攝津國玉造江の岸に初めて四天寺を創建し給ひしが、赤班鳥・大蝮蛇時に來りて樓閣を穿ち僧徒を囓むを以て、推古天皇の元年に至り遂に寺を荒陵の東に移し給へり、即ち現在の所是れなり。當時施藥院・療病院・悲田院・敬田院の四ヶ院を設け、施藥院には一切の藥草を植ゑ方に隨ひて調劑し、各願ふ所に依りて普く施與し、療病院には一切の男女無縁の病者を寄泊せしめて療養し、悲田院には貧困者・孤獨者、其他無頼の徒を寄住せしめて看顧愛撫し、其の内の少壯者は之を四ヶ院の雜事に使役し、敬田院は一切の衆生をして佛院に歸依渴仰せしめて、善道に感化するの菩提所たらしめられしが、敬田院は後に寺の院號となれり。

堂宇の沿革

寺は創建の古きと、かつ地勢の要衝に當れるを以て、數回の災禍に罹れり。即ち正平十六年六月には地震の爲めに金堂顛倒せしかば、般若寺の圓海後村上天皇の勅を奉じて再建し、天正十四年五月には織田信長の爲めに伽藍焼盡し、豊臣秀吉之を再建せしが、元和の亂にまた鳥有となり、同九年に至り將軍秀忠大に土木を起して舊觀に復せしむ。其の後寛文四年同家光命を下して修繕せしめしが、享和元年雷火に逢ひて金堂・大塔以下四十有餘宇悉く焼失し、文化九年大坂白銀町の紙屑商淡路屋太郎兵衛重興の發願にて勸募工成り舊觀に復す、現存のもの是れなり。

寺領の施入及び別當職

創建の初めより、勅願所として皇室の保護最も厚く、初の守屋大連の莊田拾八萬六千八百九拾代を沒收して寺領となし、河内國弓削・鞍作の散地拾貳萬八千六百四拾代、及び攝津國鷄田・熊凝等の散地五萬八千貳百五拾代・田園拾貳萬八千餘町を納れ、推古天皇三年に至りては近江・遠江・信濃・相模・上總・常陸の諸國より一國五十畑の封戸を納め、同六年官田參千代、守屋・勝海の莊田攝津・河内に於て拾八萬六千八百九拾代、同十年播磨の壺田拾貳萬八千五百六拾代を納めて諸般の料に充て、聖武天皇は天平六年二月封戸二百畑を寄せ、かつ「金光明四天王大護國寺」の勅額を賜ひ、孝謙天皇は天平勝寶元年七月壺田五百町を納め、神護景雲元年また播磨國の官役田を納め、同三年周防國より封戸五十畑を納め、冷泉天皇安和二年勅して三昧院を建立し、攝津國新開莊の租を賜はり、堀川天皇の寛治年中大江匡房勅を奉じて書せし「維先皇臨幸止輩處、文武百官到此下乘輿」の下乘標を西大門に建て、治承九年後白河法王は五智光院を營み、灌頂の法を受け、かつ土佐國高岡の庄七町を施入し給ひ、其他臨幸禮拜し給ひしことは殆んど歴代に亘りて、悉く記すべからず。而して寺は皇子の近臣小野妹子の勅を奉じて當山の守護職となりてより以來、其の子孫繼承して之を守護し、承和二年十二月仁明天皇は當寺の十禪師に、梵釋常住寺僧に準じて二口宮中金光明會の聽衆に參するを勅許し給ひ、同四年に至りまた僧官を立て、圓行和尚に命じて初めて別當職を主らしめ給ひしが、爾來諸親王若くは一宗の高僧を以て之に任せられ、鳥羽天皇の元永中は行尊僧正、崇徳天皇の保延中は行慶僧都、後鳥羽天皇の保

元中は道慈法親王、二條天皇の長寛中は竟性法親王、高倉天皇の治承中は明雲法印、安徳天皇の壽永中は空惠和尚、後鳥羽天皇の建久中は實慶上人、土御門天皇の承元中は慈鎮和尚及び眞性僧正、伏見天皇の永仁中は忍性上人なりしが、後水尾天皇の元和元年に至り、天海和尚初めて幕府の命を承けて新に其の職を主れり。蓋し其の職の中道に廢絶するものは皆争亂なりしに因る、以て寺の尊重せられしことの如何に厚かりしかを知るべし。又武將の歸依深くして、文明二年將軍足利義政は攝津國有馬郡の寺領舊の如く相違なき下知狀を交付し、天正四年五月織田信長は伽藍を焼きしも、尋で地子六拾貳石を免除し、同十一年には豊臣秀吉伽藍の再興費として錢五千貫・米五千石を寄せ、慶長六年豊臣秀頼は寺領千石を附し、徳川氏に至り將軍秀忠は壹千壹百七拾七石の朱印を寄せしが、寛文四年の檢地に依り朱印地は壹千四百九拾石九斗壹升となり、以て明治の初年に至り上地せり。

寺域は、古は東西八町・南北六町にして、其の四十八町を域するは、四十八の佛誓を表せしものといへり。降りて漸次縮少し、今は其の半にも及ばざれども、なほ參萬九百參十參坪七合五勺を有して殆んど方形を爲し、殿堂廊閣は儼然として其の裡に點在せり。明治六年一月太政官第十六號を以て、古來の勝區・名人の舊蹟にして從來群集遊觀場所の高外除地に屬する分は、永く衆人偕樂の地として公園と定むべき旨の公達あるに際し、同年八月二日政府の許可を得て當寺の全境域は擧げて公園となせしが、同三十四年七月十日大阪府告示第百七十九號を以て廢園し、爾來當寺の境内に復舊し、當寺の圍圍として經營し、規模は益恢弘せられ、堂坊の偉觀と風光の佳麗とは相俟ちて皇國無二の靈境たり。

寺域

石華表

境内の概要を記すれば、西門外に一大石華表あり、寺院にして華表を存するは外に見ざる所にして、之を發心門と稱す。高さ四間三尺三寸・石柱の周圍一間五尺七寸・橫幅三間三尺にして、上に金額を掲げ、「釋迦如來轉法輪所當極樂土東門中心」の十六字を一句四行に草書せり、寺記にいふ、皇子の眞蹟なりと、然れども或はいふ小野道風の筆なりと、又或はいふ空海の書する所なりと、詳ならず。書法甚だ古雅にして俗に極樂當場の額と稱す。南柱の根元に蛙形を爲せるもの四あり、土人傳へて關石と稱す。正慶二年(南朝元弘二年)北條氏の將阿曾彈正少弼が後陣の勢を待ちて天王寺に逗留しけるとき、人見四郎入道恩阿は北條氏の命數の已に盡きたるを察し、長生して武運の傾くを見るも老後の恨なりとて、此の左の柱に「花さかぬ老木の櫻朽ちぬともその名は苔の下にかくれし」との一首の歌を書し、其の次に「武藏國の住人人見四郎恩阿生年七十三正慶二年二月二日赤坂の城へ向ふて武恩を報せんが爲に討死仕畢ぬ」と認め、本間九郎資貞(七十歳)と二人拔駈けて赤坂に向ひ共に討死しける。又之を聞きたる資貞の子源内兵衛資忠は之を悲み、また右の柱に「ましてはし子を思ふ闇に迷ふらん六つの街の道しるへせん」との一首を書し、「相模の國の住人本間九郎資貞嫡子源内兵衛資忠生年十八歲正慶二年仲春二日父が死骸を枕にして同戰場に命を止の畢ぬ」と書きて、また父資貞の討死せし赤坂城に赴き討死したりといふ。華表は往古は木造なりしが、鉅木宏材も歳久うして朽頽せしかば、忍性上人の

寺主たりしとき、現在の石造に改め、堅確瑩滑なりしかば國人目を拭ひしとなん。當時紀貫之は和歌を落書し、後、定家もまた和歌を落書し、慈鎮の詠あり。

- 貫之 水くさの跡はほかなく残るとも わすれず忍ふ人やかならん
- 定家 水くさの跡はほかなくなりにけり わすれず忍ふ人にあれとも
- 慈鎮 西へとて迎ふる君そ頼むみちは難波の寺の御門なりけり
- 同 此の國の難波の浦の大寺の類の銘こそまことなりけり
- 同 なには津の人の願を満つ潮は西をさしてそ契りおさける

華表の外側に下馬の碑あり、寛文十三年朝鮮人姜雪峯の書する所なりといふ。華表の内は坦々たる石道にして、南側に引導石あり、四石の一なり。納骨堂あり、引聲堂あり、五智如來を安置し、側に日増姫・月増姫・玉照姫の三像を配す。堂前に石造の布袋あり、産婦の乳汁に乏しきものに賽すれば驗ありと。前に片桐主膳正の穿ちし井あり。更に北側に轉すれば一奇院あり、次に短聲堂あり、釋迦・普賢・文珠の三尊を祭り、側に皇子・慈覺・惠心・法然の四像を安置す。而して其の當面なる樓門は即ち西大門にして、門額は太子の筆なり。門前に一大石香爐を置き、賽者の香を奉ずる所とす。門の左右に木輪を掛く、賽者之を轉すれば惑界を碎破するの効ありと。門には釋迦・彌陀等を祭る。

- 金葉 屏風の繪に天王寺の西門にて法師の舟に乘てにしさまにこきはなれ行かた書たる所をよめる
- 源俊賴 阿彌陀佛となふる聲をちにてやくるしき海をこきはなるらん

下馬の碑
引導石
納骨堂
引聲堂
一奇院
短聲堂
西大門

新 勅

天王寺の西門にてよみ侍りける

都等門院安齋

家 集

西の大門にて月のいとあかきりにしに

赤染衛門

輪轉藏

五智光院
万燈院

西大門を入れば北に輪轉藏あり、一切經を藏し、經函凡そ四百八十、輪椽に群架を製し、層々函を架間に收め、貫くに一大軸を以てし運轉に便ならしむ、即ち此名ある所以なり。十六善神を祭り、側に老松蓋櫃せり。南に五智光院及び萬燈院あり、萬燈院は嘉禎四年攝政入道道家の萬燈會を修めし所にして、千手觀音・四天王及び地藏・寶頭盧の諸佛を安置す。寶頭盧佛は俗に紙衣佛と稱し、病苦ある者祈りて癒ゆれば蒙らしむるに紙衣を以てす、故に此の名あり。五智光院には五智如來を祭り、治承九年後白河法皇の建立して灌頂し給ひし所にして、建久六年五月二十日鎌倉將軍の天王寺參詣の際にも當院に來れりと。後、徳川氏歴代の靈牌を此に置きしより俗に御靈屋と呼びしが、今は佛像のみを安せり。

源盛衰記 さても法皇後白河は公顯前正か召具せられて天王寺へ御幸あり、彼の寺の西門にて御手を合しつゝ、御心中に住吉明神を拜せ給ひつゝ、

住吉の松ふく風に愛晴れて龜井の水にやとる月影

とあそばして、五智光院にて龜井の水を結び、上五瓶の智水として佛法最初の御靈地にて、傳法灌頂をば遂げさせ給ひける、法皇今年六十一、

東 鑑

建久六年五月廿日甲辰小雨洒、卯刻參天王寺給、宛御家人等召疋大、爲被引御船綱手也、洛中御乘車、自鳥羽被用御船、令借用母御二品局船給、與一條二品禪室可有御同道之由、依有兼御約諾、禪室用意御船於路頭、庄園被宛雜事之由有其聞、是太可叶賢慮之間、爲不令謂之給、所被止御同道儀也云々、日中着御渡部、自此所御乘車、御臺所御車連軒、有女房出車等、各整行列、隨兵以下供奉人皆騎馬云々、午刻御參着、御念佛所寺門外、次御禮佛、長吏法親王豫於灌佛堂令奉侍將軍、有御駕拜、次命拜見當寺重寶寺給、次法親土返御、將軍又歸版店給、其後被奉御劍^御於太子聖^御、被引進御馬一疋^御於法親王、左衛門尉朝政爲御使、於御劍者被相副法親王御使於朝政、被納寶藏云々、此外以絹布等類被施寺中僧徒云々、廿一日乙巳晚鐘之程自天王寺御歸路云々。

其の東に廻廊四周の一郭を爲せるは即ち當寺の中心なり。郭の長さ一百五十間餘にして、西面の門を西重門といひ、内に金堂・講堂及び五重塔あり。金堂は即ち本堂にして如意輪觀世音を本尊とし、右に四天王の像を置き各西方に向へり。後に舍利塔ありて佛舍利を安し、每朝賽者に拜戴せしむ、其の任に當る僧侶は二名にして最重要の職なりといふ。塔の側に彌勒佛あり、又五重の小塔あり。堂内地底に青龍池あり、寺記に依れば荒陵の池と名づけ、青龍ありて之に潛みしを、創營の時に池を埋め龍を伏せしと。今もなほ清泉の湧出するありて、白石玉出水となり、流れて龜井に注げり。堂前に轉法輪石あり、四石の一にして、釋迦の轉法輪所に當れるを以て之を表するなりと。講堂は金堂の後にして廻廊北部の中央にあり、講法堂の略にして太子の諸經を講せられし所なるを以て此名ありと傳へ、阿彌陀

金 堂

五 重 塔 堂

如來を本尊とし、觀音・勢至を脇士とす。而して五重塔は金堂の前面にあり、基礎は方三間五尺・高さ二十四間三尺にして、五彩を以て雲水を描けり、故に俗に雲水塔と稱す。塔中には釋迦の畫像及び四天王の木像・八祖の畫像を祭れり。

千 載

天王寺にまゐりて舍利を拜み奉りて

瞻西上人

同

薪つき煙もすみてさりにけんこれや名殘と見るそ悲しき

家 集

天王寺に參りて遺身舍利を禮して

座主明雲

拾 玉

常ならぬためしは夜半の烟にて消ぬ名殘を見ろ嬉しき

赤染衛門

拾 玉

分ちけん昔にあらぬ泪こそなほさりながら悲しかりけれ

慈 鎮

拾 玉

難波津やふるさむかしのあしきもまちかきものを轉法輪所

中井竹山

拾 玉

浮圖標出古悲田 晴日躰攀四望遙 表裡甲由判王氣 東西成郡接人煙 仙陵遺愛雲端樹 廢帝餘哀海上天 千載層樓金碧煥

梁川星巖

從來世事幾推遷
觀天王寺塔圖作歌

我聞阿育王發願 造塔滿八萬八千 舍利爪髮有餘屑 渡河跨海到東偏 結構隨地金碧滿 昇輝城市照山川 就中偉觀天王寺
飛勢截雲相輪圓 上宮太子活菩薩 連朝伽藍度人天 象教徒從方隆盛 八宗分派說因緣 法鼓雷轟聲不絕 喧闐千有二百年
諫草誰復彈佛骨 伴宮蕭寂鎖寒煙 白首儒生飯不足 守經兀々藥床穿 嗚呼君不見一彈指頭寶界現 鬼子鬼母戲青蓮

二王門
南大門
和光堂
虎の殿
太子殿

南鐘門
鐘樓門
猫門

廻廊の南部に二王門あり、金剛・夜叉の二像を置けり。出で、南すれば禮拜石あり、四石の一にして、寺中より熊野權現を遙拜する所なりと稱す。其の前面は即ち南大門にして、東に和光堂あり、十五社と稱せしが、神佛混合を禁せられしより佛堂となれり。東方更に一郭あり、寺域の東南隅に屬す。西面せるを虎の門と云ひ、上に春日の刻みし虎を掲ぐ、故に此の名あり。中央の太子殿は寺の奥御殿にして、一に聖靈院と稱し、太子十六歳の像及び蘇我大臣・五徳博士・四天王を祭り、文久三年回祿に罹りて明治十一年に再建し、清雅の殿堂なり。其の正面に南門あり、門の右方は輿藏と鐘樓にして、鐘音は磐涉調なり。北に猫門あり、左甚五郎の刻せし猫を掲ぐ、故に此の名あり。

をかみの石

家 集 拜みけるしるしの石のなかりせば誰か昔の跡を見せまし

相 模

夫 木 この寺をかむしるしの石のうへにかたく契をむすひけるかな

慈 鎮

家 集 聖靈院に夜ふけて詣たりしにみあかしのあかき見えしに

赤染 命門

世をてらす法の燈火なかりせば佛の道をかてしらし

用明天皇殿
石上祠
三味堂

猫門を出づれば東に、用明天皇殿あり、用明天皇の外推古・崇峻・敏達・欽明の四天皇及び間人皇后を祀り、後、東照宮を合祀せしが、今は其の合祀なし。次に石上祠あり、俗に牛神祠と稱す、皇子草創のとき牛をして大車を挽かして材木を運輸し給ひしに、後、其の牛化して石となりければ之を祀り、祠は冷泉天皇の安和二年勅して建てしめられしものなりといふ。其の前に三味堂あり、求聞持堂と稱

炊屋
經書堂
龜井の水

し、皇子二歳の像、及び文珠・普賢・四天王を祭る、堂は安和二年冷泉天皇の勅して建立し給ひしものなりと。其の北側なるは炊屋なり、千手觀音を本尊とし、太子の供米を炊くを以て此の名あり。北に經書堂あり、賽者の法號を書する所にして、其の西は謂ゆる龜井の水なり、金堂の條に記せし白玉石出水にして、白き石の間より玉の如く湧出する清泉なるより此の名あり。水は皇子の容顏を井中に照らし、自ら像を畫き給ひし所なりと傳へ、古名は影向水なり、其の龜井と稱するは蓋し石造の巨龜の像を置けるを以てならん。賽者は經書堂に於て經木に亡者の戒名を記したるを受け、携へて無常院に至り、鐘を撞きて回向を願ひ、更に其の經木を此の水に投じて追善するを例とせり。而して水は古來其の名高く、來り訪ひしもの極めて多く、古詠亦頗る多し、今其の少数を掲記せん。

新古今

天王守龜井の水を御覽して

濁なき龜井の水をむすひあけて心のちりをすまきつるかな

上東門院

家 集

龜井を見て

こころ經てすくふ心の深ければ龜井の水に絶ゆるよもあらし

赤染衛門

家 集

天王守にまうて、龜井にてよめる

こぼるともさえしと思ふ露にても龜井の水にむすふ契は

藤原清輔

後拾遺

よるつ代をすめる龜井の水やさは富の緒川のなかなるらん

辨乳女

家 集

天王守へまわりて龜井の水を見てよめる

千世すきてはちすの上のほるへき龜井の水に影ほやとさん

相 模

山家集

天王守へまわりて龜井の水を見てよめる

浅からぬ契の程で汲まれぬる龜井の水に影うつしつゝ

西 行

五社百首

龜井水言志

萬代も御法の流たえしとや龜井の水の清くすむらん

俊 成

拾遺愚草

龜井水言志

もろ人の結ふ契に忘るな龜井の水に劫はへぬとも

定 家

住吉詣記

(正明) 住吉に詣てんとて天王寺に立ちより見れば、聖徳太子四天王寺をおさめおき給ふ、又みづからの御像をすまおき給ふ、石の鳥居龜井の水なと心静かになかめて

萬代を龜井の水に結びおきて行末とほく我もたのまん

高野參詣口記

(三延西) 龜井の水を掬みて
稀にきてむすふ龜井のみつからや浮木にあへる類なるらん
龜井の水にて

あと前の契もしるし結びあへる龜井の水のふかき心は

吉野詣記

(公保) 龜井の水のもとにて神佛亡者なとに水まゐらせなとして
あしき道六をかへせる今の水五の濁ころにすまさん

源三位頼政集

九月廿日祈りの程に天王寺へ参りてエ々、又女房大輪が詣りたりけるがかくと聞きていひ遣はしたりし
底清み結ふ龜井の水みて心のあかをすまきはてつる

返し

手にむすふ龜井の水は西の海も渡す心もすまめさらめや

此事を伊賀入道聞きていひつかはしける

西の海に渡す心の月の舟龜井よりこそ澄みのほるらめ

返し

わか心龜井へすめと西へ行く月の舟より乗り歸りぬる

拾玉集

吉の鶴の林に入る月のめくるひかりは龜井にそすむ

慈 鎮

同

殘れとて鶴の林にくたく身の底の心は龜井にぞ知る

同

同

身をわけて鶴の林に出てしより龜井に映る有明の月

同

同

末の夜の龜井まてすむ影にてそ廣くしきける光とは知る

同

吉野拾遺

此ほとり(四野野)に、刑部の丞ともなりが世をそむきてありけるをたつねさせ給ひけるに、いそき参りて御ありさまを見たてまつり、さしもゆしくわたらせ給ひける御よそひの、いつしかかばりをとろへさせ給ひけるにやと、なみたもとめあへず、住吉天王寺のほりまで御おくりに参りて、所々のあないしけるに、天王寺の龜井の水のほとりの松の木をけつらして、

後の世のちきりのために殘しけりむすふ龜井の水くきの跡

萬曲弱法師

(上界) 萬代に澄める龜井の水までも、地水天清き西天の、無熱池の池水をうけつきて、流れ久しき世々までも、五濁の人間を導きて、濟度の舟をも寄するなる、難波の寺の鐘の聲、異浦々に響き來て、善き誓ひ満潮の、おし照る海山も、皆成佛の姿なり、

龜井に隣りて閻伽井あり、佛に供するの水を汲めり。其の東なる小渠にはもと小碓を架して卷物橋

閻伽井
卷物橋
東大門
相輪様

といひ、一に誦經橋とも呼びしが、今は本坊内に移されて此になし。之を過ぐれば東大門あり、桁行六間三尺・梁行四間二尺・切妻本瓦葺にして貞和年間の建築なり。元和の災を免れ風饑雨虐以て今に至れるものにして、明治三十三年四月七日特別保護建造物となる。門内に影向石あり、伊勢大廟を遙拜する所にして四石の一なり。相輪様は門内の北にあり、金色の九輪なり。塔に並びて北に寶藏あり、無釘

寶藏
僧坊
六時堂
大寺池
舞臺
樂屋
聖靈會
無常院

堂又は組成堂と稱し、一に寶堂とも呼び、東門と共に元和の災を免れたるものにして一切の寶物を藏せり。是れより西北は僧坊の區に屬し、もと十二ヶ院ありしも、今は本坊の外五ヶ院、即ち中の院・東光院・吉祥院・靜專院・一音院のみとなる。本坊内の湯屋方丈は天海和尚の居りし所なりと。本坊の西に六時堂あり、晨朝・日中・日没・初夜・中夜・後夜の六時の勤行を爲せる道場なり、傳教大師の草創にして比叡山根本中堂を摹せしものなりといふ。日天子・月天子・北斗星及び計都星・羅喉星・四天王・辨財天・千手觀音・不動王・寶頭盧を祭れり。茲に長方形の蓮池あり、池は大寺池と稱し、蓮池といへるは蓮花のありしに依れるなるべし。池上に石臺あり、舞臺と稱す、縦七間五尺・横五間五尺七寸にして、南邊講堂に當れる所に棚所即ち御供所あり、棚所を挟みて左右に樂屋あり、皇子の忌辰は二月二十二日なるを以て、當日寺僧は六時堂に集まり、明治維新前迄は毎歲禁裏より伶人を特派せられて左の樂屋に據り、當寺の伶人は右の樂屋にありて、以て此の蓮池上の舞臺に於て僧侶は經を誦し、伶人は樂を張りて曉より夜に至り、之を聖靈會といひ、一に蓮池舞と呼び、兩町奉行も之に臨み、都人の縱觀するもの蟻群鳩集し、其の殷賑譬ふるに物なかりしが、世變に依り其の儀久しく廢絶せしも、後復た再興せられて毎年四月二十二日に執行せらる。池の東南に鼓樓あり、虚空藏を安置し、西南に無常院あり、俗に引導鐘の堂と呼び即ち鐘樓なり、鐘は黃鐘調を帶び、天竺祇園精舍の鐘と其の音を同じうすと云ん。

夫 木 大寺の池の蓮の花咲には、ふ心に手向とそなる

慈 鐘

上の池
食堂
鐘樓
大黒堂
大師堂(権寺)
北大門

徒 然 草 何事も邊土は賤くかたくななれとも、天王寺の舞臺のみに耻すといへば、天寺寺の伶人の申侍しは、當寺の樂は、よく圖をしらへ合て、物の音のめてたくと、のほり侍ること、外よりもすぐれたり、故に太子の御時の圖令に侍るをばかせとす、いはゆる六時堂の前の鐘也、その聲黃鐘調のものなれども、寒暑にしたかひて、あかりさかり有へき故に、二月涅槃會より、聖靈會までの中間を指南とす、秘藏のことなり、此一調子をもちて、いつれの聲をもとへの侍るなりと申さ、凡鐘の聲は黃鐘調なるへし、是れ無常の調子、祇園精舍の無常院の聲なり、西園寺の鐘黃鐘調にいらるへしとて、あまた、ひ鑄かへられけれども、かなはさりけるを、遠國より運出されけり、淨金剛院の鐘の聲黃鐘調なり、

無常院の西に上の池あり、形狀圓鏡の如し、故に丸池又は鏡池の名あり。傳へいふ、池底に五輪塔あり、早天雨を祈れば必ず効ありと。池畔に老楠あり、樹下に佛足石あり。夫れより旋足一轉すれば六時堂の後に食堂あり、文珠菩薩を祀れるが故にまた文珠堂ともいふ、其の兩側に行道梅と稱するあり、是より北して坊間を過ぐれば鐘樓あり、鐘は聖德太子一千三百年遠忌の爲め明治三十六年一月二十四日の鑄造に係り、高さ二丈六尺・周圍五丈四尺にして四萬二千貫の重量を有し、實に世界第一の巨鐘なりといふ。歩を回らし再び門を入りて西南に進めば大黒堂あり、三面大黒天を祭る。北に大師堂あり、元三大師像を安置す。西に樂師堂あり、一に権寺と稱し、樂師如來を安置す、傳教大師の營みし所なり。傳へいふ、昔は大なる権樹あり、傳教大師伐りて以て樂師・普賢の二像を刻して之を祭れり、故に此の名ありと。堂前を西すれば北大門に達す、門は別に乾門とも稱し、また権寺門或は新開門とも稱す。其

總坊門

の南に總坊門あり、門内南部に丘あり池あり、老木扶疎、稚樹鬱蒼、櫻樹其の間に點綴し、憩ふに亭あり、衆人借樂の境なり。

高橋多一郎
父子の墓

墓域に三代目長門太夫、及び高橋多一郎、其の子庄左衛門の墓あり。多一郎は水戸藩士にして萬延元年三月江戸櫻田門外事變の謀議に與り、遁れて大坂に來り生玉神主屋敷の島芳也の家に入す、男也は槍術の指南を爲して此に住せし同藩の舊友なり。幕吏探知して包圍しければ、依て一方の血路を開き、舊中小路町の春日屋に入りて自殺せんとしたるも、同樓主の言を容れ、更に出で、天王寺元三大師の裏手なる小川欣司兵衛の座敷に於て父子共に自刃せり、時は萬延元年三月二十三日の朝にして、多一郎は四十七歳、庄左衛門は十九歳なり。明治二十二年五月一日靖國神社に合祀せられ、同二十四年十二月十七日正四位を追贈せらる。大小二碑あり、小碑は當時父子の死を悼める欣司兵衛の建設に係り、大碑は遺族の來りて後に建てしものなり。又長門太夫は天王寺河堀口に生れ、佐久間傳次郎と云へる更紗職なりしが、四代目染太夫の門に入りて淨瑠璃を習ひ、實太夫と稱し、後長門太夫と改む、俗に河堀口と呼べるは其の河堀口の人たるに依れり。斯界の大家となりて其の衰勢を挽回し、義太夫以來の名人と稱せらる。門下に豊竹湊太夫・四代長門太夫・四代住太夫・五代彌太夫を出し、人形遣の吉田玉造・三味線の豊澤團平の如きも、其の拔擢奨勵に依りて盛名を得しといふ。主として稻荷文樂座に出勤せしが、元治元年十月六十五歳を以て歿せり、墓は門人筑前太夫の建設なり。

三代目長門
太夫の墓

三大會

以上は境内の概要なり。而して寺中の祭儀は一ヶ年七十餘會あり、其の中に於て二月十五日の涅槃會・四月二十二日の聖靈會・九月十五日の念佛會は三大會と稱せられ、聖靈會は其の最も盛なるものなりしが、今は念佛會を缺けり。寺は創建の古きが故に寶器は庫に充實せしも、兵燹其の他の災禍に罹ること數次なりしを以て、漸次其の數を減少せり。然れどもなほ現存するもの枚擧に遑あらず、今其の國寶となるものを擧ぐれば、空海作源滿仲の護持佛と傳ふる千手觀音二天箱佛壹個及び納曾利・陵王の舞樂面貳面・舟後光の銀製鍍金光背一個(以上明治三十一年八月一日)、聖德太子の自筆と傳ふる扇面法華經紙本着色粘葉裝壹百貳枚・同太子一歳より七歳迄に所持のものたりしと傳ふる懸守七個(以上同三十年十二月廿八日)、銅壺(威奈直人大)壹個(同四十年四月五日)、傳聖德太子御用の丙子椒林劍壹口・同七星劍壹口(以上大正元年九月三日)、金銅觀世音菩薩半跏像壹軀・銅鏡(花鳥文)壹個(以上大正四年三月二十六日)等なり。而して寺は其の靈域なると世に崇信せられたるの深きを以て、寺に關する詠歌等極めて多し、今其の少數を掲記せん。

寺寶

家集

天王寺にまうて

源輔親

家集

天王寺にまうて

辨乳母

家集

天王寺にてなみのこゑをききて

神代より佛もあたはふせきけりこやのりゆみの始なるらん

都出ていくばかりに成ぬらんおほつか波の浦によするは

返 し

惠 慶

難波湯なに辛き世も思ひ出てんおほつか波に袖はぬるとも

おなし寺にしひのかしほきにいみしくなりたるを見て

安 法

柏木もこのめも老いてある物を昔の人のみえす有るかな

天王寺にはやう見し人の尼に成りてあはれなりしなと申して

源 行 宗

哀をばなげの言葉といひながら思はぬ人にかくる物かは

返 し

哀てふことを頼まんしるしには蓮のうへの友とたのまん

南方退治發向の時天王寺にて人々題をさくりにて歌よみける時、旅友

元 可

この度は旅としもなして行て行く友を都と思ふころかな

寛弘の御時ばかりにや天王寺の歌とて人々のよむをりのありしに

相 模

うき島に港をいかてはなれけんり通ひける舟のたよりに

塔 の 君

同

磨きける黄金かはらぬ塔をこそ君かばたへの形見とはみれ

弓

同

思はずにあたや佛となりにけん法になひきし弓にひかれて

都出ていくばかりに成ぬらんおほつか波の浦によするは

返 し

惠 慶

難波湯なに辛き世も思ひ出てんおほつか波に袖はぬるとも

おなし寺にしひのかしほきにいみしくなりたるを見て

安 法

柏木もこのめも老いてある物を昔の人のみえす有るかな

天王寺にはやう見し人の尼に成りてあはれなりしなと申して

源 行 宗

哀をばなげの言葉といひながら思はぬ人にかくる物かは

返 し

哀てふことを頼まんしるしには蓮のうへの友とたのまん

南方退治發向の時天王寺にて人々題をさくりにて歌よみける時、旅友

元 可

この度は旅としもなして行て行く友を都と思ふころかな

寛弘の御時ばかりにや天王寺の歌とて人々のよむをりのありしに

相 模

うき島に港をいかてはなれけんり通ひける舟のたよりに

塔 の 君

同

磨きける黄金かはらぬ塔をこそ君かばたへの形見とはみれ

弓

同

思はずにあたや佛となりにけん法になひきし弓にひかれて

く ろ 駒

同

のろふかな甲斐の黒駒早めけん法の底にもあはぬ我が身を

池のぼちす

同

人しれぬ泪はつみの深さかななる池のぼちすおふらん

太子のぬかつき給ふとてひたひにあて給ひける石を見て

赤 染 衛 門

たちむけ跡みみるこそ悲しけれ石やその世にあへましかば

塔の露盤のこかれ太子ぬり給ひて此の光うせんをり佛法もつすへしとちがひ給ひけるか曇りて見えしに

磨きそへこかれの色や曇りつゝ法のひかりも消えぬへきかな

同

天王寺繪堂前大僧正つくりたて、後の障子に九品往生人かゝれ侍りける時、中品下生の人の心を

捨やちて子を思ふ鹿のしるへより狩場への由は厭ひ出にき

藤 原 家 隆

京の舊漢か消息にしはす四日(註)難波の四天王寺へ雷落ちて諸堂みな焼けぬとて「天の火にもえて名

残も難波寺龜井の水のあるはるかば」と詠みたりとてかいつけおこせける返事にいひやりける

時の間の煙となれば萬代の龜井の名さへ頼まれもせず

加 藤 千 蔭

何事も限ある世を思ふにそ龜井の水のさしくまれける

同

同行に侍りける上人月の頃天王寺に籠りたりと聞きていひ遣はしける

西 行

いとゝいかに西に傾く月影を常よりもけに君したふらん

天王寺へまゐりたりけるに松に鷺の居たりけるを月の光に見て

同

拾遺愚草

庭よりも鶯居る松のこすゑにて雪はつもれる夏の夜の月

文治のころ般富門院大徳天土寺にて十首歌をみ侍りしに、月御念佛

藤原定家

西をおもふ涙が添へてひく玉に光あらはす秋の夜の月

於難波精舎即事

同

吹きばらへ心の塵も難波かた清きなきさの法の浦風

天王寺にて

藤原真經

月清集

西思ふ心ありてそ津の國の難波はたりは見るへかりけり

難波江やびしりの跡に年くれぬ月日の入るを思ひ送りに

御集

かしの法初の名をとめて難波の寺は末の世まで

家集

天王寺へまゐるとてよめりける

寂然

心ありて見るとしもなき難波江の春の景色は惜くも有かな

續後撰

今さらにもたば玉と成りぬらん難波の寺の人わすれ貝

桂園一枝拾遺

難波寺はるかに影を更にける月を西には頼むぬものを

天王寺

天王寺

林羅山

日東練若最初聞

欲使四天陰禍災、應似漢朝營白馬、豐聰營駕黑駒來

天王寺

天王寺

筱崎少竹

春秋享記豊徳王

萬舞洋々兩部張、嚼鞞浮屠傳禮采、千年無恙頌聲長

秋野坊の址

秋野坊の址は天王寺元町の西部なる俗人町にあり、四天王寺の建立あるに及び、太子の近臣小野妹子詔を奉じて同寺の守護職に補せられ、其の子中納言毛野、孫中納言大錦上毛人、曾孫大夫文人に至る迄は、朝廷に官して當寺の守護を兼ねたりしが、文人は勅に依りて薙髮し専ら守護の任に當りしより、一坊を設けて居りしものは是れ當坊の初めなり。小野院秋野坊と號し、爾來子孫連綿として相繼ぎ、公文所三綱職と稱し、四天王寺の所藏に係る歴代の勅旨・院宣・將軍家の祈願・施與文・寺寶等を管して同寺の寺司たりしが、明治維新後に至りて退轉し、同十二年二月十日四區七郡の制定せらるゝに及び、其の家を東成郡役所の廳舎に充てられしも、同郡役所の六萬體町に新築成りて移轉せしより、久しく荒廢に委せられたりしが、今其の地には大原社會問題研究所を建設せらる。同研究所は備中國倉敷町大原孫三郎氏の出資經營する所なり。

舊中小路町

秋の坊の西裏は舊中小路町の通にして、遊所を爲して美濃屋・春日屋などいへる料理屋のありし所なり。萬延元年三月江戸櫻田門外事變に與せし高橋多一郎父子は、同月二十三日朝其の隠れ家を幕吏に包圍せらるゝや、遁れ來りて此の春日屋に入り、將に自刃せんとせしに、主人は自宅にて自殺せられては其の營案に害ある旨を述べ、自殺するなからんことを乞ひければ、之を諾し、天王寺元三大師の裏手なる小川欣司兵衛の家に至りて自刃せり。春日屋は秋野坊の北に隣り、美濃屋は之と路を隔て、西にありしが、共に赤前垂を爲せし脂粉場中の一たりしならん。遊所は明治二年八月十四日從來の營業者に

株を差免して公許せられしも、同四年十一月限り其の泊茶屋渡世を差止められ、翌五年十月特定地外遊所の廢止に依りて廢絶せり。

阿彌陀寺

阿彌陀寺は同町字北の丸にあり、願王山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。傳へいふ、聖德太子の頃此の寺地に阿彌陀堂と稱する一字あり、之と相對して來迎堂といへる一字ありしが、其の後應永年間當地に住せし松本道把なる者聞法篤信の餘十八歳にして出家し、以て此の阿彌陀堂を護持せり、依て道把を當寺の開祖とす。慶長十年三月素純入りて住し、元和年度兵火に罹りて堂宇悉く燒失せしかば、素純若干の私財を堂宇再建の資に供し、之を助縁として有志の淨財を募り、建築に着手して寛永元年三月竣功し阿彌陀寺と改む、依て素純を中興の開基とす。境内は壹百四拾四坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關を存す。外に地藏堂あり。

法山寺

法山寺は同町同字にあり、荒陵山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月詳ならず。往時は四天王寺の末院なりしが、應永年間眞宗に轉じて明應八年再建せり。本尊(丈二尺)及び本尊の傍に安置せる聖德太子十六歳の木像は優秀の作なり。寺傳に依れば昔俗人町に俗人の居りしころ、俗人は此の太子の像を拜して其の前に樂を奏するの例ありしといふ。境内は貳百參拾壹坪を有し、本堂・庫裏・座敷・土藏・藥醫門を存す。

淨願寺

淨願寺は同町同字にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永年中開基覺應は本願寺

興禪寺

琢如法主の弟子となりて當寺を創建し、後大破に及びしを以て天保十年六月十一世得眼檀家の協力を得て修繕せり。境内は五拾參坪を有し、本堂兼庫裏を存すれども荒廢して今は法燈微なり。興禪寺は同町にあり、神應山と號し、曹洞宗太平寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。延元元年僧月舟の創立なり。もと住吉郡住吉村にありしが、明治十三年四月十二日當所に移轉せり。境内は四百參拾貳坪を有し、本堂兼庫裏・藥醫門を存す。

新清水寺

新清水寺は同町清水阪の上にあり、有栖山清光寺と號し、天台宗四天王寺末にして千手觀音を本尊とす。創立の年月詳ならず。寛文中延海阿闍梨之を中興して有栖山有栖寺と稱せしを、寛文十七年京都音羽山清水寺別院にありし聖德太子作と傳ふる千手觀音を移して本尊とし、從來の本尊たりし地藏・毘沙門二佛を左右に安置し、享保年間今の山號・寺名に改む。境内は壹千四百拾八坪壹合を有し、本堂・庫裏・建出・小座敷・休憩所・門番所・繪馬堂・新繪馬堂・鐘樓堂・四足門を存す。外に吒枳尼天堂・地藏堂・大師堂あり。大師堂に安置せる弘法大師像はもと平野町御靈社内にありしを、明治四年神佛の分離に際して當寺境内に移し、有志の寄財を以て建營せるものに係り、地藏堂に安置せるは子安地藏にして、其の堂は極めて古く當寺創立の際よりありしものならんといふ。寺域は懸崖の上にあるを以て眺望に富み、本堂の前面舞臺に出づれば、浪華の全市を瞰下し、遠く播・淡の翠巒を烟波漂渺の間に望み、其の風景いふべからず。堂前の低地には瀑布を設けて音羽の瀧と呼べり、寛政八年の夏初めて作

り、涼みし者より二十四文を徴せしといふ、蓋し京都清水の音羽瀧に擬せしものならん。昔は境内に大悲水あり、一に御供水と稱せしが今はなし。堂庭に開祖慈海の塔あり。石礎の下には油煙齋貞柳及び一本亭魚鱗の碑あり、碑には何れも左記の辭世を刻せり。又其の崖下の南には増井の清水あり、大阪六清水の一にして古は酒を醸すに適せしを以て合酒の清水とも書せり、今に清水滾々たり。又其の北門外は料亭浮瀨樓のありし所なり、浮瀨は當時市中第一の名樓にして、數種の奇盃を所藏し、幾瀨・梅ヶ枝・吾背子・春風・瀧音・鳴戸・浮瀨等は貝觴にして、七人狸々といへるは木盃なり。浮瀨は長曾我部元親の陣羽織たりしと傳ふる唐織の袋に包まれたる七合五勺入の盃にして、樓名は此の盃に因み、七人狸々は朱塗に蒔繪を以て醉舞せる七人狸々を現はせる故に此の名あり、其容量は六升五合の酒を入れ、其の一杯を傾け盡せしもの二人ありしとなん。

油煙齋貞柳
及び一本亭
魚鱗の碑
増井の清水
舊料亭浮瀨
樓

辭	世	百のてもおなし 浮世に同じ花月はまんまる雪は白妙	貞	柳
辭	世	何ひとつ我か物もなきかりの世にかたみなのこしおくげ言の葉	魚	鱗
浮瀨樓	ひとつなる人に見せば津の國の難波あたりの浮む瀨の月	貞	柳	
増井清水	柳 蔭 ち ら て 秋 た つ 清 水 哉	宗	祇	

天王寺俗人町より以北なる下寺町二丁目・同三丁目は舊西寺町の一部を爲し、天王寺生玉寺町は舊生玉寺町の一部を爲して、共に同西高津の寺町に連り、天王寺生玉前町は舊生玉中寺町、天王寺夕陽丘

寺
町

町及び同六萬體町は舊天王寺町に當れる寺院地にして、天王寺生玉寺町は元和の初年に市中及び接近村落に散在せる諸寺院を小橋村・東西高津村及び天満村の三ヶ所に集められし時の西高津村に當り、各町は今もなほ寺院櫛比せり。下寺町四丁目は寺院地にあらざるも、下寺町二丁目に接して一二の寺院を存するに依り、同町も併せて各町別に寺院及び其の他を掲記せん。

天王寺六萬體町（舊天王寺町）

眞光院は光徳山と號し、夕陽丘勝鬘院の東にあり、天台宗四天王寺末にして阿彌陀如來を本尊とし、脇立は觀音・勢至なり。寺傳に依れば推古天皇二年聖德太子の草創なり。同太子の御父用明天皇御追孝の爲に念佛法會を修し給へる折柄、四天王寺より西北に當りて奇瑞の祥ありしを以て、天竺祇國精舎の西北角に當れる無常院に擬して、四天王寺の無常院菩提所と定められ、本尊を同寺の引導佛と稱し、同寺一山の僧侶及び諸役人に至るまでの葬儀を執行し來れり。其の所在地名を六萬體といへるは、當院に於て同太子が六萬體の石地藏尊を彫刻して所々に納め給ひしに依れりと。境内は貳百九拾九坪を有し、本堂・庫裏・客殿・下屋・藥醫門を存す。外に大師堂・吒呌尼天堂あり。

眞
光
院

奥
の
庵

狐
小
路

奥の庵は同町谷町筋の狐小路にあり、金龍山と號し、天台宗四天王寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天明六年五月西高津村字西寺町の淨國寺存定の開創せし尼寺なり。境内は六拾四坪を有し。本堂兼庫裏を存す。狐小路はもと遊所のありし所なり、俗に六萬躰と呼びて安永二年の遊所名中に其の名見え、

法岩寺

劣等遊所なりしが明治の初年に廢絶せりといふ。
法岩寺は同町谷町筋西側にあり、長泰山と號し、曹洞宗大中寺末にして藥師如來を本尊とす。大和國
俵本領主平野遠江守の開基なり。天正十九年四月二十八日平野大炊介平長治の室卒して、茂林桂昌大姉
と法諡し、慶長十一年四月十一日平野大炊介長治も卒して長光院前大倉泰室淨安大居士と法諡せしか
ば、此の二靈追善の爲め平野遠江守長泰は境内方貳百間並に堂宇を寄納して長光山桂昌寺と號せしが、
後寛永五年五月七日平野遠江守卒し、長泰院藏法岩了無大居士と法諡して寺内に葬られ、其の墓は今
に現存せり。依て其の孫次右衛門尉長知は以上三靈菩提の爲め、同年中現今の堂舎を再建し、下野國
那賀郡山田村大中寺の十六世門解を請じて開祖と爲し、長泰山法岩寺と改稱し、爾來曹洞宗を以て繼
續せり。境内は貳百拾坪を有し、本堂・庫裏・玄關・藥醫門を存す。

太平寺

太平寺は法岩寺の北にあり、護國山と號し、曹洞宗大乘寺末にして釋迦如來を本尊とす。昔は四天王
寺の境内にありて同寺末たりしといふ。弘治年中眞言宗に改め龍翔寺と稱せしが、後住僧中絶して堂宇
頽廢しけるを、寛文三年開山間越なるもの幕府に懇願して曹洞宗に改め、現名に改めて加賀國石川郡寺
地村大乘寺の末となし、傳法相續して堂宇を再興し來りしが、九世素一に至り故ありて退院し、永く無
住となりしが爲め舊記等此の際に散逸せり。然るに十世法雲の住職中天明五年大坂備後町一丁目森井
宗兵衛(法名了存)なるもの本堂を再建寄進す、依て森井氏を開基家と稱せり。境内は貳百參拾貳坪を有し、

北山壽庵の墓

本堂・庫裏・廻廊・土藏・藥醫門・樓門の外に、禪堂・虚空藏堂・開山堂・吒呌尼天堂・護摩堂・位
牌堂・威徳堂を存す。而して北山壽庵の墓は寺内にあり、壽庵は清國福州の人馬榮宗の子にして、母は
長崎の遊女樋口氏なり。近世崎人傳にも載せられ當代の名醫なりしが、元祿十四年三月十五日大坂に
歿す。墓は其の生前自ら建てし所に係り、等身大の不動を刻して裏面に其の墓なる旨を記せり。然る
に世人は其の刻せる不動尊を崇拜して之に賽し、北山不動と呼びて其の名高し。

龍徳寺

龍徳寺は同町谷町筋東側にあり、景雲山と號し、臨濟宗妙心寺末にして釋迦如來を本尊とす。寛文
三年三月水龍和尚の創建に係り、湛月和尚之が開山たり。文政元年九月岷川之を中興再建せり。境内は
六百六拾七坪を有し、本堂・庫裏・書院・廊下・玄關・休息所・供物所・中門・藥醫門を存す。外に
位牌堂・觀音堂あり。土塀は油練にして淀屋の寄附に成りしものなりと寺傳せり。

天鷲寺

天鷲寺は龍徳寺の北にあり、生龍山顯性院と號し、天台宗延曆寺末にして釋迦如來を本尊とす。寛
永十一年檀家の協力を以て南光坊慈眼大師の開創せし所にして、後、賢海法印之を中興せり。境内は五
百拾坪を有し、本堂・庫裏・土藏・山門を存す。外に大師堂・觀音堂・三十番護持神堂あり。

東成郡役所

東成郡役所は天鷲寺の南にあり、明治十二年二月十日四區・七郡の制定に際し、舊第五大區を東成郡
と改め、同郡役所を天王寺秋野坊に設け、翌三月一日より開應して事務を取扱ひしもの當郡役所の起
原にして、同十四年一月六日住吉郡と聯合して東成郡役所と改め、同二十九年四月一日より今の如く

東成郡役所となれり。其の秋野坊より此に移轉せし年月は記録に接せざるを以て之を知るに由なきも、現在廳舎の新築落成は明治二十三年十一月二十一日なれば、其の移轉し來りたるも當時のことならんか。而して同役所は設置以來其の所轄部内たりしが、已に記せしが如く明治三十年四月一日此の地は大阪市に編入せられしかば、今は其の管治せる東成郡と離れたる當大阪市南區にありて、其の郡を所管するに至れり。

鳳林寺

鳳林寺は東成郡役所の北にあり、最勝山と號し、曹洞宗永福寺末にして釋迦如來を本尊とす。天正十六年北條氏房の女、武藏國比企郡岩槻村に一寺を建立して芳林寺と稱せしが、當時爭亂の世なりしかば氏房去りて當地に來り、寺もまた此の地に移し、同國同郡市川村萬勝山永福寺六代の僧才庵を招きて更に開山とせり。或はいふ願主は氏房の妻にして其の女にあらず、妻は圓明院殿華屋字章大姉と號し、轉法輪三條殿の女なりと。傳へいふ其の寺號を改めしは、寺内に鳳凰の舞ひ下りしを以て之を奇瑞となし、芳の字を鳳に改めしなりと。境内は壹千參百貳拾壹坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關土藏・廻廊・樓門・藥醫門を存す。外に禪堂・法堂・位牌堂あり。寺實に鳳凰の生玉といへるあり、縦五分許にして黄金の籠中に藏めらる、徳川家康曾て之を觀て葵の紋章の附ける囊を與へしといふ。

吉祥寺

吉祥寺は鳳林寺の北にあり、萬松山と號し、曹洞宗鳳林寺末にして釋迦如來を本尊とす。寛永七年五月芳詰の開創なり。其の後大破に及びければ、正徳元年十二月十三日大和國吉野郡吉野村禪林院の

全海法師に再建せられ來りしが、大正五年五月八日火を失して藥醫門を除きて堂宇等を燒亡せしかば、再建の策を講じて翌六年九月十二日庫裏・玄關の新築落成せり。境内は七百八坪なり。寺は赤穂侯淺野家の祈願所たりしを以て、藩主長矩は江戸參觀の途次必ず駕を枉げしといふ、當時の住職繼謙和尚は赤穂の出身なりしかば、長矩との間は親密なりしものならん。元祿十一年五月一日長矩の當寺に立寄りしとき、其の書を能くせらるゝを以て和尚は揮毫を請ひ、小僧をして町に出で、紙を求めしむ。長矩は筆を執り几に凭りて之を待ちしも小僧未だ歸らず、しかも出發の期已に迫りしかば、萬松山の三字を几面に書して遂に去れり。されば和尚大に喜び、几脚を脱し墨痕を刻して藍靨を加へ、以て山門に掲げしが、今は寺内に保存せらる、當寺無二の寶物なり。大正三年六月十八日予は之を見るの機會を得たり、筆力遒勁實に其の人を偲ばしむ。境内に長矩の碑あり、藝州侯の建てし所にして、左右に大石良雄父子の小碑を置き、玉垣に義士の氏名を刻し、千載の下永く義士をして亡君の側に奉侍せしむ。又寺門は赤穂藩大坂藏屋敷の門なりしを長矩の寄附せしものなり。當初は柱脚高かりしも、閱年の久しきに及び柱根腐蝕の爲め切斷すること已に三回、遂に今の如く低くなりしといふ。四十七士の木像あり、東京高輪泉岳寺にあるものに比すれば小形なり。

同寺の北に隣れる共同墓地及び區裁判所・大阪市公設市場のある所は、臨濟宗妙心寺末たりし國恩寺のありし所なり。共同墓地の東端なる一廓裡に蜂須賀正勝の墓あり、墓は石の二重玉垣に圍まれて西

大石良雄父子の碑

四十七士の木像

國恩寺の址

に向ひ、表面に福聚院殿前匠作良巖大居士と題し、裏面に修理太夫從四位下蜂須賀正勝墓、南面に天正十四丙戌五月二十二日と刻せり。正勝は徳島藩主蜂須賀家の初代にして幼名を鶴松といひ、後、齋藤小六利政と呼びしが、更に復た彦右衛門正勝と改め、尾張國蜂須賀村に住せしを以て蜂須賀を姓とせり。初め織田信長に従ひ、後豊臣秀吉に仕へて武名を顯はし、諸侯の班に列せられて播州の龍野に六萬參千石を食みしが、天正十三年二月秀吉は其の功を賞して阿波一國を與へんとし、前田玄以を以て旨を傳へしに、正勝は老齡なるを以て大坂にありて君側に侍するを望み、嗣子家政に與へられんことを請ひければ、秀吉は其の請を容れて家政を阿波に封じ、正勝には湯沐の邑として河内・丹波の内にて五萬五千石を與へたり(後、生則之を奉還せりといふ)。依て正勝は大坂にありて秀吉に仕へ、旁ら佛門に歸依して寺院の建立を思ひ立ち、兵火に罹りて廢頽せる美濃國厚見郡鏡島村の安住寺を移して樓の岸に建て、其の友石河伊勢守の僧となれるを住持たらしめ、専ら禪學に耽りしが、翌天正十四年五月二十二日六十一歳を以て逝き、遺命に依りて遺骸を安住寺に葬れり。然るに同寺は慶長十九年の兵火に燒亡したるを以て、元和元年二世家政之を天王寺に移して再建し、正勝の墓も共に移轉せり。即ち此の地にして、寺名も同時に國恩寺と改められ(據陽明談に安住寺と記すれば、改稱せられたるに拘り、尙舊名に依りて通稱せられたるのか)、同家より祠堂料として毎年米五拾石を寄せ、寺は墓を護りて其の靈を弔ひ來りしが、明治の廢藩に依りて祠堂料の施入絶え、かつ寺僧に其の人を得ざりしなりけん、漸次衰微して明治十二年高根實應のとき廢寺となれり。廣かりし寺

域は廢寺の後分れて、一部には區裁判所を建てられ、一部には近時市立の公設市場を設けられ、他の一部のみ共同墓地となりて残り、正勝の墓は天瑞寺に依りて管理せらる。天瑞寺の管理せるは同寺の條に記せるが如く、蜂須賀家と深き縁故のあるに依る。故蜂須賀茂詔侯は大坂通過の際、展墓を怠ることなかりしが、當主正詔侯は其人家の奥にありて空しく寒煙に鎖さるゝを慨し、墓地を同家の私有と爲し、且東裏に接せる東平野町の民有地を買収して墓參道の開設を圖り、在阪舊藩士は力を盡せて之が施設に盡力し、共同墓地に存したる同藩士及び同藩の親戚たる常州土浦藩士其の他の墳墓七百六拾六個中の大部分を天瑞寺に移し、大阪市は復た此に小公園を設けんとして目下其の施設準備中にあれば、寺址中共同墓地の所は公衆偕樂の巷と化し、久しく世人に其の存在を認められざりし正勝の墓は、弘く世人に紹介せらるゝに至らん。(墓及び寺の縁起等は蜂須賀舊臣にして當時西區業、藩五條通二丁目に住める原謙吾氏の調査書に依る)

因にいふ、正勝夫妻の墓は徳島市助任町興源寺にあり、然れども正勝の遺骸の埋められあるは當墓なり、墓底には石棺納れり。想ふに興源寺なる正勝の墓は、夫人の墓に並びて建てられたる見や墓ならんか。

月江寺

月江寺は同町字尼寺にあり、光明山林照院と號し、淨土宗清淨華院末にして阿彌陀佛を本尊とす。像は恵心僧都の作なりと傳ふ。元祿元年東印比丘尼の私費開創なり。其の後大破に及びしが、享保年中三世俊恵の代、當時の大徳高譽上人其の頽廢を歎きて錫を當寺に留め、信徒津田休兵衛を初め檀中の協力を求めて之を再建せり。境内は七百九拾貳坪を有し、本堂・庫裏・書院・西小書院・北小書院

離座敷・茶所・玄關・客殿・藥醫門を存す。寺地は岡陵の西崖にあるを以て風景の美いふべからず。往時は境内の茶店に土器投の遊びありしも今はなし。且、櫻樹ありて開花の候には極めて艶麗なりしと傳ふれども、今は藤花の幽麗に誇れるあるのみ。

天王寺城址

同寺地は其の西北に亘りて謂ゆる天王寺城のありし所なり。寺の前面なる東門外より南西に連れる低窪の地は、當時に於ける濠渠の址なるべし、俗に虫谷と呼ばれて秋虫に名あり。天正四年四月信長の石山本願寺を攻むるに當り、原田直政・筒井順慶は砦を此に構へしが、石山宗徒の樓岸と木津とに砦を築き、木津川に依りて自由に海上の交通を取れるを見て、信長は兩砦の中間なる三津寺を略取して其の通路を絶たんと欲し、之を直政及び順慶に命じ、光秀及び佐久間信盛の子正勝をして代りて當砦を守らしめ、後、信盛父子及び松永久秀父子をして之が定番となりて石山宗徒に對せしめしも、翌四年八月久秀は信長に叛きて去りしかば、信盛父子之に據りて専ら石山本願寺に當りしが、同八年八月本願寺の開城するに及び、信長の追ふ所となりて砦も亦毀たる。信長の信盛父子を追ひしは、其の當砦に據ることの久しかりしに拘らず、本願寺に對して攻撃を爲さず、堺の町人などを招きて數寄三昧に耽り、心を金銀の貯藏に傾けて武道を忘れたりしに依れるは、左に掲記せる信盛父子に與へたる信長の書面に見ゆる所の如し。

信長記 佐久間右衛門尉信盛父子御折檻之事

角て信長公大坂城可有御見物とて、八月十二日京都を御立有つて宇治より船にて御下向あり、近年佐久間天王寺に在番して加程の小敵今迄不退治、剃一廉の働もなく徒に年月を送りし事、不及是非旨腹立し給ふて、折檻の一書を調られ、翌朝彼父子方へ遣はさる、

覺

- 一、父子五箇年天王寺在城の内に善惡の働無之、然るにより所領盜人と世間令沙汰由尤無餘義候事、
- 一、大坂強敵、意得武道にも不用講調略にも不立入、天王寺を丈大に構數箇年を経なは、予か武威逐年中國に掩ひなんす、然則行々自ら落城たるへきと令遠慮、其時節を相待つる儀不及是非事、
- 一、羽柴筑前守兩年の内に數箇國平均に令退治畢、池田勝三郎攝州荒木が殘黨可攻討旨なりし處に、池田紀伊守・同古新未若輩なりしかとも、鐘をつき或時は組打をし終に期年に満すして鼻隈・尼崎兩城乘取攝州平均に令退治畢ぬ、加藤の次第我身に不思取事淺慮絶言語事、
- 一、三川・尾張・近江・大和・河内・和泉・紀伊已上於七箇國內、數箇所の與力等付置一間、自分の勢を相加へ一戰を遂候共さのみ越度ば不可有之處に、一向武道には不立入、堺の町人のほらばれ共を召寄、數寄三昧のみを専とし、徒に年月を空くせしこと了簡の及所に非ず、畢竟數寄は天下國家を治る爲に益たるか損たるか利かるるか害たるか可申聞、予か存する所は若益たらば其九郎自然に武道の冥加有て敵をとりこにし、父か面目をも施し其身武勇の名を擧べし、若利たらば信長に思し父に孝し、而して天の守り有て永く榮ふへきか、不然則其可有分別事、
- 一、三州の内小川菟屋の跡職申付の間、前々よりは人数も可有と存知せしに、左はなくして剃先方の者共多分追出し、其跡目をも不承、入藏納計に取こみ候儀不及是非事、

一、尾張國山崎領令扶助處に、信長詞をも懸候國人共程なく追出候、是亦藏納に取こみ能人をも不相拘由、申々武士たる上の裁判に非る也、自然敵國の智士勇士を招取んか爲或は千里に糧を運ばんか爲金銀も蓄候共、其方身上には千枚二千枚などは可然事、一、孫功の者或は新參の者の内其の器量長したる者などには加増領をも進し、似相に與力人も付賞祿意する事なくんば、さのみ度は有まじきに、しばき事のみを本意とせしに依て天下の面目を失事ぬ、惣別士たらん者へき事をせず、可持人を不持して金銀のみを蓄ぬる時んば主君の罰通れざるなり、凡て世間の嘲り多き者は天罰遠かるまじき事、

一、先年朝貢敗軍の刻其方も事の外令油斷つるに依て、我小姓馬廻の勢を以追崩し候同各油斷曲事と申聞せ候處に、馳しけもなく結句左もあらばあれ信登如きの臣下は何方にも有まじなど申て刺座布み立破りたる事既難失面は、一度天下泰平に申付までは諸事可堪忍と天命に誓し、然る間今日に至まで不相改適き來り畢ぬ、其高言ならば天王寺在城の内數度の手柄可有之哉の事、一、其九郎事茶の湯にすきつる百分一武道に心をかけなば、父の越度も加程には有まじきを、無益の數寄に莫大の金銀を費し、自然ひるひ頭をもしたる者には其の賞も怠り、朝な夕な露地に出ては塵を拾ひ、數寄屋に入ては堅柔を評し、或は宇治橋の一二の間小佐目井の水大坂の水其勝負を争ひ、數寄者の善惡にあたら際をついやし、臣下の忠不忠を惡の池波を忘却し、唯明ても暮ても繪讀の長短是非、道具の古新不可、或は眞正見解を用切たる袖ふり、月白く風清き境界に至んこと欲し、或は茶の色香食味の厚薄などにくらの月日を空し、詮もなき座數寄の角々までも我と念を入事無勿體候、惣して大なる志ある者は藝能によく達せんことを欲し、或は數寄などに身を勞し、工大を費すへき儀に非ず、天下國家を知者の身にては賢哲英雄の心を取り衆智をかり、諸侯大夫等は國郡の安否臣下の賢愚曲直我が心中の善不善を辨へ、心學雜學の得失を助へ、是を以て晝夜のわざとせば他事に心は入まじき事にて侍らんか、乍去あさくとすきなば士たる者は氣味もきよらかに其品尤佳なるべし、猶此道には後來の明君子に尋其宜に隨ひ可申事、

一、右衛門尉與力被官等に至るまで心を置由に候、是は其身分別に自慢し、うつくしけなるふりをし、少の料あれば事を左右に寄せ大に申立身上を取けし家財まで改易し令没収に依てなり、文緊至極せり、然間只綿の中の針をさぐるに同しと人申あつかひけると也、善を善とし惡をば教へ善に引入る様にしてこそは、明主の行にて可有に何そ言を巧にし謀を廻し臣下の祿を奪取り無詮貯へ前代未聞に候事、

一、一世の中終に不失勝利處に、先年武田信玄遠江表令發向候候、家康烟爲合力差道刻、味方が原の軍聊利を失はんとせしによつて、佐久間殿か有は可然候はんやと家康廻使み被立つるに、其指圖にも不相應、刺平手を捨殺し、世に有ける面を向け來りし事、人非人にあらざるやの事、

一、數箇條の誤第一諸苦所因貪欲爲本に究りぬ、能人も不持も金銀を以調略し、敵をとりこにせざるも他にあらす、夫を惟に失天下國家は先賢哲の臣恨る事出來き他邦に走去り而驕肆遊逸を事とし萬事不順に成行て、滅亡すれ、其方に與力せし智士多く召失候内我々存知之者は、責て一往申聞せ其上を以てとかうあるへき歎之事、

一、如此父子誤有て此次弟に及ぶ事當家運の末漸次近つき來るかと豫胸肝をなやます事に候、此上前非を悔ひ善に移り直言を進めんと存知せば可召返事、

右條々信長餘言於有之者可令返答、然則予か不善を改め可召直者也

天正八年八月十三日

信長

佐久間右衛門尉殿

同 甚九郎殿

へと、如此自筆にあそばし、桶長庵・宮内卿法印・中野又兵衛尉三使を以て配所の定もなく、只急き天王寺を出よと御説なりけれ

は、多年蓄置し無量の珍寶ふり捨つうく黄金廿枚計の外よりは腰にさしたる大小ならては又身に隨ふ者もなく、立出られけん心の申、こそ哀なれ、是は日比筋なき福を強て求し其の報なり、久敷相馴召つかひし者共も常々の情や淺かりけん皆己がさまく、にそ成にける、去は放於利而行多怨と宜ひしは是れなり、唯大將たる人は衆と好惡を同くせん事こそ福要なれ、され共高野山迄は上下三人僅なる志を遂しか共、是も難去なしみあるに依て人口をふさかん事を思ふ計にて、心より起らぬ事につ有けん、二人は暇を請ふてけり、角て高野の住居も羅叶成行ければ、日比は二萬餘騎の大將も一僕に手をひかれ、父子すこくと行くへき方も紅の涙雙眼に滿ふさかれは、いと、那路をたとる心地して足の立とも不覺、また夜ふかきにたとり出られしは成親卿などの左遷の旅に赴しも角こそあらめと哀なり、高野山よりは辰巳に當て相郷とて柴引結たる民家わつか四五ある所にたとり著つゝ、暫しの安をそ樂まれける、爰に山岡道阿彌入道其比は八郎右衛門尉と云けるが、平井阿波入道安齋をも相具して險難の山路を凌ぎ温間を途たりければ、信盛父子涙を押へて今の深志山より高く海よりも深し何にたとへてまし、是は夢かやくとて手に手を取てなつかしげに見へたりける、山岡も平井も古は遙に所を置て振舞しに、角同胞の睦にもまさりかほに見ゆるよとて、見る人魂を斷聞人袖をそしほりける、誠に信盛世に有し程は其恩をたひ塵を望みしか、當家他家の人々今は影にたささきりけるに、兩人か心さし信に淺からさりし事なりと世人是を感しける、

尼寺前

同寺の北門なる通路の兩側は遊所のありし所なり、俗に尼寺前と呼び、安永二年の遊所名に其の名見ゆれば、當時以前より存在したるを知るべし。小青樓に劣等の娼婦を存し來りしも、明治二年後に於ける遊所整理の公文中に其の名見えざれば、同整理以前に廢絶せしものならん。

天王寺夕陽丘町 (舊天王寺町)

大江神社

大江神社は同町字北村にあり、豊受大神を祀れり。上之宮・小儀・土塔・河堀・堀越・久保の各社と共に天王寺七宮の稱あり。七宮は四天王寺の鎮守として聖德太子の祀られしものなりと傳へ、當社は舊北村の産土神たり。天王寺の乾位に當れるを以て乾社と稱し、聖德太子自作の毘沙門像を祀りて四天王寺の僧徒之が祭祀を掌りし爲め、神佛混淆して神宮寺乾社とも呼び、明治維新後の神佛分離に至る迄は四天王寺中の東光院は神宮寺の別當となり、其の下に神職(天王寺人)ありて奉仕したりしが、神佛分離の後今の社名に改めらる。社名は大江岸に續きたる社地なるを以て、此の社名を擇びしものなりといふ。明治五年郷社に列し、同三十九年十二月二十四日神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十年一月十一日大道一丁目字土塔の村社土塔神社(七宮の一にして速業義鳥命)、同月二十九日上之宮町字上之宮の同上之宮神社(七宮の一にして欽明天皇、相殿に大己貴命、少彦名命)、同年九月十八日東區安土町二丁目無格社男山八幡神社(應神天皇)、同四十一年九月二十五日勝山通二丁目字小儀の村社小儀神社(七宮の一にして速業義鳥命)を合祀せらる。合祀社中、土塔神社は舊土塔村、上之宮神社は同上之宮村、小儀神社は同小儀村の産土神なり。境内は壹千八百貳拾八坪にして、本殿の外に拜殿・神饌所・繪馬所・神器庫・客殿・社務所等を存し、末社に皇大神社・天手力雄神社・猿田彦神社・稻荷神社・山之社、境外末社に羽吳神社あり。氏は天王寺夕陽丘町・天王寺六萬體町・天王寺俗人町・天王寺権寺町・天王寺元町・逢阪上之町・逢阪下之町・天王寺生玉前町・天王寺生玉寺町・上本町七丁目・天王寺上之宮町・天王寺北山町・天王寺細工谷町・天王寺小宮町・天王

寺堂ヶ芝町・天王寺松ヶ鼻町・天王寺眞法院町・天王寺烏ヶ辻町・天王寺勝山通一丁目乃至三丁目・天王寺寺田町・天王寺北河堀町・天王寺大道一丁目乃至三丁目・下寺町二丁目乃至四丁目・日本橋筋東一丁目・同二丁目・日本橋筋二丁目乃至四丁目・御藏跡町・上本町八丁目乃至十丁目・上綿屋町に亘り、例祭は十月十六日にして夏祭は七月十六日なり。

同社に隣れる勝鬘森に勝鬘院あり、天台宗にして愛染明王を本尊とす。院名は聖德太子の勝鬘經を講じ給ひし道場なるより起れりと云ふ。もと延暦寺の末なりしが、明治三十七年八月六日四天王寺末となる。境内は壹千五百參拾七坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。本堂は元和四年徳川氏の四天王寺再建と同時に建營せられ、庫裏は大正六年三月十六日落成の新築なり。外に參間貳層の塔婆(多寶塔)あり、屋根は本瓦葺にして大日如來を安置す、明治四十年五月二十七日特別保護建造物となる。而して當院は毎年六月一日本尊の開扉ありて賽者群集せり、往時は殊に雜鬧を極め、世に之を愛染詣と呼びしといふ。

夕陽丘
藤原家隆の墓

藤原家隆の墓は愛染堂の北なる夕陽丘にあり。高燥開豁の勝區にして、夕陽丘の地名は家隆の詠せし波の入日の歌に因み、町名また此の地名を採れるなり。家隆は嘉禎二年冬十二月病に要りて官を辭し、落髮して自ら佛性と號し、此地に來りて幽棲せしが、翌三年四月九日八十歳を以て薨せり。墓は其の遺骸を葬りし所にして、墓邊に舊棲の松と稱する老松ありしが風に仆れて今はなし。墳上の巨碑

陸奥宗光及
び父伊達千
尋の墓
小松帶刀の墓

は享保年中安井大僧正文を撰し、秋野坊法印盛順の建てしものに係り、墳の東に存したる夕陽庵は家隆僑居の跡にして、復た其の終焉の所なりといふ(然るに淨春寺もまた後に記するが如く、同)。墓側に陸奥宗光伯及び伯の父伊達千尋の墓あり、千尋は和歌山藩士にして和漢の學に精通し、兼て和歌を善くし、壯年佛教を嫌ひしと、事に依りて田邊に幽閉せられ、感ずる所やありけん佛に歸依せり、深く家隆を慕ひて此に葬らしむ。傍に建てし自然石には其の自筆に成れる「空蟬の殻は何處に朽ぬとも我魂やとるかた岡そこれ」の歌を刻せり。伯は復た父の墓側を希ひ、遺言して此に葬らしめしといふ。尙、小松帶刀の墓も附近にあり。

古今著聞集 從二位家隆卿はわかより後世のつとめなかりけるが、嘉禎二年十二月廿三日病にかかれて出家、七十九にてあら
れける、つかくて天王寺へ下りて次の年、或人の教によりて俄に彌陀の本願に歸して、他事なく念佛を申されける、四月八日宿願
を催されけん、七首の歌を詠せられける、

契あれはなにほの里にうつりきて波の入日を拜みつるかな
難波の海を雲井になして眺むれば遠くもあらず彌陀の御國は
ふたつなく頼むちきりは九品のぼちすの上のうへもたかばす
八十ちにてあるか無きかの玉の緒はみたさて清へ救世の契に
憂きものと我が故里を出てぬとも難波の宮のなからましかば
あみた佛十たいと申して終りなば誰もさく人みちひかれなん

かくはかり契まします阿彌陀ふを知らず悲しき年をへにける
かくて九日かいて其の期を知りて、酉の刻に端居合掌して終られけり、

從二位家隆朝幕碁銘並序

夫和歌王者之德也、國風之始也、通于三才、分乎六義、詒始於素鸞八雲神詠、祖宗於人麻呂赤人二德、自爾而後、其道英傑代不乏人、出其類拔其萃、不群之思、飄逸之詞、獨步古今者、其惟公乎、公姓藤原、諱家隆、歷事七朝、叙從二位、累官至宮內卿、其先出于閑院左僕射冬嗣公、祖考歸間黃門清隆朝賜采壬生、建公相顧食邑、故號壬生二位、考權中納言太宰權師光隆朝、妣太皇太后宮權亮實兼朝臣女、公從寂蓮、游大夫入道釋阿門、執弟子禮、每就尋譯和歌奧旨、然直訪百意、不必究細故、倭成恒歎曰、不意後生能至於斯也、其將以和歌鳴乎、可謂爾來歌仙矣、元久二年春三月、勅撰新古今和歌集、五輩俊彦允譽喜選、公居其一、敬遇後鳥羽上皇睿注、取名與定家抗衡、貞永元年冬、定家卿奉旨奏新勅撰集、集中采摭家隆和歌最多、當時以爲榮、上皇頗以事暇與攝政真經公論國風事、公奏請家隆末代人麻呂也、上欲學此道、宜師其風體焉、繇是賢聲高聳、鴻業日漸、西行上人自詠三十六番和歌是曰御裳濯川、宮川歌台、請倭成定家判之、經細修飾、每自隨身、一日携來授公曰、繪徹之誦盡在斯書、則位往生自期在瀨、後生頌歌如公可得耶、我有所思請以奉遺也、松殿僧正行意疾篤、假寢忽夢詣志賀山毘沙門、見一神人呼行意名唱一首歌、琅誦之聲感盪身心、驚覺病乃瘳、其歌公建保年中九月十三夜、侍內宴所詠河月歌也、其妙通鬼神如此矣、嘉祿二年冬十二月、嬰病罷官、落髮自稱曰佛性、年七十有九、浪迹死陵北拂不食地、謝絕人緣、遁迹閑蓬、游心樂邦、三年夏四月九日、自詠七首和歌、蓋取諸悔罪之意、請且沐浴更衣、住日想觀、西剎端座合掌如睹眞身迎接、安祥而逝、報齡八十歲、留葬其居、植以松檉茂爽心、使人永懷勿窮、去今也四百有歲、遺趾猶存、然而荆棘之所被、鞠爲樵堅之區、近日聞客徒翹慕德音、欲勒堅翠以文、設節祭以饌、俾後勿廢、而丐辭於予、嗚呼予之不敏、豈能足紀公之操哉、不得已遂銘、其詞曰

休矣先達 含翠標立 詞花言葉 一時獻山 元久奉勅 撰集愷愷
芳蘭吐葉 明錦脫履 上嘉其思 寵資非一 附風擊韻 鴻猷贊臨
往古百代 作者孔多 迄今有聞 其能幾何 荒陵之丘 君子所愆
非登無礙 可爲流涕 其身既歿 斯文未喪 吾公之績 萬世彌彰

旨享保第六龍集重光赤誓若秋九月下辭、東寺檢校法務東大寺別當兼華嚴宗長吏安井門主僧正道想撰並書

淨春寺

淨春寺は家隆の墓の北なる口繩阪筋の南にあり、尾州白坂曹洞宗雲興寺末にして釋迦如來を本尊とす。大阪府明細帳に依れば、家隆卿の居屋敷を以て其儘寺地と爲せしものにして、家隆卿難波七首の内なる「ちきりあれは難波の浦にやとりして波の入りをおかみつるかな」の歌は、則ち當寺境内にありての詠なりとし、家隆卿の位牌を安置して、其の牌面に「壬生佛性法師從二位藤原家隆卿」と記し、後面に「嘉禎三年夏四月九日酉刻逝去壽八十歳」と記せりと。然れども其の後に於ける沿革は詳ならず、後、佐々木三郎盛綱十三代の孫佐々木勝右衛門尉長治、永祿三年堂宇を建營し、天正十四年九月十日長治卒し、其の法諡海寶院殿慶更淨春大居士の二字に因みて淨春寺と稱せしが、天正十九年佐々木孫十郎成治祖先菩提の爲め堂宇を再興し、文祿三年五月二十四日成治卒し、法諡して淨春寺殿一泡幻夢居士と稱す。元祿六年八月十一日六世安山の代に幕府より寺歴の尋問に際し、家隆卿詠歌の次第及び寺名の壬生山淨春寺なる旨を具申せしも、何れの時よりか山號を勝鬘山と改稱せり。年を経て堂

春田橋塘・同古處・三井棗州・田能村竹田・鹿田剛立の墓

昌林寺

宇傾敗しければ、十四世天倪は檀越と協心戮力して再建す、時に文化四年なり、故に天倪を以て中興とす。境内は參百五拾五坪を有し、本堂・庫裏・玄關・茶所・土藏・藥醫門及び吒呌尼天堂を存す。墓地に春田橋塘・同古處・三井棗州・田能村竹田、及び鹿田剛立の墓あり。

昌林寺は淨春寺の東にあり、大梅山と號し、曹洞宗栗東寺末にして釋迦如來を本尊とす。寛永七年三月春昌の開創なり。後大破に及びしを以て、天保十一年四月檀家の寄財を以て十一世一道之を再建せり。境内は參百四拾貳坪を有し、本堂・庫裏・玄關・藥醫門を存す。外に辨天堂あり。

洞岩寺

洞岩寺は昌林寺の東にあり、松雲山と號し、曹洞宗鳳林寺末にして釋迦如來を本尊とす。寛永九年總檀家の寄附を以て芳詰の開創せし所なり。境内は四百五坪を有し、本堂・庫裏・玄關・藥醫門を存す。

天瑞寺

天瑞寺は洞岩寺と路を隔てたる北側にあり、萬禪山と號し、臨濟宗妙心寺末にして釋迦如來を本尊とす。建久年中京都建仁寺の開山榮西の小院を營みて興善寺と號せしものはれ當寺の起原なり。二世宗漸の後一時中絶せしが、天瑞院殿に依りて再興せらる。天瑞院殿は堺津の豪商細谷伊左衛門の二女なり、阿波の太守蜂須賀忠英の侍女となりて、隼人隆喜(今の蜂須賀千早氏の祖)を生めり、太守逝去の後實家に歸りて尼となり、父伊左衛門の後援に依りて當寺を再興し、蜂須賀家の臨濟宗なるを以て同宗に轉じて妙心寺末たらんとせしも、妙心寺は女流の住職を許さざるの制たりしを以て、其の叔父某の佛門に入

春陽軒

尾崎雅嘉の墓
梅舊院
橋本稻彦・安藤秋里

りて大仙寺の開山たる龍巖和尚の弟子となれる雲巖を推して住職たらしめ、以て太守忠英の菩提を弔ふ所となせしが、天瑞院殿は寶永五年八月二十六日八十六の高齡を以て逝けり。依て其の院號に因みて寺名を天瑞寺と改め、同天瑞院殿の供養所となる。此の緣故あるを以て蜂須賀家より當初は毎年祠堂料金貳百兩を寄せ、後には毎年玄米五拾石を寄せらる。同家五代光隆は堂宇を修築し、天瑞院殿を母とせる隆喜は延久三年及び同七年に方丈・庫裏を建營し來りしが、安政の頃に至りて焼失せしを以て、故茂詔侯は中の島常安橋北詰なる同藩藏屋敷の舊材を以て之を再建せり。明治後の廢藩に依り祠堂料米の施入絶えて寺運衰微せるも、明治十二年國恩寺の廢寺となりし後は、同寺の址に残れる藩祖正勝の墓を當寺に於て管理し、又近時同寺址なる共同墓地整理あるに及び、墳墓の多くは當寺境内に移されたり。境内は四百八拾八坪にして、本堂・庫裏・下家・表門を存す。外に觀音堂あり。

春陽軒は天瑞寺の西にあり、獅子林と號し、曹洞宗齡延寺の末にして釋迦如來を本尊とす。寛永九年三月開山義春の私費創立に係り、安政六年三月十八世華岡の發起を以て、檀中三河妻吉・同苗卯吉其の他檀家と商議して本堂等を再建す、依て右兩氏を以て開基家と稱せり。境内は五百八坪を有し、本堂・玄關・土藏・藥醫門を存す。墓地に尾崎雅嘉の墓あり。

梅舊院は春陽軒の西にあり、曹洞宗鳳林寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。寛永九年八月檀家の寄財を以て芳詰の開創せし所なり。境内は貳百七拾八坪を有し、本堂兼庫裏・藥醫門及び威徳天王堂、

齋部道足の墓
珊瑚寺

芭蕉堂を存す。墓地に橋本稻彦・安藤秋里・齋部道足の墓あり。

珊瑚寺は梅舊院の西にあり、一桑山と號し、遠州野部村曹洞宗一雲齋末にして十一面觀世音を本尊とす。文祿二年二月舟の創立にして、本寺一雲齋の二世等膳を請じて開山とす。慶長三年二月桑山修理太夫本堂を再建し、享和三年八世仙翁檀中の寄財を以て更に之を再建し、元文五年十月二十四日十世功延檀中の助力を得て庫裏・表門を再建し、十三世常明私費を以て土藏を建て、文化四年更に桑山靱負・桑山左衛門の助成を以て大開堂を再建せり。境内は九百八拾壹坪を有し。本堂・庫裏・玄關・醫藥門・及び大開堂・此根尼天堂 三尺坊大士堂を存す。墓地に黒澤翁滿の墓あり。

黒澤翁滿の墓

天王寺生玉前町(舊生玉中寺町)

持明院は同町の北部にあり、密印山と號し、眞言宗御室派仁和寺末にして聖觀世音を本尊とす。創立の年月詳ならず。傳へ云ふ應永年間の紛擾に際し舊記を亡失せりと。慶長二年宥榮の中興を経來りしが、寶曆五年檀越と協力して十世覺苑之を再建せり。境内は六百四坪を有し、本堂・庫裏・書院・繪馬堂・土藏・茶所・藥醫門を存す。外に乾闥婆天堂・金毘羅天堂・吒枳尼天堂・辨天堂・地藏堂・大師堂・位牌堂あり。

持明院

安樂寺

安樂寺は持明院前を南に入れる西側にあり、阿徹山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永二十年七月開山圓譽順覺の發起にて、揚雲院殿佛譽阿徹大居士及び檀家の協力にて造營せり。

本誓寺

境内は四百七拾四坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・土藏・鐘樓堂・表門を存す。外に地藏堂あり。

本誓寺は安樂寺の南にあり、彼佛山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿三年檀家の協力して造營せし所なり。境内は四百六拾七坪を有し、本堂・庫裏・書院・小書院・廊下・玄關・鐘樓堂・藥醫門を存す。外に觀音堂あり、堂に安置せる觀音の像は春日の作なりといふ。

一乘寺

一乘寺は本誓寺の南にあり、究竟山當麻院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長二年五月檀家の協力を以て照譽上人善行和尚の開創なり、其の後元祿三年八月檀家協力して之を再建せり。境内は參百四拾七坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・藥醫門を存す。外に觀音堂あり。

菩提寺

菩提寺は一乘寺の南にあり、東陽山上求院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十一年正月二十五日檀家の協力を得て閑譽顯故和尚の開創なり。其の後寶曆八年三月檀中の協力にて更に再建せり。境内は五百貳坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・小書院・藥醫門・非常門を存す。外に觀音堂あり、堂に安置せる十一面觀世音は恵心僧都の作なりと。

法泉寺

法泉寺は菩提寺の南にあり、龍淵山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿二年四月源察西堂和尚の開創なり。元文四年九月七世實譽珂然は檀家の協力を以て本堂を再建せり。境内は壹百六拾九坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・小座敷・土藏・藥醫門を存す。外に毘沙門堂あり。

法音寺

法音寺は一乘院と相對して路の西側にあり、佛國山峰月院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十七年三月五日檀家の協力を得て白譽上人の開創せし所なり。寶曆八年五月八世智禪檀家の協力を依りて更に之を再建せり。境内は五百參拾九坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・小書院・土藏・鐘樓堂・藥醫門・長屋門を存す。

隆專寺

隆專寺は法音寺の南にあり、旭耀山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和二年三月檀家の協力を以て誠譽上人の開創なり。安永八年四月九世海譽は檀家の協力を得て之を再建せり。境内は七百六拾壹坪を有し、本堂・庫裏・書院・小書院・玄關・茶所・鐘樓堂・藥醫門を存す。外に毘沙門堂あり。もと庭内に櫻樹ありて花を開き、隆專寺の糸櫻と呼ばれ、寺名も之が爲め世に知られしが、已に枯れて今あるものは若木なり。

糸櫻

圓通寺

圓通寺は隆專寺の南にあり、三融山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長三年三月十五日檀家協力して之を創建せり。其の後大破に及びしを以て、寶曆六年三月檀家協力して更に再建せり。境内は五百參拾五坪を有し、本堂・庫裏・玄關・小書院・土藏・鐘樓堂・藥醫門を存す。外に觀音堂及び位牌堂あり。

清恩寺

清恩寺は圓通寺の南にあり、淨光山春光院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長年中檀家の協力を以て存詔大徳の開創せし所なり。其の後本堂焼失せしを以て、天保年中檀家の協

大乘寺

力に依りて十二世戒譽光湛之を再建せり。境内は五百參拾五坪を有し、本堂・庫裏・書院・小書院・玄關・土藏・藥醫門を存す。外に觀音堂あり。

大乘寺は清恩寺の南にあり、松見山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十七年十月十五日檀家の協力を依り、廓公大和尚の開創なり。境内は五百坪を有し、本堂・庫裏・書院・小座敷・居間・玄關・土藏・鐘樓堂・藥醫門を存す。

堂閣寺

堂閣寺は大乘寺の南にあり、園林山と號し、日蓮宗妙滿寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。寛永十六年二月二十八日開基境知院日香上人の建立、本願人は湊屋喜右衛門なり。享保三年中興本願主石原治右衛門正勝檀家の協力を以て修繕せしが、寶曆五年焼失しければ、其の後再建したるも、三十四世日理の代嘉永七年十一月五日の大地震にて本堂・釣鐘堂を破却せられ、後日監の代に至り、檀中山中良藏の寄附を以て堂宇を再建せり。境内は四百六拾九坪を有し、本堂・庫裏・座敷・居間・玄關・藥醫門を存す。

宗惠寺

宗惠院は五大山と號し、眞言宗東寺派教王護國寺末にして金剛薩埵を本尊とす。創立の年月詳ならず。元祿年間來邊之を再建し、安永年中秀神中興せり。境内は貳百六拾四坪を有し、本堂・庫裏・書院・表門を存す。

光聖寺

光聖寺は遍照山と號し、淨土宗善導寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。享保四年十月貞故比丘尼の私

光正寺

費を以て開創せし所なり。其の後過半焼失せしを以て、寶曆二年二世貞松檀越と協力して之を再建せり。境内は四百貳拾貳坪を有し、本堂・庫裏・書院・小書院・玄關・藥醫門及び土藏を存す。

光正寺は淨土宗清淨華院末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛延三年三月十五日開基惠通の寺地を買得して創立せし尼寺なり。境内は六百坪九合を有し、本堂・庫裏・小座敷・土藏・藥醫門を存す。

了安寺

了安寺は眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒詳ならず。拾貳坪五合の境内に本堂及び鐘樓堂を存す。

道善寺

道善寺は東光山と號し、本門法華宗本興寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす、元祿元年道善の開創なり。寛保三年五月十二日回祿の災に罹り、堂宇舊記等悉く烏有に歸す。寛延四年二月住職宗清堂宇を再建す、寄附主は當國河邊郡久代村の傳兵衛なり。天保元年三月四日尼智景なるもの入寺し、堂宇大破せるを以て同十年五月私財を投じて修繕せり、今も尼寺なり。境内は四百六坪を有し本堂・庫裏及び門を存す。

天王寺生玉寺町（舊生玉寺町）

玄徳寺は北部東側にあり、日華山と號し、臨濟宗妙心寺末にして釋迦如來を本尊とす。寛文二年天隨大和尚の開創なり。明和三年檀家の寄財を以て本堂及び庫裏を再建し來りしが、現今の本堂は明治二十一年十二月七日・庫裏は大正元年十二月八日落成の新築なり。本堂には本尊の外に謂ゆる錢觀音

玄徳寺

錢觀音

を安置す、同觀音はもと天滿の靈岑庵にありしものなり。其の由來を尋ぬるに、豊前中津藩小笠原侯の家臣に澤井莊兵衛といへる者あり、長男角助君命を拜して東武に赴きしに、歸路寛文元年十月十一日途中に於て病死せしかば、其の母之を歎き悲しみ、遂に落飾して佛門に歸し、以空禪尼と法名し、別廬を設けて進修し、毎日普門品を誦し、一器を廬上に置きて一品を終る毎に一錢を投入しつゝ、ありしが、七年の後に至りて青錢は器に滿てり。其の年十月十一日角助の七回忌を營み、諸老僧を請じて供養しけるに、同夜隣家より火を失して草廬も類焼せり。依て翌朝青錢を捜査したるに、青錢は灰燼の中に熔解して一塊となり、長さ三寸の觀音佛と化し、妙相殊絶なりしかば、皆人奇異の思を爲し、禪尼は渴仰隨喜せり。之が爲め錢觀音と呼ばれて其の噂は遠近に高く、遂に藩主の聞く所となり、藩主は像を城中に請じて香花を供し、莊嚴彩色の厨子を作らしめて寄附せられ、かつ黄檗山の木庵・黄泉・法雲の三禪師も亦之を傳聞し、各讚を作りて贈れり。禪尼は尊信益厚く曾て其の側を離るゝことなかりしが、元祿六年八月十日七十六歳を以て逝去せり。歿後親戚等は居士の化蹟の絶えなんことを懼れ、禪尼に因みありし老僧の住せる大坂天滿の靈岑庵に送りて安置せりといふ。事は元祿十年三月十八日に記されたる銅錢觀音大士記に詳なり。同記は其の末尾に前住妙心現住當庵雪庵八十翁筆とあれば、雪庵はもと妙心寺の住職にして後靈岑庵の住職たりしなるべく、同庵は亦妙心寺派たりしを以て何等かの因故に依りて同派たる當寺に移されたるものならん。銅錢觀音大士記及び三禪師の贈られたる讚中、黄

大島默翁述
井太雪の墓

泉・法雲兩師の二軸は當寺に傳はりて現存せるも、木庵禪師の一軸を缺けるは惜むべし。境内は五百四拾參坪を有し、本堂・庫裏・玄關及び藥醫門を存す。墓地に大島默翁、澁井太雪の墓あり。

光善寺

光善寺は玄徳寺の南にあり、心知山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長元年三月三日檀家の協力を以て傳譽上人の開創なり、境内は四百五拾壹坪を有し、本堂・庫裏・書院・小書院・玄關・土藏・藥醫門を存す。

大善寺

大善寺は光善寺の南にあり、即是山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす、慶長七年檀家の協力を以て念譽休心和尚の開創なり。境内は四百六拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・藥醫門を存す。外に觀音堂・毘沙門堂・吒枳尼天堂あり。

増福寺

増福寺は大善寺の南にあり、清光山白毫院と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和元年二月十日檀家の協力を以て臨蓮社良譽上人の開創せし所なり。明和八年六月火災に罹りて本堂焼失せしも再建せり。然れども此の火災に依りて舊記悉く焼亡したるを以て寺歴詳ならず。境内は參百八拾貳坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・土藏・藥醫門を存す。墓地に薄田兼相の碑あり、兼相は謂ゆる岩見重太郎なり。大形の五輪の表面に興徳院殿筆譽慧仁大道居士(兼相の本諱は「」と題し、其の側面に左記の文を刻せらる。之に依れば同家は薄田兼相の裔を以て自ら居りしものならん、碑は即ち同薄田兼實の建てし追悼碑なるを知るべく、碑底には兼相の用ひたる兜を埋めたりと寺傳せり。兼實

薄田兼相の
碑

の家は當寺の檀越なり、堂島にありて屋號を天王寺屋といひ、其の位牌は當寺に納められ、過去帳にも記載せらる。但し過去帳は前記の如く明和の火災に罹りたるを以て、現存するものは寛政十二年以後のものなり。同過去帳に依れば兼實は通稱を作兵衛といひ、文化十二年十月二日逝去して一譽兼實教道居士と諡號せられ、嘉永元年十二月二十三日に死去したる天王寺屋清兵衛に至るまでの歴代は同過去帳に見ゆるも、其の後はなし。想ふに家運傾きて他に轉居せしものならんか、一時は堺に居りしと傳ふれども、今其の存否明ならず。又當寺は新町なる舊槌屋の菩提所にして、同家の墓あり。且木村長門守が槌屋の祖先に與へしものなりといへる、槌屋傳來の檜の棒は今當寺に所藏せらる、眞否固より不明なるも、木村の二字及び書判の烙印ありて長さ四尺餘なり。

薄田 兼 人 之 碑 文

兼人正薄田兼相山城人、本性橋、世仕皇朝、君身體豐偉、智力絶人、以材武自許、此時内府豐臣秀頼攘漢華招四方豪傑之士、君往屬之、戰功頗多、慶長二十年乙卯五月六日譽田山之役戰不利、因遂致死、迄今文化甲戌之年、星霜已二百載、遠孫兼實追慕之情不堪哀感、竊法誼曰興徳院殿筆譽慧仁大道居士、茲勒片石以修厲事、惟國家寬仁之政勳以忠孝、榮大之謬賦不替既往、烏鳥之私情庶蒙矜憫

文化十一年甲戌二月六世孫薄田兼實謹建之

淨蓮寺

淨蓮寺は増福寺の南にあり、樂邦山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長

長圓寺

五年檀家の協力を以て大譽上人の開創せし所なり。安政六年十一月六日、十六世吳譽天隆之を再建せり。境内は參百貳拾五坪を有し、本堂・庫裏・書院・藥醫門を存す。

長圓寺は淨蓮寺の南にあり、突龍山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十一年照譽の開創なり。其の後の寺歴は詳ならず。境内は四百參拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・小座敷・藥醫門を存す。

寶泉寺

寶泉寺は長圓寺の南にあり、光照山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長六年檀家の協力を以て住譽存把和尚の開創なり。寛文十一年二月二世信譽之を再建せり。境内は壹百六拾九坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・藥醫門を存す。

寶國寺

寶國寺は寶泉寺の南にあり、文澤山松樹院と號し、淨土宗大寶寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永三年正月十六日開基大譽上人現珂寶國周徹大和尚檀家の協力を以て創建せり。境内は貳百四拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・小座敷・玄關・藥醫門を存す。外に行者堂あり。

青蓮寺

青蓮寺は寶國寺の南にあり、吉祥山遍照院と號し、眞言宗高野派正知院末にして金剛界大日如來を本尊とす。慶長元年良雅の開立なり。もと茶臼山の東にありしが、明治元年神佛分離の際、生玉神社々僧志宜山法案寺の一時廢止せられしより、同三年八月其の塔中なりし醫王・遍照兩院の檀徒は當寺に轉屬し、後檀家協議戮力して當所に移せり。境内は參百八拾五坪を有し、本堂・庫裏・離座敷・土藏を存す。外に觀音堂あり。

九應寺

九應寺は寶國寺と相對して路の西側にあり、品蓮山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十八年檀家の協力を以て莊譽宗嚴の開創なり。境内は參百九拾九坪を有し、本堂・書院・玄關・土藏・藥醫門を存す。外に地藏堂あり。

西方寺

西方寺は九應寺の北にあり、安養山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿二年二月朔日檀家の協力を以て念譽上人の開創せし所なり。境内は六百九拾七坪を有し、本堂・同下家・庫裏・同下家・書院・小書院・玄關・土藏を存す。外に地藏堂・觀音堂・辨天堂あり。

大安寺

大安寺は西方寺の北にあり、三室山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長元年檀家の協力を以て大譽久嚴の開創なり。享保三年六月六世嚴序之を再建し來りしが、本堂・庫裏・書院は明治三十二年一月三日午後十時火災に罹りて燒失せしを以て、本堂及び庫裏の再建に着手して同三十五年十二月十五日・書院は同四十一年八月七日落成せり。外に新建の玄關及び在來の鐘樓堂・土藏・藥醫門・辨天堂あり、境内は八百八拾貳坪なり。

大寶寺

大寶寺は大安寺の北にあり、無量山阿彌陀院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿二年三月十五日靈譽國阿上人檀家の協力を得て創建せり。延享四年十月大坂島之内より當所に移轉再建せり、故に其の舊地には大寶寺町の稱を殘せり。境内は七百九拾參坪を有し、本堂・庫裏・書

銀山寺

院・玄關・廊下・座敷・浴場・土藏・藥醫門を存す。外に觀音堂・地藏堂あり。
銀山寺は大寶寺の北にあり、寶樹山莊嚴淨土院と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寺地は京都黒谷金戒光明寺二十四世の貫主縁譽休岸の隠居して、天正十九年に創立し、大福寺と稱せし所にして、後、豊臣秀吉の命に依り銀山寺と改めしといふ。寛永八年四世大譽柳花檀中の協力を以て再建中興せり。境内は九百九拾六坪を有し、本堂・庫裏・方丈・小書院・玄關・鐘樓堂・土藏・藥醫門を存す。外に觀音堂・辨天堂あり。

下寺町二丁目

金臺寺は北方西寺町一丁目源聖寺の南にあり、紫雲山常稱院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十一年三月十四日檀家の協力を以て寶蓮社泉譽上人在徹和尚の開創せし所なり。境内は六百貳坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・鐘樓堂・土藏・藥醫門を存す。外に觀音堂・地藏堂あり。

金臺寺

萬福寺

萬福寺は金臺寺の南にあり、慶立山と號し、淨土宗にして阿彌陀佛を本尊とす。もと光明寺・禪林寺の兩末たりしが、明治二十三年十月二十四日光明寺の末となる。文祿三年鏡空上人開導和尚の開創なり。和尚は前田大納言利家の弟にして、俗稱は次良兵衛利信なり。境内は九百拾八坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・土藏・鐘樓堂を存す。外に觀音堂・地藏堂あり。

大覺寺

光明寺

河野如齋の墓

大覺寺は萬福寺の南にあり、法性山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。道蓮社白譽上人輕毛和尚の開基なり。境内は七百九拾參坪を有し、本堂・庫裏・書院・小座敷・玄關・經藏・土藏・藥醫門を存す。外に觀音堂あり。
光明寺は大覺寺の南にあり、孤峯山龍池院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長八年二月十日檀家の協力を以て相蓮社傳譽上人團哲和尚の開創せし所なり。境内は七百六拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・小書院・玄關・土藏・小座敷・藥醫門、及び觀音堂を存す。墓地に河野如齋の墓あり。

心光寺

宗念寺

光傳寺

鯛屋貞柳の墓

心光寺は光明寺の南にあり、護念山榮玉院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永元年三月十日檀家の寄財を以て圓蓮社秀譽榮玉西向和尚の開創なり。境内は五百貳拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・藥醫門を存す。外に觀音堂あり。
宗念寺は心光寺の南にあり、嶺卓山松林院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長九年信譽宗念の開創なり。境内は四百九拾七坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・藥醫門を存す。
光傳寺は宗念寺の南にあり、佛迎山感應院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。方譽西念の開創なり。境内は六百七拾七坪を有し、本堂・庫裏・小座敷・玄關・土藏・門、及び鎮守堂を存す。墓地に鯛屋貞柳の墓あり。

超心寺

超心寺は光傳寺の南にあり、願生山常然院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。善譽上人の開創なり。境内は五百五拾參坪を有し、本堂・庫裏・内佛間・書院・玄關・門を存す。外に地藏堂あり、堂に安置せる地藏尊は俗に夜明地藏と呼べり。

西性寺

西性寺は超心寺の南にあり、安養山報土院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。源蓮社秀譽上人巖岌和尚の開創なり。境内は七百五坪を有し、本堂・庫裏・書院・土藏・藥醫門を存す。外に觀音堂・鎮守堂あり。

法界寺

法界寺は西性寺の南にあり、嶺光山西照院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。厭譽欣西の開創なり。境内は參百六拾六坪を有し、本堂・庫裏・書院・居間・土藏・藥醫門を存す。外に地藏堂あり。

大光寺

大光寺は法界寺の南にあり、常照山攝取院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。燈蓮社傳譽上人牛澤大和尚の開創なり。境内は七百拾壹坪四合を有し、本堂・庫裏・座敷・居間・玄關・休息所・藥醫門を存す。外に大師堂あり。

法善寺

法善寺は光傳寺と相對して道の西側にあり、園鏡山と號し、淨土宗清涼寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。享保元年三月二十五日本山清涼寺齋譽堯鎮の開立なり。境内は四百貳拾貳坪を有し、本堂・庫裏・書院・廊下・玄關・表門を存す。

圓正寺

圓正寺は法善寺の南にあり、万年山と號し、眞言宗高野派寶壽院末にして準提觀世音を本尊とす。寛文中高野山麓慈會院村勝利寺一世本珊の職務中に創立せし所なり。境内は貳百九拾四坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。外に聖天堂・秋葉堂・行者堂・觀音堂あり。觀音堂の本尊は大和國長谷寺の觀世音と同木同作なる丈二尺八寸の座像にして、孝謙天皇深く御信仰あらせられ、天平勝寶六年九月大和國法隆寺へ納佛し給ひしを、文和二年八月南都二月堂の奥堂に移し、更に大永五年三月比叡山の水呑谷に移せしが、元龜二年九月十三日堂宇兵燹に罹りしを以て近江國三井寺に移し、其の後(年月不詳)浪華吉原なる泰專庵に移し、あること六十餘年にして、寛永九年十一月六日僧圓慶は新町南通四丁目に堂宇を建立して之に安置し、白洲觀音と呼び來りしが、明治四十五年四月また同所より當寺境内に移轉せり。堂は二間四面なり。

下寺町三丁目

善福寺
宗慶寺

善福寺は下寺町二丁目大光寺の南にあり、正因山淨業院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十九年九月二十日檀家の協力を以て乘蓮社一譽宗念和尚の開創なり。境内は六百四坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・土藏・鐘樓堂・藥醫門を存す。外に辨天堂・地藏堂あり。

宗慶寺は善福寺の南にあり、普廣山大德寺と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。香蓮社深譽春益和尚の開創なり。境内は六百參拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・客殿・土藏及び

善龍寺

門を存す。

善龍寺は宗慶寺の南にあり、一雲山化川院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌佛を本尊とす。慶長七年七月檀家の協力を以て順譽宗林の開創せし所なり。境内は四百參拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・藥醫門を存す。外に觀音堂・大日堂あり。

稱名寺

稱名寺は善龍寺の南にあり、意念山大運院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀如來を本尊とす。寛永元年七月五日檀家の協力を以て往譽善得の開創なり。境内は四百拾壹坪を有し、本堂・庫裏・小書院・藥醫門を存す。外に觀音堂あり。

西照寺

西照寺は稱名寺の南にあり、光明山壽徳院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長元年檀家の協力を以て心譽利傳の開創に係る。境内は五百六拾壹坪を有し、本尊・庫裏・書院・玄關・鐘樓堂・藥醫門を存す。外に觀音堂あり。

正覺寺

正覺寺は西照寺の南にあり、善照山大音院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿元年五月十日檀家の協力を以て嚴蓮社靈譽樹洪和尚の開創せし所なり。境内は參百六拾六坪を有し、本堂・庫裏兼書院・茶所・藥醫門を存す。外に觀音堂あり。

幸念寺

幸念寺は西覺寺の南にあり、佛名山心林院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。源運社本譽等把上人の開創なり。境内は參百七拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・別間・藥醫門を存す。

外に地藏堂あり。

西年寺

西年寺は幸念寺の南にあり、岑松山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒詳ならず。境内は參百拾四坪を有し、本堂・後堂・庫裏・書院・小間・居間・玄關・鐘樓・土藏及び藥醫門を存す。

良運院

良運院は西年寺の南にあり、天隣山と號し、寺名は佛乘寺なるも、院號を以て稱せらる。淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。法蓮社傳譽良運和尚の開創なり。境内は九百七拾九坪を有し、本堂・庫裏・書院を存す。外に地藏堂あり。

大泉坊

大泉坊は西照寺と對して道の西側にあり、貞壽山と號し、寺名を隨求寺と云ひ、眞言宗高野派に屬して大隨求明王を本尊とす。京都清水寺末たりしが、明治二十六年八月十一日天王寺生玉寺町青蓮寺末となる。嘉慶元年大阿闍梨弘鑊の開創なり。弘鑊は佐伯氏、讃岐の人なり。同三年足利義滿高野山に登臨したる際當寺に立寄り、深く本尊に歸敬して永く武運長久の祈禱場と爲せしが、天正十三年豊臣秀吉之を再建せり。秀吉幼稚の時明王の尊像を求めて土中に感得し、隨身渴仰せしが、後、關白の顯職に昇るに至りしかば、是れ偏に隨求明王の威徳の然らしむる所ならんと深く感じければ、當坊を再興し護念尊を安置して本尊となし、方一町の除地を寄せ、毎年供米參百石を寄附し、且其の歸依僧弘海律師を尾張國知多郡野間庄の大坊より招きて住職たらしめ、更に貞壽山隨求寺大泉坊の號を授

く。然るに元和五年に至り除地及び供米は徳川氏の爲めに召上げられて無祿となれり。境内は五百拾七坪を有し、本堂・庫裏・茶所・表門を存す。外に大師堂・地藏堂・観音堂・吒尼天堂あり。

下寺町四丁目

遊行寺は下寺町三丁目良運院の南にあり、正しくは佛智山圓成院極樂寺なるも、遊行一派の道場たるより遊行寺と俗稱せり。時宗清浄光院末にして薬師如来を本尊とす。傳へいふ往昔聖徳太子の勝鬘經を講じ給ひし舊蹟にして、後、時宗の祖一遍上人天王寺參籠の際此に籠居せしことあり、本尊薬師佛は延享年中遊行第五十一世賦存上人の本堂を再建して安置せしものなりと。本堂の傍に芭蕉の像ありしが今はなし。像は高さ一尺七寸にして、初の江州にあり、後暫く江戸にありしを、二柳・舊國・蝶夢などいへる俳諧師の相謀りて當寺に寄附せしものなりといふ。境内は六百七拾五坪を有し、本堂・庫裏・玄關・廊下・鐘樓堂・薬醫門・長屋門を存す。外に行者堂・地藏堂・閻魔堂あり。庫裏の西にはもと芭蕉翁の碑を存したりしが、今は移されて道の西側になる芭蕉茶屋にあり、高さ九尺許、表題は黄檗秋山の筆、銘は豊前の醫牛山香月の撰なり。

碑銘

桃青子、姓松尾、字甚質、號芭蕉翁、産于伊賀、官于伊勢、卒于難波、其顛末載于野坡子之碑文、故不贅矣、余嘗觀世間九流百家稱師弟者、生前懷其德者最多、及身故也報其恩者甚少何乎、蓋學其道而未得則不遠千里來、侍事左右而仰望其德、是有所求

于彼也、既得之則棄之如髮、以耻稱師、況乎報其恩耶、夫誦諸者和歌之一體也、嗜之者稱之道而擇之師者不亦宜乎、翁素嗜此道、壯而致仕、遂離郷而到于兩都及難波、所到之處門人弟子營室廬致衣食以給焉、然其性洒落、四壁而立、所寓無突黔之地、其動靜語默必於謫可謂此道之盟主滑稽之巨擘也、嘗謂弟子曰、誦諸者和歌之一體也、古哲所謂和歌無師、仲己之性情而吟咏焉、而天下之口非一、世與時相變矣、以故格調亦自異、翁和歌於今古、唐詩於盛晚、然唯願結蓮道如何耳、賴翁得此道、解其惑者億萬、翫然而化矣、蓋關西東嗜此道者、悉莫不爲之師壹、是皆稱其流亞、就中野坡子傑然繼其緒、以倡此道于四方、當翁之七回諱辰、遠來西肥經史其門人而建碑于長崎、手自裁碑文、復當十七回忌之歷、來筑紫與其弟子相謀而建碑于宮崎、今茲亦來關、參防長以東迄難波諸州門生、而彫刻石碑建于天王寺裏某所、其他翁之墓散在諸州者、一在江之義仲寺、一在東都深川長慶寺、其在洛之雙林寺者、翁之門人支考所建云、今野坡子所建者、蓋難波翁之所卒地也、是欲傳師德乎久遠而不朽、謝師恩乎、當已以不誼也、一日野坡子扣余門來告曰、我既老矣、逮翁之五十回忌亦不可知、故有此舉、今年買翁之謝世四十一年云、且乞碑文余曰、吾子之巧其勸哉、余雖不敏不敢辭、嘉獎其欲謝師恩之志、爲誌云

享保十九甲寅歲晚秋日 前豊倉藩醫官八十翁牛山香月啓益誌

同寺の南邊より東に向ひて登れるは勝鬘坂なり、坂は其の上り詰北側なる夕陽丘町に已記勝鬘院のあるを以て此の名あり。坂の兩側はもと遊所ありて勝鬘と呼ばれ、其の名は安永二年の遊所名中に見ゆれば、久しき以前より存したるものなるべし。青樓のありし區域は、南は清水の北坂より西は遊行寺の前を北に一町餘り廻りしといふ。劣等なる遊所にして、慶應の頃までは存せしも、明治二年以來の遊所整理に關する公文中に其の名見えざれば、其れ以前に廢絶せしものならん。

勝鬘坂

泰清寺

合邦ヶ辻

泰清寺は清水阪の下にあり、淨土宗西山派光明寺末にして曼荼羅中英佛を本尊とす。寶曆五年三月一日紹空哲山和尚の創建なり。境内は五百四拾四坪を有し、本堂・庫裏・玄關・土藏・藥醫門を存す。下寺町四丁目を南に出づれば逢阪下之町の相坂なり、即ち四天王寺の西門前より來れる坂路なり。其の北側なる西方寺のある附近は、謂ゆる合邦ヶ辻のありし所にして、もと下寺町より南方天下茶屋に通ずる道ありて、此の相坂筋と交叉點を爲し、院本に見ゆる合邦なるもの來り住せしより合邦ヶ辻の名起れりと傳ふれども信じ難し。或はいふ聖德太子と守屋大連の互に其の信する所の法を較べ合はするの巷たりしを以て合法四會がっほよんかいなりと。又いふ正しくは學校ヶ辻にして、昔此の地に四天王寺の學校ありしより學校ヶ辻といひしが、後轉訛して合邦ヶ辻となれりと。共に詳ならず。

西方寺

西方寺は逢阪下之町にあり、曉月山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。寺傳に依れば僧正行基の開基なり。行基は天平二年聖武天皇の勅願に依り、河内國河内郡池島村に於て七堂伽藍を建立して六萬寺と號し寺門繁榮せしが、天慶年間に至りて堂宇悉く燒失せり。然るに後宇多天皇の弘安五年五月同國高安郡坂本村の長者水瀬吉松は、かねて聞法篤信の者なりしを以て、施主となりて堂宇を再建し寺號を西方寺と改めしが、貞和三年楠正行の兵火に罹りて再び燒失せしを以て、大坂の玉造に移轉したるに、石山合戰の節いかなる故のありけん、織田信長は當寺住職慶阿彌に陣中の内目付を命じ、陣鐘・陣太鼓の二種を與へ、且攝・河兩國に於ける六齋念佛の取締を命せり此の六齋念佛取締は隠微して明

天王寺公園

治維新の
際に至る。然るに元和元年の兵燹に燒失して、寛永二年難波村に移りしが、慶應四年正月七日また燒失せしかば、教通の便宜を圖りて同七年三月更に當所に轉し、檀信徒者の助力を以て堂宇を新建せり。境内は壹百四拾坪を有し、本堂・庫裏・拜所・藥醫門を存す。外に閻魔堂あり、堂に安置せる閻魔王は、もと天王寺町内持にて辻堂に安置せられしを、當寺に移せしものに係る。濃厚なる容貌他と撰を異にし、石佛としては多く見ざるの傑作なり。頭痛を病むもの多く來りて賽し、賽するには必ず菟蓐を供ふるを例とす、其の何の故なるかを知らず。

天王寺公園は天王寺阿倍野筋二丁目・同茶臼山町・同玉水町・逢阪下之町に亘り、廣袤六萬四千五百壹坪壹合貳勺にして、明治三十六年第五回内國勸業博覽會場敷地の一部なり。同博覽會の終了後に於て、當時未だ公園を有せざりし市は、此の地に公園設置の議を決し、巨萬の財を投じて起工し、明治四十二年十二月三日初めて東部の四萬九千五百壹坪壹合貳勺を開園し、同四十五年三月西部の壹萬五千坪を開園したるもの即ち該公園なり。地は東に茶臼山を仰ぎ、南は阿部野岡に連れる勝區を占め、庭園は和洋兩式に分たれ、園池亭榭は巧に排置せられ、閑雅瀟洒の趣深く、運動場・奏樂場・通俗植物園・温室・動物園等を備へ、市中に於ける最大公園にして、市民行樂逍遙の所となる。且園内には隨時博覽會・共進會・展覽會等の開催に便せる勸業館あり、各種公私の集會に利せる公會堂あり、通俗的教育に資せる爲めの市民博物館あり。市民博物館は大阪市に於て今上天皇陛下即位御大典紀念事

業として、大正四年十月市會の決議を経て創設に着手し、同八年二月に至りて一部開館せらる。本館・別館より成り、本館は市勢・商工・歴史・都市生活の各部門に分れて、大阪市の現在・過去・將來に涉れる諸般の狀況及び施設に關する資料を陳列し、別館は電氣・機械・物理・化學・天文に分科せられて、各種機械の實物又は模型・標本を備え、以て來觀の市民に市民として必須の智識及び文化生活の指導を與へ、科學的智識の啓發に資せらる、此の施設は本邦最初の試なりといふ。

西蓮院

西蓮院は逢阪上之町相坂の南側にあり、淨土宗一心寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本尊は唐土道綽禪師の作なり。慶長六年二月光譽西蓮上人の創立に係る、同上人は一心寺三十世の住職たりしが、後其の職を辭して當院に移れり、もと同寺の塔中なりしが、明治維新後離れて其の末となれり。本堂・庫裏・書院・小書院・藥醫門は存す。

安井神社

安井神社は同町字南の丸にあり、天神山又は安井森とも稱し、風景の美を以て名あり、菅原道眞を祀る。傳へいふ、公の筑紫に左遷の時、河州土師里より浪速の浦に來り、舟に乗りて出でんとせしに、海上浪荒かりし爲の暫く此に立寄りて憩はれたる舊址たるを以て、其後四十年を経たる天慶五年八月二十日、公の靈を此に祭りて安居神社と名づけ、後に行はれし芝原祭と稱する神事は之に基けり。また一説にはいふ、もと天王寺の安居院ありし所にして、公の憩はれたるより安居の天神と稱せりと。今の安井は後の換字なり。寛延二年九月下村彦右衛門(大丸丸 服店主)當社に參詣し、破損の個所多きを歎じて

修營せしより縁となりて、今に至るまで同家に於て世話せり。舊社なれども無格社にして、氏子なく、社運を維持せらるゝは一に同家の力なりといふ。明治四十年難波の無格社金山彦神社(金山比古命・同比賣命・大物主命)を合祀す。境内は參千參百四拾坪八合八勺にして、本殿・拜殿・繪馬舎・社務所・神職住宅・集會所・連歌所・番小屋を存し、末社に淡島神社・稻荷神社・金山神社あり。老松は枝を交へて社頭に一井あり、即ち安井にして其の名世に高し。又眞田幸村戰死の蹟として尺餘の石に「さなだの松」と記せり。春祭は四月二十五日・秋祭は九月二十五日に行はる。

天曉院

天曉院は同町安井神社の東方にあり、佛國山清淨寺と號し、淨土宗一心寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿二年二月十五日檀中の協力を以て觀譽上人の開創せし所なり。境内は壹百參坪五合七勺を有し、本堂・脇座敷・庫裏・玄關・門を存す。外に地藏堂あり、堂に安置せる地藏尊は俗に引導地藏又は三鐘地藏と稱し、往時村民葬送の際は、四天王寺西門の引導石に棺を据えて、無常院即ち六時堂の鐘を撞き、其れより此の堂前を過ぎて墓所に送るに際し、更に堂前の鐘を三たび鳴らすを舊例とせしより此の名ありとなん。

引導地藏

一心寺

一心寺は同町相坂の南にあり、北は安井神社に對し、西は近く天王寺公園を瞰下し、遠く大阪灣を望み、南は茶臼山に向ひて風光に富めり。淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。本尊は毘首羯摩の作なりと傳ふ。文治元年四月四天王寺の寺務慈鎮和尚此の地に方四間の草庵を營みて、新別所と稱

し、法然上人を請じて住ましめしもの當寺の權輿にして、今も法然上人舊蹟二十五ヶ所の一に數へらる。當時後白河法皇の四天王寺五智光院に御幸あらせられし際、暫く此の新別所に御輦を駐めさせられ、上人と共に日相觀を修め給ひ、詠歌の御贈答ありしことは夫木集に見えたり。

阿彌陀佛といふより外は津の國の難波のこともありぬへし

上人

難波湯にしに入る日ななかわればよしあしとも南無阿彌陀佛

御製

後星霜を経て頽廢せしが、慶長初年三河の僧存岸、宗祖の遺跡を慕ひて遙々下總國佐倉の清光寺より來り、一千日禁足晝夜不眠の念佛を修して之を再興せり。其の一心稱名を以て成りしが故に、寺を壽命山觀稱院一心寺と名づけしが、後、徳川家康來り、存岸の勸修堅固なるを歎賞して造寺資料供給の便を與へんとし、其の所望を問ひしに、存岸は唯境内不殺の外更に望む所なしと應へしかば、家康は殺生禁斷の制書を附し、山内の古松を千載貞松と祝して、其の席にあり合せたる障子の板面に「板松山」の三字を手書して與へ、且其の子仙千代丸の死するや、存岸其の謚號を高岳院殿慈林陽大童子と撰せしより、山號を板松山・院號を高岳院と改む。三十世本譽にまじり堂宇を修葺し、五十世戒譽は弘化四年三月檀家並に十方信者の協力を以て更に之を修營せり。境内は參千貳百九拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・茶室・鐘樓堂・寶藏・土藏・門番所・表裏の藥醫門を存す。外に位牌堂・納骨堂・觀音堂・地藏堂・彌勒堂・開山堂あり。納骨堂には彌陀・釋迦の二尊及び二十五菩薩を安置せり、故に一に菩薩堂

仙千代丸・
本多忠朝・
小西來山の
墓

とも稱す。開山堂には法然上人の像を祭り、世に之を横取の御影と稱す。堂の西に圓光大師廟あり、即ち法然上人を葬れる所なり。而して表門は其の色黒くして黒門と稱す、傳へて大坂城三の丸玉造の黒門を移せしものなりといふ。書院の庭中に駒繫の松あり、家康の陣營に赴かんとして馬を繋ぎし所なりと傳ふれども、今は枯死して其の朽株のみを残せり。霧ふりの松は、元和の役に家康の眞田幸村に追はれて當寺に入りし時、霧を降らせし樹なりとなん。又大久保彦左衛門手植の椿あり。書院の側に數寄屋あり、遠州八窓の茶室と稱し、大坂城中より移せしものなりと。本堂の額は華頂宮の筆にて、堂外の額は鷹司公・天井の大龍は古欄・襖の山水は狩野常信の筆なり。其の他所藏の寶物頗る多し。墓地には家康の男仙千代丸の墓を初め、元和の役に戦没したる本多忠朝・其の家臣九名を埋めし古墳、及び林藤四郎吉忠・松平助十郎正勝・柴雁助・小西來山・奥田拙古・八代目團十郎等の墓あり。其の他墳塋の多きこと市内の諸寺院に冠たり。塔中はもと三清庵・攝取庵及び西蓮院の三坊なりしが、西蓮院は已に獨立し、攝取庵は明治十五年五月北區上福島一丁目に移りて、今は三清院のみ残り。三清院は五劫思惟阿彌陀を本尊とす、本尊は唐土善導大師の作にして丈壹寸八分なり、僧圓信の入唐中請ひ受け來りしものなりといふ。正保元年正月二十日十方信者の寄財を以て創建せし所にして、本堂・庫裏を存し、當寺住職の退隱所なり。而して當寺の門前なる相坂には清水涌出し、世に相坂の清水と呼ばれて、大阪六清水の一に數へられしが、道路開修の爲め埋没せられて今はなし。

相坂の清水